



平成 29 年度浦安市環境ポスター展 小学生高学年の部最優秀賞 内山 有怜さん作

平成 29 年版 浦安市第2次環境基本計画年次報告書

平成 30 年3月

浦安市第2次環境基本計画

目 次

1 第2次環境基本計画の策定について ······ 1

1-1 第2次環境基本計画の趣旨

1-2 望ましい環境像

1-3 計画の対象範囲

1-4 計画期間

1-5 市・市民・事業者・滞在者等の役割

2 環境基本計画年次報告書の作成について ······ 4

2-1 年次報告書の作成趣旨

2-2 各種分野別計画、まちづくり計画との連携による推進

3 浦安市の概況 ······ 6

3-1 市の沿革と環境施策

3-2 自然的状況

3-3 社会的状況

3-4 東日本大震災の被害からの復興

4 施策 ······ 15

4-1 環境基本計画施策体系

4-2 推進体制

4-3 進行管理

5 環境施策の推進 ······ 18

基本方針1 安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する ··· 19

基本方針2 水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、
ふるさとのまちをつくる ······ 61

基本方針3 地球にやさしい低炭素社会を形成する ······ 77

基本方針4 環境への負荷の少ない循環型社会を実現する ······ 97

基本方針5 協働して環境保全に取り組む ······ 111

《資料編》

1	環境審議会	·····	資1
2	浦安市環境基本条例	·····	資2
3	浦安市環境保全条例	·····	資6
4	浦安市環境審議会規則	·····	資15
5	用語解説	·····	資16

1 第2次環境基本計画の策定について

1-1 第2次環境基本計画の趣旨

「第2次環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、「環境基本条例」（平成15年10月）が示す基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策などを、市・市民・事業者・滞在者等が協働して、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

本市では、平成17年1月に「環境基本計画」（計画期間：平成16年度～25年度）を策定し、環境の保全に関するさまざまな取り組みを進めてきました。

それにより、大気環境や水質改善に関する生活環境の改善、ごみの減量・再資源化に対する市民の意識醸成と一人あたりの1日平均ごみ排出量の減少、三番瀬の保全活動や共同清掃、地域の緑化活動といった市民・事業者などとの協働による環境保全活動など、本市における環境の保全に関する取り組みは進展を見せてています。

その一方で、都市化の進展に伴い、人間活動に起因する二酸化炭素など温室効果ガス排出量の増大及び、高集積な都市構造や人々のライフスタイルなど複合的な影響因子により発生するヒートアイランド現象、光化学スモッグ等の都市部特有の環境問題が顕在化してきています。

また、平成23年に発生した東日本大震災では本市は液状化現象による大きな被害を受けるとともに、電力等のエネルギー供給を他の地域から依存している都市部において、計画停電の経験など、私たちの生活や資源・エネルギーの重要性を認識する契機となりました。震災からの「復興計画」では、復興を最優先としながら、「低炭素社会」や「超高齢社会への対応」など社会的要請に的確に対応しながら、浦安が抱える構造的課題の解決に資する持続可能な都市づくりを目指すことを掲げました。

現在の多様化・複雑化する環境問題は、社会・経済的課題と複雑に関わりあっていることから、持続可能な都市づくりに向けては、環境的側面のみの解決にとどまらず、社会・経済的側面を統合的に向上させる必要があります。このため、「環境、経済、社会の統合的向上」に資する施策の展開につなげていくとともに、行政、事業者、NPO、市民などの協働により、健全で恵み豊かな環境を次世代へ継承することこそが、我々に課せられた使命です。

本市では、上述の趣旨を踏まえ、「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた 持続可能な快適環境都市うらやす」の実現を目指し、平成26年度を初年度とする本計画を新たに策定しました。

1-2 望ましい環境像

市・市民・事業者・滞在者等すべての人が自主的、積極的に行う環境の保全の推進にあたっての共有イメージとして、本計画が目指す本市の環境の将来像である「望ましい環境像」を次のように定めています。

人と自然とが共生する

水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす

1-3 計画の対象範囲

(1) 計画の対象地域

本計画は市全域を対象とします。

(2) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

対象とする環境項目		
○大気環境	○水環境	○その他生活環境
○身近な水辺	○身近な緑	○景観
○地球温暖化	○エネルギー	○廃棄物
○資源	○環境教育・環境学習	○環境保全行動

1-4 計画期間

本計画の計画期間は、「基本構想」及び「復興計画」の目標年度に合わせ、平成 26（2014）年度から平成 32（2020）年度までの 7 年間とします。

なお、社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況によって、適宜見直しを行います。

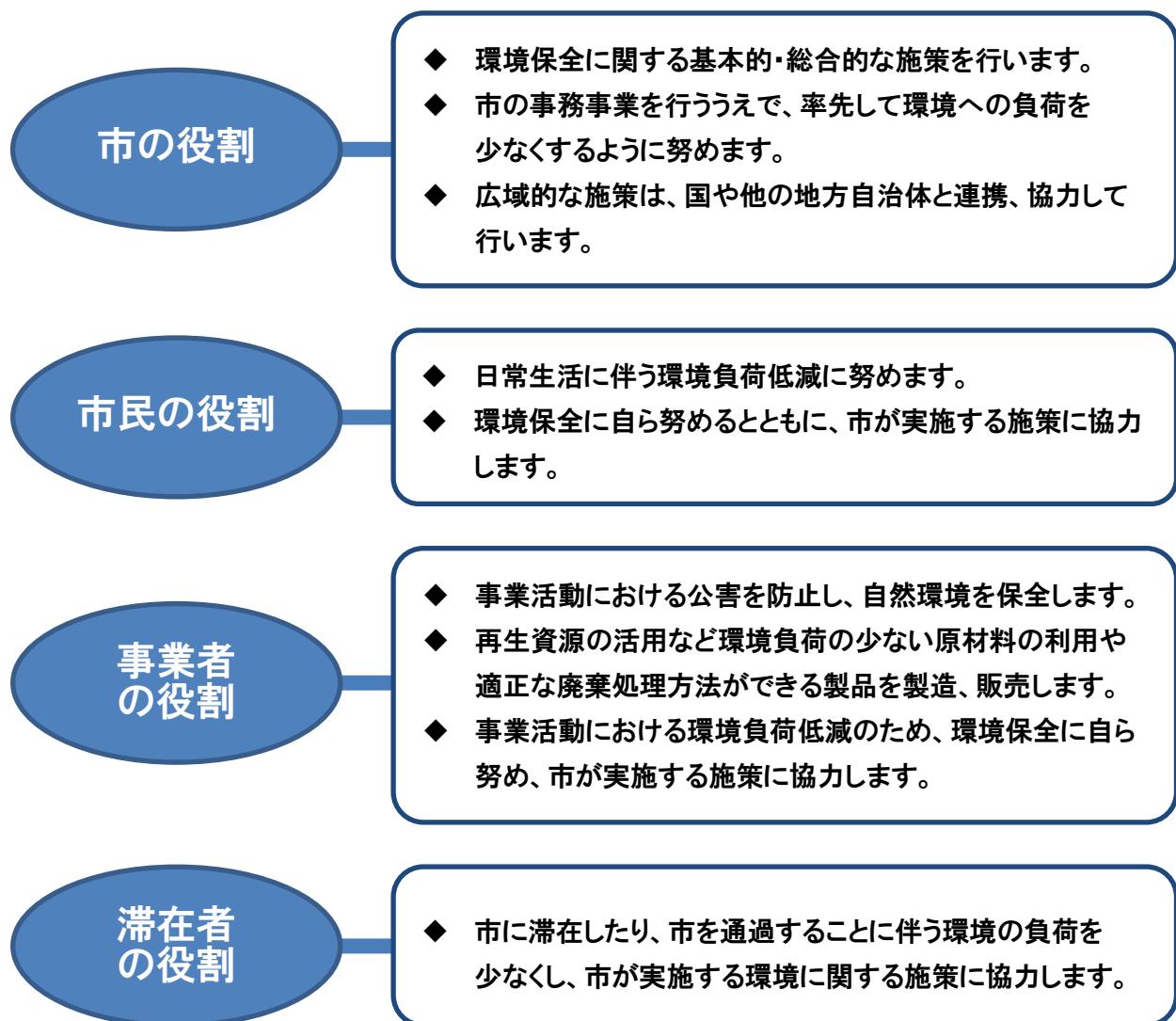
年 度	平成 25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)
基 本 構 想								
復興計画	復旧期							
	再生・創生期							
第 2 次 環 境 基 本 計 画								

1-5 市・市民・事業者・滞在者等の役割

今日の環境課題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が原因者となっており、私たち自身が被害者であると同時に加害者であるという特徴を持っています。そのため、個々の事業所や家庭において、一人ひとりが環境の保全に向けた行動を取ることが求められています。

このようなことから、本市の環境を保全するためには、市・市民・事業者・滞在者等がそれぞれの役割を認識し、協働して行動することが必要です。

本計画を着実に進め、計画に掲げる望ましい環境像を実現するために、各主体に求められる役割は次のとおりです。



2 環境基本計画年次報告書の作成について

2-1 年次報告書の作成趣旨

現在の多様化、複雑化する環境問題は、市民の社会生活や事業者の経済活動と密接に関係しており、社会・経済的課題と複合性を有しています。例えば、地球温暖化問題は、私たちの生活や事業活動から排出される二酸化炭素が原因となっています。私たちの生活は便利になり、経済活動を拡大する一方で、電力を大量消費し、二酸化炭素を増やしています。このような問題は、二酸化炭素の排出を減らす環境的側面のみに着目するだけでなく、社会生活や経済活動を維持、向上しながら、環境負荷を低減させていく、統合的な取り組みが必要となります。

このように、環境政策においては、環境的側面のみの解決にとどまらず、社会・経済的側面を統合的に向上させる必要があり、また環境政策は、社会・経済的側面からの深刻な課題に対応するための効果的なアプローチとしての役割が期待されつつあります。

環境施策が重視すべき方向性としての「環境、経済、社会の統合的向上」は、これまで社会経済システムにいかに環境配慮を織り込むかという観点を中心に展開されてきました。これは引き続き最も重要な観点である一方、経済・社会的課題が深刻化する中では、環境政策の展開に当たり、経済的・社会的課題の解決に資する効果をもたらせるよう施策を発想・構築していく観点も重要です。このように施策を相互補完して展開することで「環境、経済、社会の統合的向上」を目指すことが、持続可能な社会の実現につながります。

本計画が対象とする環境保全に関わる分野は多岐にわたります。このため各種の分野別計画と連携して施策を展開するとともに、環境施策の進捗を管理するため、府内共有を図るとともに、環境審議会にて、市民、事業者、学識経験者を交え、施策の推進を図ります。

年次報告書は、施策の進捗状況及び環境の現状等について、市・市民・事業者等が共有するとともに、今後の取り組みや推進体制、さらには計画の検討・見直しにつなげるために作成するものです。

2-2 各種分野別計画、まちづくり計画との連携による推進

本計画の対象とする分野は多岐に渡ります。このため、本計画で示す方向性に基づき、「緑の基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」など各種分野別計画（アクションプラン）に引き継ぎます。また、まちづくり施策に関わる分野については、「都市計画マスターplan」と相互に補完し合い、施策を進めています。

都市整備分野及び都市環境分野の施策は、「都市空間」の形成や保全を目的にしています。都市整備分野が都市インフラ（道路、河川、住宅、公共公益施設）の整備などハード施策が中心に対し、都市環境分野はその上空や地下にある空間（大気汚染・水質汚濁監視、温室効果ガス・廃棄物排出抑制など）のソフト施策が中心です。

この両方の施策は、お互いに補完し合うことで初めて「都市空間」の形成や保全といった目的が達成されます。

のことから、本計画と都市計画マスターplan（まちづくり施策）に掲げる施策において、共同で進捗状況を把握し、情報を共有することで、より良い「都市空間」の形成、保全を図ります。

■ 環境部門と都市部門の相互連携したまちづくりイメージ



3 浦安市の概況

3-1 市の沿革と環境施策

本市は、かつては漁業を中心として栄えてきましたが、昭和30年代以降の海や川の水質汚濁が問題となり、埋立事業に伴い漁業の歴史に終止符が打たれました。その後、急速に進んだ埋立事業による市域の拡大と都市化などにより、まちの姿は大きく変貌しました。

都市化の進展と人口の増大は、市内にごみの最終処分場を有さず、県外の民間施設へ依存している最終処分の問題を大きな課題として顕在化させました。市は、ごみの減量・再資源化に全市（市民・事業者・行政）をあげて取り組むプロジェクトとして、平成3年に「ビーナス計画」をスタートさせました。さらに、環境への負荷が少ない持続的な社会を形成するため平成15年10月に「環境基本条例」を制定、平成17年10月に「環境基本計画」を策定し、さまざまな環境施策に取り組んでいきました。

このような中、平成23年に発生した東日本大震災により本市は液状化被害を受け、自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、今後起こりうる大災害への備えの重要性を考える大きなきっかけとなりました。「復興計画」では、震災からの復旧・復興と併せて、今後起こりうる大災害に対する防災・減災や、新たな都市・地域の魅力を創生し、「持続可能な都市」を目指すことを掲げました。このようなことを踏まえ、東日本大震災の教訓と復興に併せ、環境、経済、社会の統合的向上を見据えた持続可能な快適環境都市を目指すため、平成26年3月に「第2次環境基本計画」を策定しました。

■ 市の沿革と環境施策

年	月	主な内容
明治22年（1889年）	4月	・堀江、猫実、当代島三村が合併、浦安村誕生
明治42年（1909年）	9月	・町制施行、浦安町誕生
昭和29年（1954年）	11月	・3.75t塵芥焼却炉の建設
昭和33年（1958年）	4月	・本州製紙江戸川工場悪水放流事件が起り、漁民の漁業権放棄と公有水面埋め立て事業の引き金となる（「公共用水域の水質の保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」の水質二法を生むきっかけとなる。昭和45年に水質二法に代わって、「水質汚濁防止法」制定）。
昭和37年（1962年）	3月	・漁民の漁業権一部放棄と公有水面埋め立て事業開始
昭和41年（1966年）	3月	・10t塵芥焼却場の竣工
昭和43年（1968年）	4月	・紙袋収集モデル地区の設定（5か月間試行）
昭和44年（1969年）	3月	・営団地下鉄（現・東京メトロ）東西線の開通
昭和45年（1970年）	4月 8月 12月	・全域紙袋収集、週2回の収集を実施 ・し尿の委託収集を実施 ・50kℓ/日の処理能力を持つ浦安町衛生処理場を弁天地区に建設

年	月	主な内容
昭和 46 年（1971 年）	4 月	・漁業権全面放棄
	10 月	・弁天地区に 30 t の焼却能力を持つ塵芥焼却場が完成
昭和 47 年（1972 年）	3 月	・「浦安町公害防止条例」制定
	3 月	・「浦安町公害対策審議会条例」制定
	5 月	・一部委託によるごみの収集
昭和 49 年（1974 年）	4 月	・市内全域のごみの委託収集
昭和 50 年（1975 年）	10 月	・「あき地に係る雑草等の除去に関する条例」制定
	11 月	・第一期埋め立て事業（面積約 873ha）完了
昭和 53 年（1978 年）	3 月	・120 t の焼却能力を持つ准連続燃焼式清掃工場の建設
	3 月	・可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの 3 分別収集
	11 月	・発砲スチロール溶解処理機の導入
昭和 56 年（1981 年）	2 月	・ベルトコンベヤー方式不燃物選別機
	3 月	・第二期埋め立て事業（面積約 563ha）が完了し、市域面積が 16.98 km ² となる。
	4 月	・市制施行、浦安市誕生
昭和 63 年（1988 年）	12 月	・J R 京葉線が開通し、新浦安駅と舞浜駅開設
平成 2 年（1990 年）	4 月	・新聞、雑誌等の紙類の資源ごみ収集の実施
平成 3 年（1991 年）	11 月	・「ビーナス計画」開始
平成 6 年（1994 年）	3 月	・「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、「中高層建築物等によるテレビ電波障害防止に関する指導要綱」制定
平成 7 年（1995 年）	4 月	・びん・缶の分別収集の実施
	4 月	・1 日最大 270 t の焼却能力を持つ流動床焼却施設と 1 日最大 70 t の処理能力を持つ不燃・粗大ごみ処理施設を配置したクリーンセンターが本格稼動
平成 9 年（1997 年）	3 月	・クリーンセンター内に 35 kℓ/日の処理能力を持つ高負荷脱窒素処理方式のし尿処理施設が完成
	10 月	・「空き缶等の散乱防止等に関する条例」施行
平成 10 年（1998 年）	1 月	・「容器包装リサイクル法」施行に併せペットボトルの分別収集実施
平成 11 年（1999 年）	4 月	・クリーンセンター内に 41 t / 5 h の処理能力を持つ再資源化施設が本格稼動
	8 月	・クリーンセンター内にビーナスプラザをオープン
平成 13 年（2001 年）	3 月	・「地球温暖化対策実行計画」策定
	4 月	・エコセメント化の推進
	7 月	・組織改正により環境部新設
	10 月	・粗大ごみ収集の電話申込制有料化実施
	11 月	・「環境マネジメントシステム I S O 14001」認証取得
平成 14 年（2002 年）	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」策定

年	月	主な内容
平成 15 年（2003 年）	1 月	・「ビーナス計画」が、第 5 回日本 PR 大賞「PR アワードグランプリ」最優秀賞受賞
	10 月	・「環境基本条例」制定
平成 16 年（2004 年）	2 月	・「ビーナス計画」が、国際 PR 協会主催の第 14 回「IPRA ゴールデン・ワールド・アワーズ」地域広報部門の最優秀賞受賞
	4 月	・「環境基本条例」施行
	5 月	・羽田空港 D 滑走路の角度変更により浦安市上空の飛行を回避
平成 17 年（2005 年）	1 月	・「浦安市環境基本計画」策定
平成 18 年（2006 年）	1 月	・指定ごみ袋制の導入
	3 月	・「浦安市民の森」設置
	4 月	・「第 2 次地球温暖化対策実行計画」策定
	6 月	・もったいないプロジェクトの開始 ・チームマイナス 6 %への登録
平成 19 年（2007 年）	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」改定
	3 月	・「クリーンエネルギー・ビジョン」、「環境配慮指針」の策定
	4 月	・「イベントごみ減量ガイドライン」策定
平成 20 年（2008 年）	4 月	・「環境マネジメントシステム ISO14001」自己宣言
	8 月	・飼い主のいない猫不妊去勢手術費用助成開始
	12 月	・「環境保全条例」制定
平成 21 年（2009 年）	1 月	・クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物（事業ごみ・家庭ごみ）の処理手数料改正（一律 210 円/10 kg）
	4 月	・総合体育館 ESCO 事業開始
	7 月	・「環境保全条例」施行
平成 22 年（2010 年）	2 月	・羽田空港の深夜早朝時間帯（23 時～6 時）南風悪天時の飛行ルートがさらに海寄りに変更
	3 月	・「環境学習基本方針」策定
平成 23 年（2011 年）	3 月	・東日本大震災
	9 月	・「第 3 次公共施設における地球温暖化対策実行計画」策定
平成 24 年（2012 年）	3 月	・「復興計画」策定
平成 25 年（2013 年）	3 月	・「一般廃棄物処理基本計画」改定
	10 月	・「環境共生都市ビジョン」策定
平成 26 年（2014 年）	3 月	・「浦安市第 2 次環境基本計画」改定
	9 月	・「浦安市緑の基本計画」改定
平成 27 年（2015 年）	3 月	・東日本大震災による液状化で被災した下水道施設の本復旧工事完了
平成 28 年（2016 年）	3 月	・「第 4 次浦安市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定

※ ゴシック体で記した文字は、「市の沿革」を表しています。明朝体で記した文字は、「環境施策」を表しています。

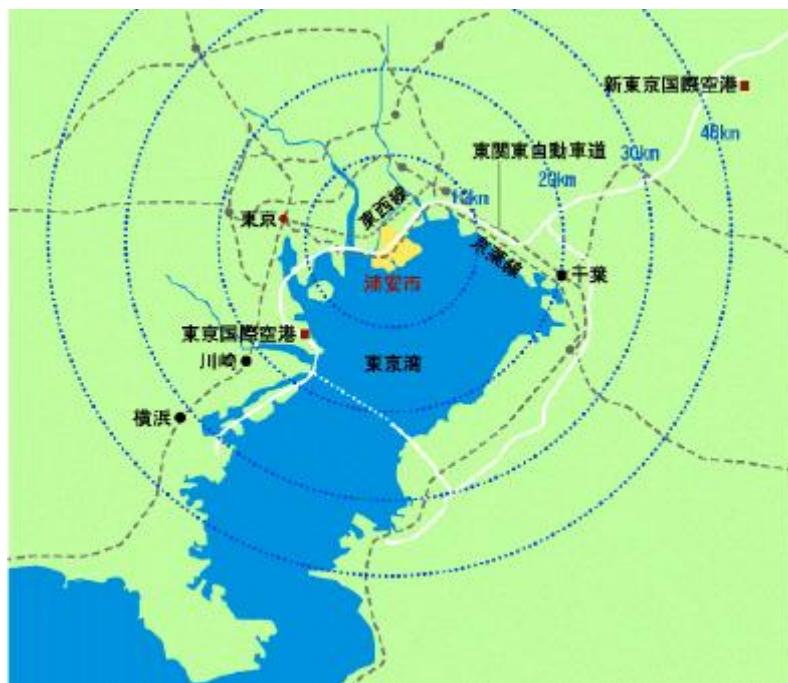
3-2 自然的状況

(1) 位置・地勢

本市は、東京湾の最奥部、千葉県西北部に位置し、東京都に隣接しています。北は市川市と陸続きで接し、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、東と南は東京湾に面しています。

市域面積は 16.98 km²、東西の距離は 6.06 km、南北の距離は 6.23 km です。土地は、旧江戸川の河口に発達した沖積低地とその約 3 倍に及ぶ埋立地からなり、概ね平坦地となっています。

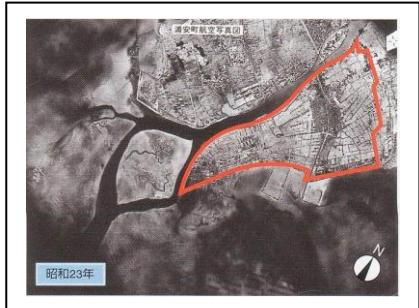
■浦安市の広域的な位置



出典：「都市計画マスターplan（平成 25 年 7 月発行）」

■市域の変遷

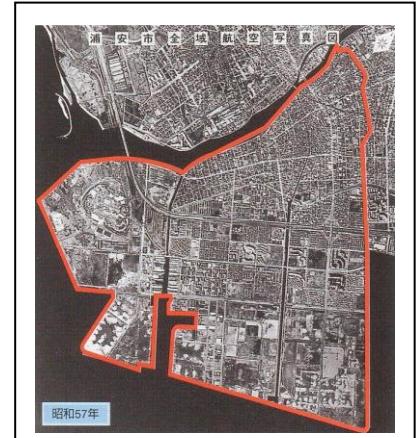
昭和 23 年(1948 年)



昭和 48 年(1973 年)



昭和 57 年(1982 年)



出典：「浦安市史（平成 11 年 3 月発行）」

(2) 気象

本市の平成 28 年の年間平均気温は 16.4°Cで、全国平均の 16.2°Cと比べるとやや高く、おおむね温暖な海洋性気候です。また、本市の年間降水量は 1,536.0mm で、全国平均の 1,824.6mm と比べると少なくなっています。

■ 市の気象

	浦安市	千葉県	全国
年間平均気温	16.4°C	16.8°C	16.2°C
年間降水量	1,536.0mm	1,604.5mm	1,824.6mm

出典：「統計書」、「指標で知る千葉県」

■ 市の気象データの推移

区分 年	気温 (°C)			湿度 (%)		風速 (m/s)					降水量 (mm)	
	平均	最高	最低	平均	最小	平均	最多風向	最大風速	る風向	時にかけ	最大風速	総量
平成 14 年	16.6	38.3	-1.1	70.7	17.1	2.5	北西	30.5	東南東		1,134.2	75.0
平成 15 年	16.3	36.3	-1.3	71.7	14.1	2.4	北西	24.1	南南東		1,588.2	147.0
平成 16 年	17.5	39.7	-1.0	69.9	13.2	2.7	南南西	26.8	南南西		1,590.6	182.4
平成 17 年	16.1	38.2	-1.4	67.5	15.3	2.4	北西	21.2	北西		1,247.6	68.4
平成 18 年	15.4	35.8	-3.6	71.5	15.6	2.3	北西	23.5	北西		1,666.2	149.0
平成 19 年	16.4	36.5	-1.4	69.7	14.4	2.3	北西	28.6	南南東		1,211.8	100.8
平成 20 年	15.9	35.0	-2.8	65.4	10.0	2.6	北北西	32.8	北西		1,379.5	71.5
平成 21 年	16.1	33.9	0.7	62.9	11.1	2.8	北北西	29.9	南		1,362.5	98.5
平成 22 年	16.3	36.8	-1.0	62.4	9.7	2.8	南南西	28.2	南西		1,425.5	107.0
平成 23 年	16.0	36.1	-1.4	59.2	9.4	2.8	北北西	37.5	南南東		1,182.5	76.5
平成 24 年	15.7	36.1	-1.5	58.9	10.5	2.8	北北西	35.9	南		1,293.5	58.5
平成 25 年	16.4	43.2	-1.4	58.2	10.5	2.9	北北西	31.9	南		1,323.5	200.0
平成 26 年	16.0	36.5	-1.1	60.3	9.1	2.7	北北西	29.2	西北西		1,311.5	129.0
平成 27 年	16.4	37.8	-0.8	64.7	11.3	2.7	南南西	28.5	南		1,419.0	103.5
平成 28 年	16.4	38.4	-0.6	69.5	9.7	2.6	北北西	29.2	南西		1,536.0	96.0

出典：「浦安市統計書」

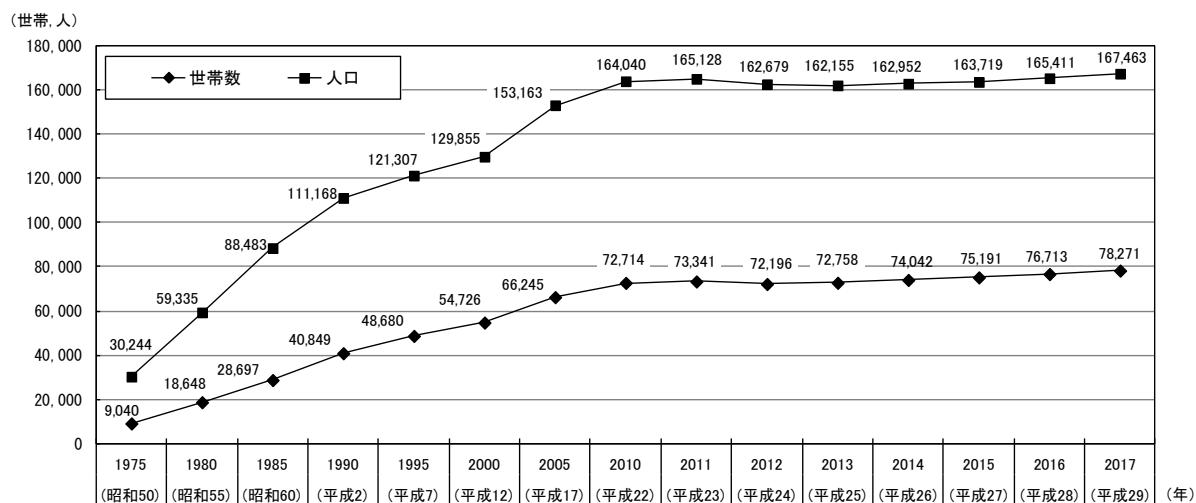
3-3 社会的状況

(1) 人口

本市の人口は、営団地下鉄（現・東京メトロ）東西線開通後の昭和44年以降、旧市街地の宅地化や東京のベッドタウン化の進行により、急激に人口が増加しました。

また、公有水面埋立後の大規模な住宅開発の進展、千葉県と東京都を結ぶ首都高速道路湾岸線、一般国道357号の開通による都心への交通の利便性の向上は人口の増加に拍車をかけ、昭和56年4月の市制施行後も、さらに人口は増え続け、市としては全国一の割合で人口増加が続き、平成29年3月末現在では167,463人と、公有水面埋立が始まった昭和40年に比べて約9倍に増加しました。

■ 人口・世帯数の推移



出典：「浦安市統計書」

(2) 土地利用

本市は、著しい都市化の進展に伴い、急速に宅地が増加してきました。土地の地目別面積のうち、半分以上が宅地となっています。

土地利用状況を地区別に見ると、元町地域と中町地域・新町地域・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンで大きく用途が異なります。

元町地域は住宅を中心としながら、商業・工業系の施設が混在しています。その中で、堀江・猫実・当代島地区の一部では老朽した木造家屋が密集しています。また、北栄地区の一部では工場跡地などでマンションなどの立地がみられます。

一方、市域の約4分の3を占める埋立地である中町・新町地域・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンは、住宅地・工業地・レクリエーション用地が明確に区分されています。

■ 地域区分



出典：「都市計画マスタープラン
(平成25年7月発行)」

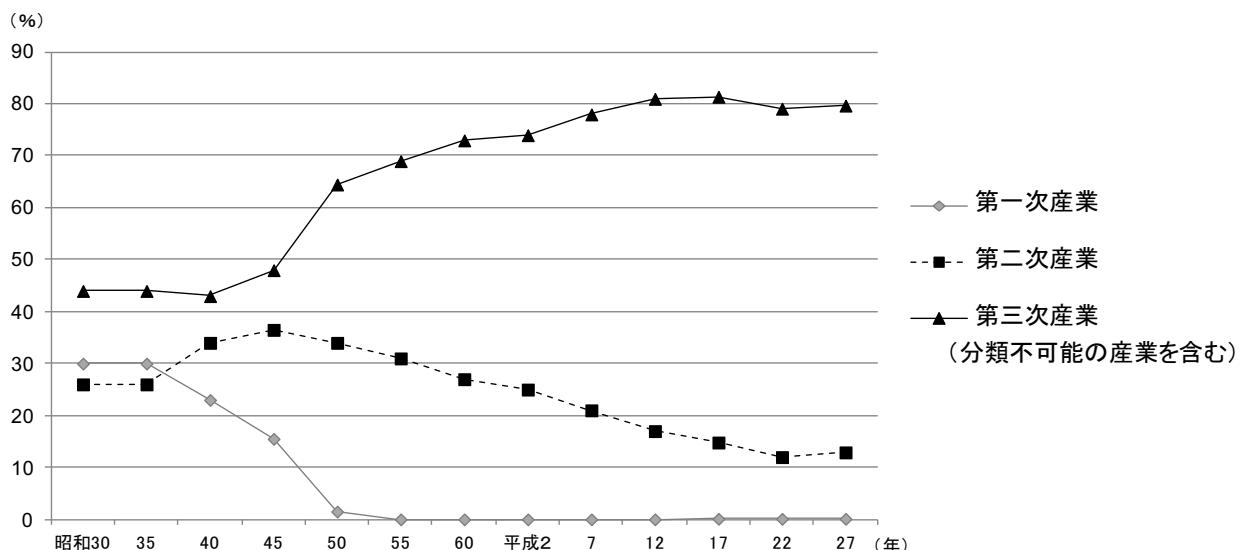
(3) 産業

産業別人口で見ると、第一次産業（農業、漁業）の就業者は海面埋め立て事業や農地の宅地転用などにより減少し、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は近年では就業者数が減少しています。その反面、第三次産業（卸売業、小売業、サービス業）の就業者数は、概ね 80%を占めています。

産業構造を事業所数で見ると、卸売業・小売業（25.7%）、宿泊業・飲食サービス業（13.2%）、建設業・製造業（11.1%）、不動産業・物品賃貸業（8.6%）などとなっており、第三次産業の割合が非常に高くなっています。

また、アーバンリゾートゾーンにおける東京ディズニーリゾートを中心としたサービス産業の集積、工業ゾーンにおける鉄鋼団地、千鳥地区の物流・配送センターの集積の3つが大きな産業として発達していることが、大きな特徴となっています。

■ 第一次・第二次・第三次産業就業者構成比の推移



出典：「国勢調査」

(4) 観光

観光については、舞浜地区に、東京ディズニーリゾートを核とした国際的な観光リゾートが形成されています。昭和58年春に開園して以来、毎年1千万人以上の来場者数を記録してきた東京ディズニーランドは、平成13年に開園した東京ディズニーシーと合わせ、年間約3,000万人の来場者を数えるまでになっています。

また、中町地域において、新浦安駅前には浦安市観光インフォメーションセンターマーレが開設されており、市内の観光案内が充実しています。元町地域では、屋形船や釣り船、ボランティアガイドによる市内観光を中心に、浦安魚市場や名産品店などの海産物などのショッピングを楽しむことができます。

3-4 東日本大震災の被害からの復興

(1) 浦安市内の被害状況

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード(Mw)9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、浦安市内においても震度5強を観測しました。この地震と余震の影響で、埋立てにより造成された中町地域及び新町地域を中心に、多くの場所で液状化現象による土砂の噴出や地盤沈下が発生しました。

液状化に伴う噴出土砂や地盤の変動は、本市の震災被害の大きな特徴であり、道路の通行障害を招いたほか、下水道管などへの土砂の流出により管の閉塞を引き起こし、下水道が使用できなくなるなど生活に支障がでました。また、敷地内に噴出した大量の土砂が敷地内の排水設備に流入するなど、設備配管にも被害が及びました。

中町・新町の戸建住宅などでは、液状化に伴う地盤沈下により建物の沈下・傾斜の被害があり、大規模集合住宅では、建物本体には大きな被害は発生しなかったものの、建物周辺の地盤沈下により出入口などに段差が生じ、ライフラインが切断されるなどの被害を受けました。

小・中学校や公民館、幼稚園、保育園などの公益施設では、基礎杭を造成していたため躯体本体部分の損傷がほとんど見られず、安全に使用できる状態でしたが、液状化に伴う地盤沈下により周辺地盤と建物本体との間に段差が生じ、給・排水管やU字溝、雨水枠などが著しい損傷を受け、施設の機能が停止しました。また、学校の校庭などでは、液状化現象による土砂の噴出により、避難行動や避難所の開設、運営を行う際に支障となりました。

工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンについても他の地域と同様に液状化による被害を受け、事業所や工場の沈下・傾斜、大量の土砂の噴出、道路の隆起や陥没による通行障害などにより、通常の事業継続が困難なものとなりました。

■浦安市における液状化発生の範囲



東日本大震災直前の浦安市の概要

人口 ^{*1}	160,948人
世帯数 ^{*1}	70,933世帯
市域面積	約1,698ha

東日本大震災による被害の概要

被災者数 ^{*2}	96,473人
被災世帯数 ^{*2}	37,023世帯
液状化面積 ^{*3}	約1,455ha

出典：「浦安市復興計画」

*1 人口及び世帯数は、平成23年2月28日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

*2 被災者数及び被災世帯数は、平成23年2月28日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

*3 航空測量で作成した地図からコンピュータ処理により算出した。

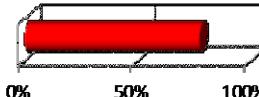
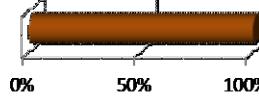
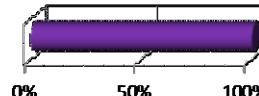
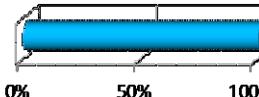
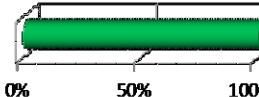
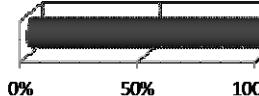
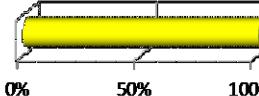
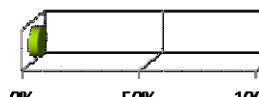
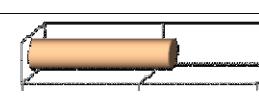
(2) 復旧・復興事業

市では、東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針となる「復興計画」を平成24年3月に策定しました。この復興計画を踏まえ、震災からの復興を最優先し、効率的・計画的に復旧・復興事業を実施しています。

平成29年9月末時点の進捗状況は、ライフラインの復旧は全て完了し、復旧・復興は最終段階を迎えています。

街区内地盤液状化対策工事や道路災害復旧工事を優先に行い、その後、地籍調査により土地の境界を確定します。(※工事に伴う家屋事後調査は一連の工事完了後、実施します。)今後とも、効果的な事業の進捗管理を行い、本格復旧・復興の一層の推進を図っていきます。

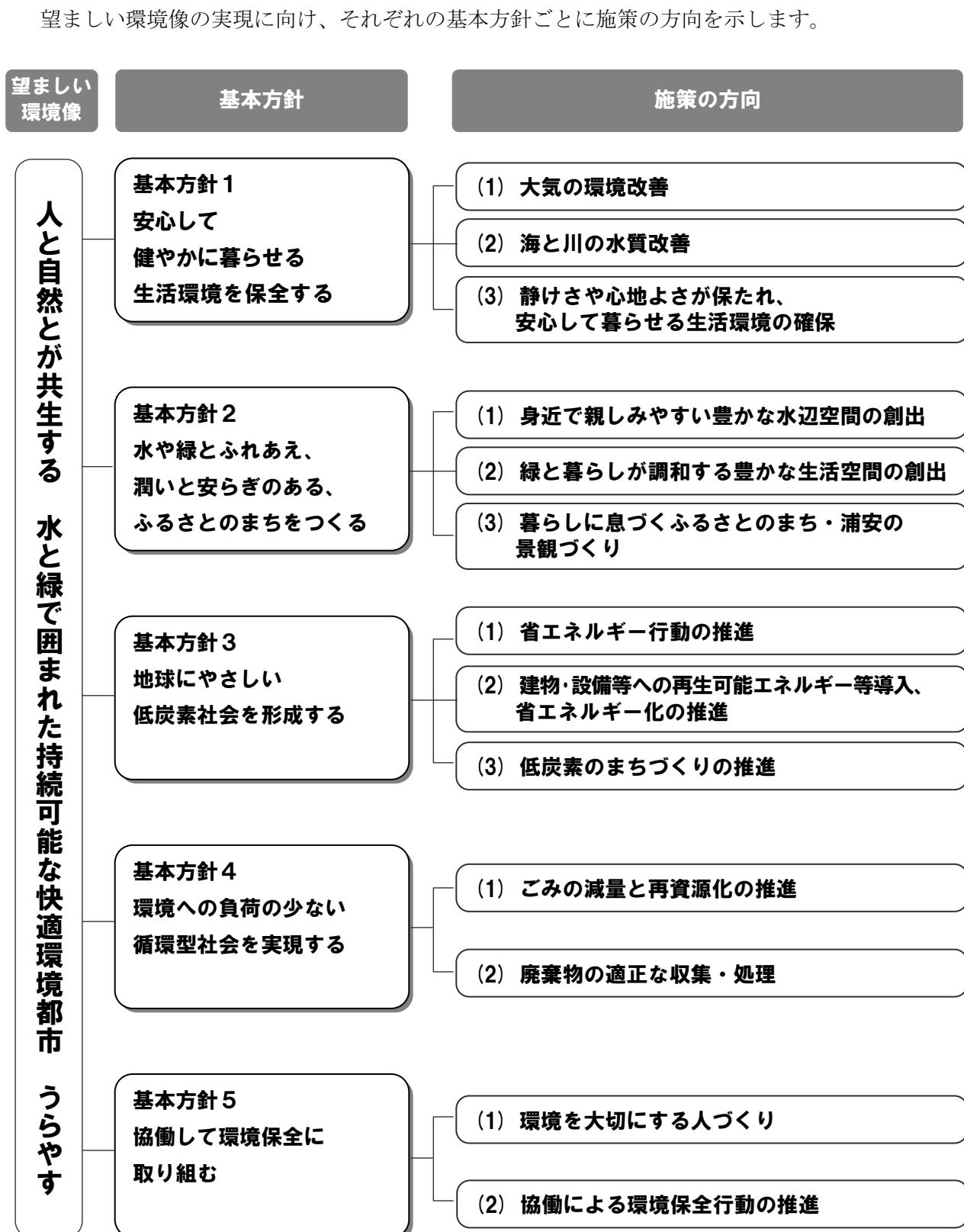
■公共インフラの復旧・復興進捗状況 (H29年9月30日現在)

項目 〔指標名〕	進捗率	復旧・復興の状況／被害の状況
完了 道路 本復旧工事及び液状化対策工事に着工及び完了した道路工事の割合	 77%	本復旧工事及び液状化対策工事の出来高額 本復旧工事及び液状化対策工事全体額
完了 下水道 本復旧工事が完了した下水道工事の割合	 100%	本復旧工事の出来高額 本復旧工事の全体額
完了 雨水排水施設 本復旧工事及び貯留施設設置工事が完了した雨水排水施設工事の割合	 100%	本復旧工事及び貯留施設設置工事が完了した額 本復旧工事及び貯留施設設置工事全体額
完了 水道 本復旧工事が完了した水道工事の割合	 100%	災害復旧工事のうち本復旧工事が完了した水道管延長13.4km 災害査定で採択された水道管の延長13.4km(災害復旧工事、一部県道を含む)
完了 ガス 完了したガス工事の割合	 100%	工事が完了したガス管延長48.9km ガス管入替え計画延長48.9km
完了 東京電力 本復旧工事が完了した電柱の割合	 100%	本復旧が完了した電柱の数642本 被災した電柱の数642本
完了 NTT 本復旧工事が完了した電信柱の割合	 100%	本復旧が完了した電信柱の数312本 被災した電信柱の数312本
着工 市街地液状化対策事業	 4%	3地区471宅地で工事実施。 【工事箇所】 ・弁天二丁目の一部(45宅地) ・舞浜三丁目の一部(76宅地・101宅地・168宅地・48宅地) ・東野三丁目の一部(33宅地)
着工 地籍調査 地籍調査に着手した面積の割合 ※予備調査を除く	 59%	地籍調査で着手している土地面積5.85km ² 地震によって移動した境界の調査・確認が必要な面積9.85km ² (元町及び港、高洲・舞浜の一部地区を除く)

出典：浦安市ホームページ 復旧・復興工事進捗状況（復旧・液状化対策プロジェクト）

4 施策

4-1 環境基本計画施策体系



4-2 推進体制

(1) 市民・事業者・滞在者等と市の連携・協働による計画の推進

市は、計画を総合的に推進する体制を次のように整備し、市民・事業者と連携・協働して施策を進めるとともに、滞在者などに計画の協力を求めます。

①環境審議会

環境基本条例第27条に基づき設置し、市民・事業者・学識経験者により構成され、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項などの調査審議を行います。

②環境基本計画推進会議

環境基本計画に掲げた環境施策・環境保全行動の効果的な推進に係る総合的調整を図るとともに、環境マネジメントシステム、公共施設における地球温暖化対策実行計画などに基づく市の環境対策を推進するために府内関係部署で組織し、環境施策推進の合意形成を図ります。

4-3 進行管理

本計画を着実に推進し、望ましい環境像の実現を図るためにには、施策の効果を定期的に把握・評価し、継続的に改善を図っていくことが必要です。

そのため、推進体制に基づき、PLAN(計画)→DO(実行)→CHECK(点検・評価)→ACTION(見直し)の「PDCAサイクル」により進行管理し、本計画に示した施策の継続的な実施と改善を進めます。

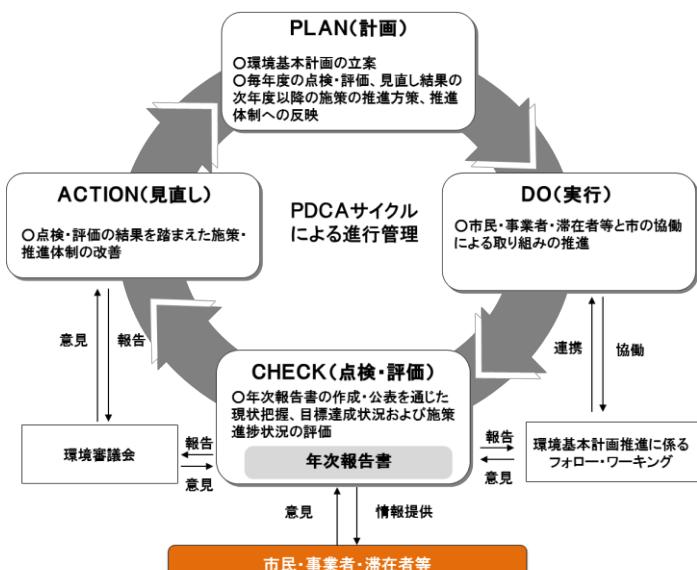
「環境基本計画年次報告書」に基づき、環境の状況及び施策の状況をCHECK(点検・評価)し、その結果を共有するとともに、次年度以降の取り組みや推進体制、計画の検討・見直しにつなげます。

計画の点検・評価にあたっては、環境指標・参考指標を用いた進捗の見える化に努めるとともに、環境審議会などで、幅広い意見を取り入れていきます。

これらを通じて、市民・事業者・滞在者等と市の協働による取り組みの推進を目指します。

なお、平成27年度版年次報告書では、平成26年度が第2次環境基本計画初年度であることから、各施策で掲げている定量的な「環境指標」「参考指標」をもとに、各施策の目標値に対する達成状況を評価した施策の総合評価を掲載しました。この総合評価については、計画の終了年度である平成32年度に再度行うこととし、達成状況「100」を目指して施策を推進します。

また、各課・担当によるPDCAを推進するため、府内で実施した進捗状況調査において、平成28年度の評価が「横ばい」または「改善されていない」に該当する事業の一部を対象に、各担当課へのヒアリングを実施し、具体的な改善方策を各担当が主体的に考える機会を設けました。



■参考 環境指標と参考指標

望ましい環境像の実現に向けた取り組みを着実に進めていくためには、取り組みの実施状況や成果を継続的に把握、市民・事業者などと共有していくことが重要です。

本計画では、市の環境の状態または市が実施した施策の進捗や成果のおおまかな傾向を示す「ものさし」として、次の2つの指標を設けています。

- ①環境指標・・・市が計画の進捗を管理するため、専門的データ（国の環境基準、県・市の環境目標値）で構成する指標
- ②参考指標・・・市の環境の状況や市民の行動の状況を継続的に把握し、市民によりわかりやすい形で示す市民に親しみやすい指標

市は、環境指標、参考指標の推移を「環境基本計画年次報告書」において毎年度公表し、目標の達成状況を評価・点検することで、計画の進行管理を行います。

環境指標、参考指標の表の見方

〔項目〕 環境指標として推移を把握するデータの種類		〔指標〕 計画最終年度までに達成する目標（国の基準、県・市独自の環境目標値）	〔平成 28 年度〕 平成 28 年度の値を現況値として記載	〔指標の評価〕 平成 28 年度の値を指標と比べ評価
項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm*以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	猫実一般局 0.003ppm	0.005ppm ○
	一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下	猫実一般局 1.2ppm 美浜自排局 0.6ppm	0.8ppm 0.7ppm ○

◇参考指標 [市民に親しみやすい指標]

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【基準年】	指標の評価 D
大気に関する公害苦情件数	基準年(平成 24 年度)数値より減	9件	8件	×
熱帯夜の日数	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>	19 日	39 日	○

〔項目〕 参考指標として推移を把握するデータの種類	〔指標〕 計画最終年度までに達成する目標 <>記載は、項目に挙げたデータの推移を把握する目的	〔平成 28 年度〕 ①進行管理を基準年*に対する変化で評価するものは、基準年の値として記載 ②進行管理を基準年によらないもの、データの推移の把握を目的とするものは、現況値として記載 ※基準年：本計画策定時点での数値を把握できる平成年度をいう。ただし個別計画で基準年を定めているものは、その年度を基準年としている
------------------------------	--	---

5 環境施策の推進



基本方針 1

安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する



基本方針 2

水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、ふるさとのまちをつくる



基本方針 3

地球にやさしい低炭素社会を形成する



基本方針 4

環境への負荷の少ない循環型社会を実現する



基本方針 5

協働して環境保全に取り組む

基本方針 1 安心して健やかに暮らせる生活環境を保全する

- 1. 大気の環境改善**
- 2. 海と川の水質改善**
- 3. 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる
生活環境の確保**

本市は、過去、本州製紙江戸川工場悪水放流事件に代表されるように工場排水などにより、海・河川が汚染されるといった産業型公害に見まわれました。近年は、こうした産業型公害から、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水の流入による河川の水質汚濁など、都市・生活型公害へと移り変わり、生活環境上の課題となっています。また、騒音・振動、地盤沈下、悪臭などに加え、ごみのポイ捨て、路上喫煙などの生活衛生問題も、身近な問題として広がりを見せてています。

さわやかですがすがしい空気、きれいな海や川、静けさや心地よさの感じられる生活空間は、健康で快適な生活を営むうえで、何よりも大切な環境です。

そのため、大気環境や水環境の改善に継続的に取り組むとともに、多様化する生活型公害・生活衛生問題への対応を進め、安心して健やかに暮らせる生活環境を保全します。



中学生の部
最優秀賞 畑間 美有紀さん

1. 大気の環境改善

施 策 の 方 向

さわやかで、すがすがしい大気環境を確保するため、市内には、猫実一般環境大気測定局（郷土博物館内、以下「猫実一般局」という。）と美浜自動車排出ガス測定局（美浜東第3児童公園内、以下「美浜自排局」という。）の2カ所に大気状況を常時監視する測定局を設置しています。猫実一般局では、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）及びベンゼンなどを測定しており、また、美浜自排局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素などを測定しています。

両測定局で測定している物質の平成28年度の測定結果については、猫実一般局における光化学オキシダントを除いてすべて環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、全国的にも環境基準の達成状況が依然として極めて低い水準となっており、本市においても、環境基準を超過した日がありました。また、微小粒子状物質（PM2.5）については、発生のメカニズムについて解明されていない点が多くあり、現在、国を中心に研究が進められているところです。

本市には、大気汚染物質の発生源となるような大規模工場や事業所は少ないものの、首都高速道路湾岸線や一般国道357号が市の中央を東西に貫いているほか、やなぎ通り、市川浦安バイパスなどは交通量が多いため、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい状況にあります。

のことから、市では、大気の環境保全に向け、大気環境を監視するとともに、発生源である自動車排出ガス削減を推進するために、自らが率先して、公用車への低公害車の導入を進め、アイドリングストップなどのエコドライブや、歩行・自転車の安全な利用などの模範となる行動に努めます。

また、市民、事業者へ、自動車利用を抑制し、環境への負荷を考慮し、状況に応じた賢い移動方法を選択することを広く呼びかけるとともに、コミュニティバスの継続運行など公共交通網の充実を図る等、歩行・自転車への転換促進をしていきます。

さらに、建物・自動車からの排熱や都市化などが要因となって発生する都市の熱環境汚染であるヒートアイランド現象についても、人工排熱の低減、地表面被覆の改善などを進めていくとともに、熱中症予防や道路冠水対策等の「適応策」を進めていきます。

環境指標

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C		平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
大気汚染物質の環境基準	二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、※ ¹ かつ、1時間値が0.1ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.003ppm	0.004ppm ○
	一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、※ ² かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	1.2ppm	0.8ppm ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.6ppm	0.7ppm ○
	二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.038ppm	0.043ppm ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.043ppm	0.049ppm ○
	浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、※ ³ かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.042mg/m ³	0.044mg/m ³ ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.040mg/m ³	0.047mg/m ³ ○
	光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下	猫実一般局 超過日数 (短期的評価)	31日	34日 ×
		光化学スモッグ注意報 1時間値が0.12ppm以上かつ継続する場合に発令	発令日数※	0日	5日 —
微小粒子状物質の環境基準	微小粒子状物質(PM2.5)	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、日平均値が35μg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	10.9μg/m ³	— ○
千葉県環境目標値	二酸化窒素(NO ₂)	日平均値の年間98%値が0.04ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	27.5μg/m ³	— ○
				0.038ppm	0.043ppm ○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.043ppm	0.049ppm ×

※ 二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質の※1～※3は、短期的評価についても達成している。

※ 光化学スモッグ注意報は、葛南地域（市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市）において、オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令される。

環境基準の評価方法

(1) 短期的評価（二酸化窒素、微小粒子状物質を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値もしくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化窒素・微小粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には未達成とする。

環 境 の 現 状

① 大気監視体制の充実

市では、大気環境の汚染状況の的確な把握や、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）の緊急時における注意喚起等に対応することなどを目的に、環境大気の汚染状況の常時監視を実施しています。市域における大気汚染状況の継続的な監視を行う一般環境大気測定局の猫実一般局においては、二酸化硫黄、一酸化炭素、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）、炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンといった大気汚染物質及び酸性雨、風向、風速、温度、湿度の測定を行っています。また、市内各所において、一般環境大気中のダイオキシン類、アスベストの調査を行っています。

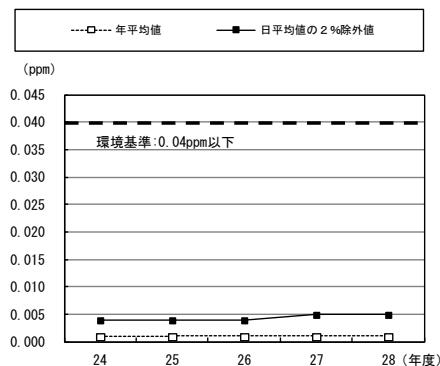
さらに、千葉県では、幹線道路周辺における自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握する自動車排出ガス測定局の美浜自排局において、一酸化炭素、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等、自動車排出ガス由来の大気汚染物質の常時測定を行っています。

【二酸化硫黄、一酸化炭素】

二酸化硫黄と一酸化炭素は、全国的に環境基準を達成している地点がほとんどで、平成28年度は、猫実一般局で両項目ともに環境基準を達成しました。また、美浜自排局においても、一酸化炭素の測定を行い、環境基準を達成しています。

前年度との比較では、二酸化硫黄、一酸化炭素ともにほぼ横ばいという結果になりました。

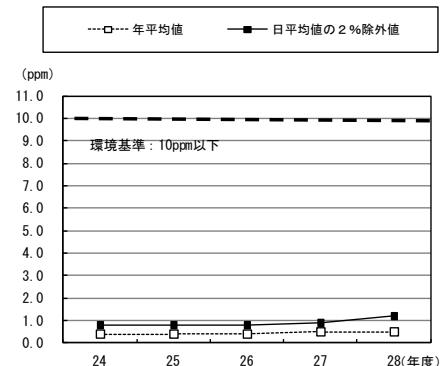
■二酸化硫黄の経年変化 「猫実一般環境大気測定局」



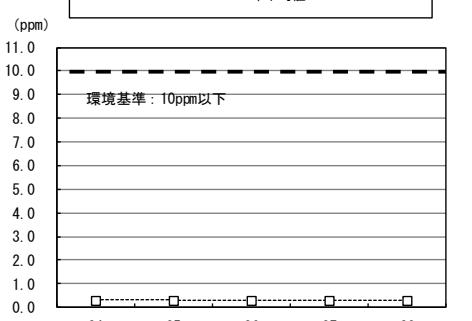
■一酸化炭素の経年変化

「猫実一般環境大気測定局」

「美浜自動車排出ガス測定局」



「年平均値」



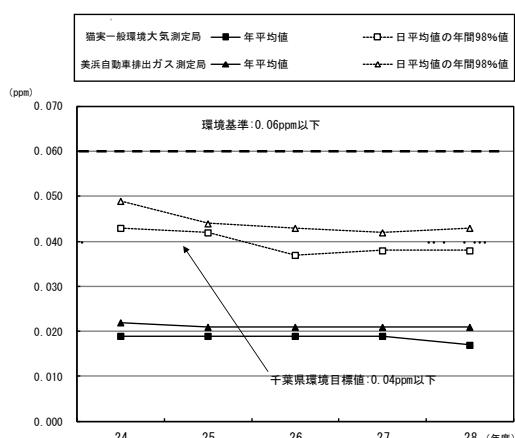
【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

二酸化窒素と浮遊粒子状物質は、自動車排出ガスが原因の1つです。平成28年度は、猫実一般局及び美浜自排局において、いずれの物質も環境基準を達成しています。例年に比べ大きな変化はなく、前年度との比較では、二酸化窒素は横ばい、浮遊粒子状物質は微減という結果になりました。

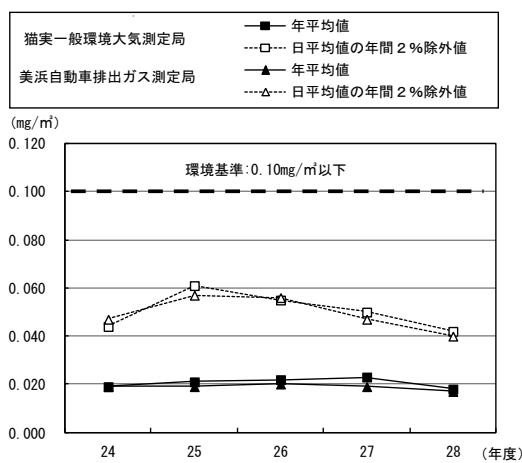
しかしながら、二酸化窒素は、美浜自排局において、千葉県で定めている環境目標値を超過しました。本市は、首都高速道路湾岸線や一般国道357号が市の中央を東西に貫いているほか、やなぎ通り、市川浦安バイパスなどは交通量が多いため、自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい状況にあります。

のことから、自動車排出ガス抑制のため、低公害車の導入をはじめ、アイドリングストップなどのエコドライブや、マイカー利用を控えた歩行や自転車、公共交通機関の利用など、市民、事業者への取り組みを促進していきます。

■ 二酸化窒素の経年変化



■ 浮遊粒子状物質の経年変化

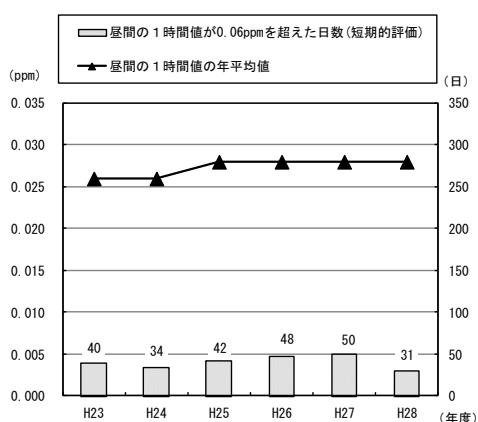


【光化学オキシダント】

光化学オキシダントは、自動車などから排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）が太陽の光を受け、光化学反応により生成される酸化性物質などの総称です。

全国的にも環境基準の達成状況は、依然として極めて低い水準となっており、平成28年度、猫実一般局においても、環境基準（0.06ppm）を超過した日数が31日ありました。

■ 光化学オキシダントの経年変化「猫実一般環境大気測定局」



【光化学スモッグ予報・注意報・警報発令状況（葛南地域）】

千葉県では、「大気汚染防止法」に基づき、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を定め、光化学スモッグの発生しやすい4月から10月までの間、光化学スモッグ注意報等の発令基準により注意報等を発令しています。

平成28年度における葛南地域の光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

平成28年度における県内全体における光化学スモッグ注意報の発令日数は2日で、平成27年度の注意報の発令日数（15日）及び過去10年間の平均発令日数（11.8日）を下回りました。なお、平成28年度における千葉県への被害の届出者ではなく、光化学スモッグによると思われる健康被害は発生しませんでした。

■光化学スモッグ予報・注意報・警報発令状況（葛南地域）

葛南地域※	H24	H25	H26	H27	H28
予報（日）	0	0	0	0	0
注意報（日）	5	7	6	9	0
警報（日）	0	0	0	0	0

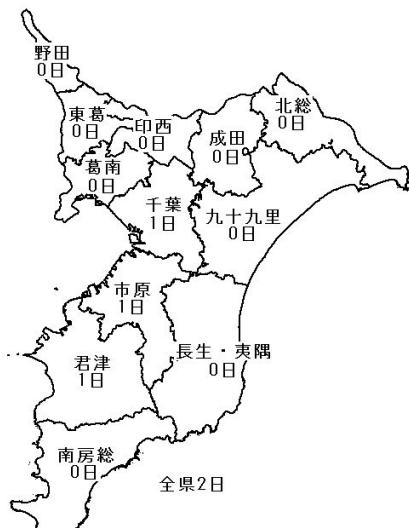
※葛南地域：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市

■光化学スモッグの発生状況と対策

光化学スモッグ注意報等を発令した場合、「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」により、速やかに県民への周知等緊急時対策を講じ、健康被害の発生防止を図っています。

なお、平成22年から、千葉県において、緊急時協力工場等に大気汚染防止法で定める揮発性有機化合物排出施設を設置している工場または事業者を追加し、緊急時に排出削減協力の要請を行っています。

出典：「光化学スモッグの発生状況と対策（平成28年度）」（千葉県環境生活部大気保全課）



【微小粒子状物質（PM2.5）】

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさ（粒径）が $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の非常に細かな粒子のことをいい、粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されています。

ボイラー、焼却炉、ストーブなど燃料を燃やす設備や、自動車や船舶の排出ガスによって直接発生するもののほか、大気中の化学反応によって発生するものもあり、その成分も炭素や硫酸塩、硝酸塩等の無機元素など様々な成分や粒径のものが含まれます。また、地域や季節、気象条件等によっても組成が変動します。

このように微小粒子状物質（PM2.5）の発生要因は多岐にわたることから、発生のメカニズムについては解明されていない点が多くあり、現在、国を中心に研究が進められています。

■微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準等

<環境基準>

微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準）は、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （マイクログラム／立法メートル）以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること」と定めています。

<注意喚起のための暫定的な指針>

環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」では、健康への影響を与える可能性がある濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定めています。

■測定装置の整備と市内微小粒子状物質（PM2.5）濃度の観測開始

市では微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定されたことを受けて、市内の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度を観測し、市民への情報提供を行うため、平成25年6月に測定装置を整備し、観測を開始しました。

平成28年度は、環境基準である「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」及び「1日平均値（98%値評価による日平均値）が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」をともに達成しています。

■微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（年間値）「猫実一般環境大気測定局」

有効測定日数	測定時間	平均値	日平均値の最高値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	
(日)	(時間)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)
341	8,205	10.9	34.8	0	0.0	65	27.5	0

環 境 指 標

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C		平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
有害大気汚染物質の環境基準	ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	猫実一般局 0.00098mg/m ³	0.00129mg/m ³	○
	トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	猫実一般局 0.000698mg/m ³	0.001377mg/m ³	○
	テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	猫実一般局 0.000130mg/m ³	0.000342mg/m ³	○
	ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	猫実一般局 0.00115mg/m ³	0.00237mg/m ³	○
ダイオキシン類の環境基準	ダイオキシン類	年平均値が 0.60pg-TEQ/m ³ 以下	浦安市役所 0.021pg-TEQ/m ³	0.039pg-TEQ/m ³	○

【有害大気汚染物質】

有害大気汚染物質のうち、ベンゼンについては、平成 15 年度から猫実一般局近傍で調査を行っており、平成 18 年度からは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 3 物質を追加し調査を行っています。これらはいずれも、調査を開始して以降これまですべての年度において、環境基準を達成しています。

■有害大気汚染物質（ベンゼン等）測定経年変化 (単位 : mg/m³)

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ベンゼン	0.00129	0.00135	0.00116	0.00093	0.00098
トリクロロエチレン	0.00137	0.00072	0.00063	0.00056	0.000698
テトラクロロエチレン	0.00034	0.00017	0.00011	0.00017	0.000130
ジクロロメタン	0.00237	0.00138	0.000995	0.001016	0.00115

【ダイオキシン類】

大気中のダイオキシン類は、平成 21 年度まで市内 4 地点で調査を実施していましたが、各地点で環境基準を大幅に下回る測定結果が続き、数値的にも安定しているため、平成 22 年度より調査地点を浦安市役所の 1 地点で調査を継続しています。なお、平成 28 年度の測定結果については、引き続き環境基準を達成しています。

■大気中のダイオキシン類の濃度測定結果 (平成 28 年度測定)

	③浦安市役所 (pg-TEQ/m ³)
春季（5月 26 日～6月 2 日）	0.013
夏季（7月 13 日～20 日）	0.013
秋季（10月 6 日～13 日）	0.028
冬季（平成 29 年 1 月 5 日～12 日）	0.031
年平均値	0.021

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C		平成 24 年度 D		指標の評価 E
大気中アスベスト濃度の環境目標値	大気 1L 中に含まれるアスベストの纖維が 1 本を下回ること※	当代島 公民館	夏季: 0.081 本 冬季: 0.11 本	夏季: 0.056 本	冬季: 0.056 本	○
		日の出 公民館	夏季: 0.056 本 冬季: 0.17 本	夏季: 0.056 本	冬季: 0.056 本	○
大気に関する公害苦情件数	基準年(平成 24 年度) 数値より減	9 件		8 件		×

※ WHO (世界保健機関) による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1~10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気 1L 中に含まれるアスベストの纖維が 1 本を下回ることを指標としている。

【アスベスト】

大気中のアスベスト濃度を把握するため、一般環境大気中アスベスト濃度の測定を行っています。大気中のアスベスト濃度に対する環境基準はありませんが、WHO (世界保健機関) による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1~10 本/L 程度であり、この程度であれば健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、平成 26 年度より、大気 1L 中に含まれるアスベストの纖維が 1 本を下回ることを指標として評価をしています。なお、平成 28 年度の測定結果は、2 地点とも指標を達成しています。

■ 大気中のアスベストの濃度測定結果（平均値）

(平成 28 年度測定)

時 期	地 点		④当代島公民館	⑤日の出公民館
	アスベスト (本/L)	夏季	0.081	0.056
	冬季	0.11	0.17	

* 大気試料採取期間：平成 28 年 7 月 27 日～29 日、平成 29 年 1 月 24 日～26 日

■ 大気汚染物質等監視測定地点



	調査測定期局 調査地点	調査種別
①	猫実一般局 (郷土博物館内)	一般環境大気
②	美浜自排局 (美浜東第三児童公園内)	自動車排出ガス
③	浦安市役所	ダイオキシン類
④	当代島公民館	アスベスト
⑤	日の出公民館	アスベスト

【酸性雨】

酸性雨とは、二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。現段階で、酸性雨による影響は明確となっていませんが、一般に酸性雨による土壤・植生、降水等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、影響が顕在化する可能性があります。

本市においては、中央図書館屋上に酸性雨自動分析装置を設置し、降雨量やpH等の測定を行っています。今後も、酸性雨の監視を継続していくとともに、国、県等の広域的な分析結果についても注視していきます。

■酸性雨年平均値（年度推移）

	H24	H25	H26	H27	H28
年平均値 (pH)	4.9	5.0	-	-	4.9

※大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨の目安はpH5.6以下

■酸性雨測定結果（月別値）酸性雨自動分析装置設置場所：中央図書館屋上（平成28年度測定）

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
pH最大値(pH)	5.5	6.3	5.9	6.5	6.2	-	5.1	6.1	6.0	5.8	6.5	5.9
pH最小値(pH)	4.0	4.0	3.9	3.8	4.4	-	4.5	4.1	4.2	4.5	4.4	4.0
pH平均値(pH)	4.9	5.0	5.2	4.4	4.9	-	4.8	5.0	5.1	5.1	5.1	4.7
pH5.6以下(回)	8	7	9	8	4	-	2	11	6	1	3	9
測定回数(回)	8	7	9	9	4	-	2	12	6	1	3	9

【参考】平成28年度における千葉県大気保全課による酸性雨調査結果(地点：市川)

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
pH平均値(pH)	4.76	5.16	5.10	4.53	5.26	5.34	5.12	5.34	5.18	5.25	5.98	5.10

※年平均値(pH)：5.05

【固定発生源対策】

「大気汚染防止法」「環境保全条例」などに基づき、事業者などに対して、建設工事に伴う粉じんの飛散、ばい煙などの発生の抑制及び廃棄物の野外での焼却などについて指導を行っています。

市民からの大気汚染に関する苦情を受け、大気汚染発生源等の確認を行い、燃焼行為の防止等事業者等へ指導を行いました。

大気に関する 公害苦情件数	大気汚染 9件 (うち指導件数 5件)
廃棄物の屋外での燃 焼行為への指導件数	屋外での燃焼行為 1件 (うち指導件数 1件)

【放射性物質】

■放射性物質等の測定

市は、平成 23 年に発生した東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の飛散等を把握するため、大気中の放射線量の測定を実施しています。市内の平均放射線量は年間 1 mSv（毎時 0.23 μ Sv）を下回っていることが確認でき、独立行政法人放射線医学総合研究所より、「現状の浦安市の放射線量で健康に被害が出るとは考えられず、普通に生活して問題ない」との見解を得ています。

平成 28 年度は、市内 3 地点(当代島公民館・郷土博物館前・総合公園)における月 1 回の定点測定を実施し、市ホームページにて測定結果を公表するとともに、市民が自身で測定を行えるように簡易測定器の貸し出しを行いました。

■千葉県測定

(単位 : μ Sv/h)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0.057	0.057	0.056	0.055	0.054	0.054	0.054	0.055	0.055	0.054	0.053	0.052

※市川市環境放射線モニタリングポストの平成 28 年度各月平均値（測定高 1 m）

■浦安市測定

(単位 : μ Sv/h)

地点名	平成 28 年度の年平均値
当代島公民館	0.068
郷土博物館前	0.063
総合公園	0.037

※定点 3 地点の年平均値（測定高 50cm）

※測定機器：シンチレーション式サーベイメータ（日立アロカメディカル株式会社製 TCS-172B）

■簡易測定器の貸し出し

20 歳以上の市内在住者を対象に、自宅における放射線空間線量を測定するための簡易測定器（株式会社堀場製作所 PA-1000 Radi）の貸し出しを行いました。平成 28 年度中の貸出件数は、2 件ありました。

環 境 の 現 状

② 自動車排出ガス対策の推進

【移動発生源対策（自動車排出ガス対策の推進）】

■低公害車の普及促進

市では、自動車排出ガスに起因する大気汚染物質の排出を抑制するため、窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出がなく、もしくは少なく、かつ燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた低公害車を公用車として導入推進しています。

平成28年度時点で、190台の公用車を保有していますが、そのうち「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下、自動車NO_x・PM法）施行令」に定める軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車を除く自動車が155台あり、低公害車として導入・採用されている車両は99台となっています。

■自動車NO_x・PM法に基づく市の低公害車導入状況（平成29年3月31日現在）

低公害車	保有台数 (28年度末)
天然ガス	18
ハイブリッド	13
プラグインハイブリッド	2
ガソリン・LPG（ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）	新☆☆☆ 18 新☆☆☆☆ 33 他 38
軽油（ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）	新長期 3 新☆（新長期） 7 ポスト新長期 5 他 18
電気	—
メタノール	—
燃料電池	—
低公害車の合計	99
公用車の合計	155

※ 低公害車：天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（プラグインハイブリッド自動車）、ガソリン自動車またはLPG自動車のうち新☆☆☆以上の低排出ガス車の認定を受けているもの、ディーゼル自動車のうち新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車、電気自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車をいう。

■自動車排出ガス削減のための市自らの率先行動

市内など近距離移動には自転車利用を勧め、公用車の利用を抑制するため、リサイクル自転車を貸し出し、職員の業務での利用を推進しています。なお、平成28年度は、延べ316件の利用がありました。

また、冬期の大気汚染防止期間に併せ、期間中の職員による自家用車通勤の自粛、エコドライブ等の実施について、周知・啓発を行うなど、市職員による模範行動を推進しています。

■市民・事業者へのエコドライブの推進

「冬期大気汚染防止キャンペーン」において、市民や市内事業者へ、アイドリングストップなどエコドライブの促進や徒歩等への移動手段の転換による自動車利用の抑制など、ライフスタイルの見直しを呼びかけ、啓発を行っています。平成28年度は新たにエコドライブを周知するマスクを窓口等で配付しました。

■交通流対策（交通渋滞対策）

国道357号線東京湾岸道路の渋滞を緩和するため、国が進める舞浜交差点の立体化早期整備に向けて取り組んでいます。平成28年度は首都国道事務所が舞浜交差点立体化の下部工（橋脚）工事に着手しました。

■徒歩や自転車、公共交通の利用等への転換

市では、市民などに対し、自家用車等の利用を控え、公共交通を利用してもらうことや、安全面や健康面を考慮した徒歩や自転車への転換をしていただくことを促進しています。

本市は、市域がコンパクトで公共交通網が発達していることから、通勤や近距離の買い物時に自家用車等の利用を控え、状況に応じた最適な「エコ」で賢い移動方法を選択することを市民や市内事業者、通勤者へ呼びかけを行っています。

また、歩行者・自転車利用者それぞれの安全・安心や快適さを確保するため、若潮通り入船二丁目区間の歩行空間の一部を拡幅とともに、自転車による交通事故の防止を図るため、関係機関と調整を図りながら自転車通行帯看板やピクトサイン、自転車走行指導帯など徒歩・自転車通行環境の整備を進めています。

さらに、公共交通については、バス交通の不便地域の解消や、高齢者等の移動が困難な方への利便性を確保するため、駅や病院、市役所等を結ぶコミュニティバス「おさんぽバス」の運行を継続しています。



参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 D	指標の評価 E
熱帯夜の日数		19 日	39 日	—
最低気温・最高気温の平均(7~9月)	<ヒートアイランド現象による気温の変化を継続的に把握するための項目>	最高気温 平均 29.3°C 最低気温 平均 23.2°C	最高気温 平均 29.74°C 最低気温 平均 23.81°C	—
真夏日の日数		52 日	52 日	—

環 境 の 現 状

③ ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。

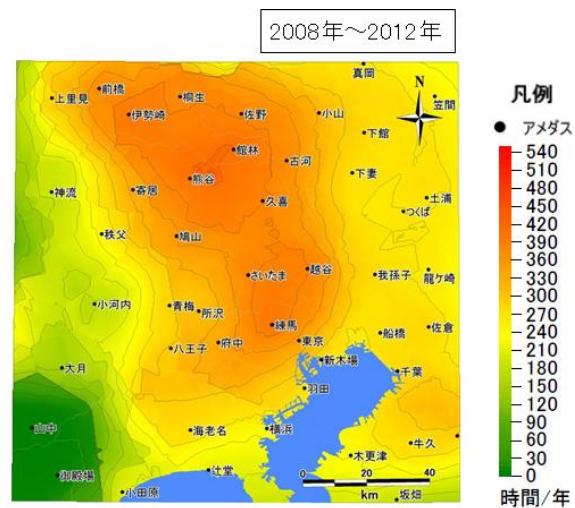
主な原因は、都市部特有の地表面の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）の3つが挙げられます。この現象は年間を通じて生じていますが、特に夏季の気温上昇が都市生活の快適性を低下させるとして問題となっています。

平成 28 年度は、前年度に比べて熱帯夜の日数が少なかったものの、真夏日の日数が多く、最高気温平均が高かったことに加え、最低気温の平均も高いなど、ヒートアイランド現象が発生しています。このことから、市では、ヒートアイランド現象の対策の推進として、従来からの取り組みである「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」の4つの柱に加え、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」を新たに追加し、ヒートアイランド対策の推進を図っています。

ヒートアイランド現象緩和に向けた「ライフスタイルの改善」のため、環境学習の一環として、市内小学校、幼稚園や児童センター、公民館などで、地表面へ打ち水を行い、温度上昇を抑える「打ち水体験」を実施し、取り組みのきっかけの機会を創出するとともに、アサガオなど植物で作る自然のカーテンで夏の強い日差しを和らげる「緑のカーテン」を公共施設や事業所、家庭へ啓発しています。

また、異常気象に伴う局地的な集中豪雨の際に、道路冠水が発生している地区的被害を軽減するため、一時的に雨水を溜められる地下貯留施設の設置を進めており、平成 28 年度は東野地区の整備が完了し、舞浜地区の整備について協議・調整を進めました。

なお、道路整備や災害復旧工事など補修に併せ、幹線道路の歩道部において透水性舗装を実施しました。



出典：「環境省資料」

平成 28 年度の主な取り組み

① 大気監視体制の充実

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
大気汚染常時測定 (環境保全課)	猫実一般局（市）と美浜自排局（県）の 2 地点において一般環境大気と自動車排出ガスを常時測定する。	環境指標のとおり、光化学オキシダントを除くすべての物質で環境基準を達成した。
放射線量の測定 (環境保全課)	市内 3 地点を定点として、大気中の放射線量を継続的に測定する。	年平均値 当代島公民館 0.068 μ Sv/h 郷土博物館前 0.063 μ Sv/h 総合公園 0.037 μ Sv/h

② 自動車排出ガス対策の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
低公害車導入推進事業 (環境保全課)	低公害車の導入を推進する。	・低公害車保有台数 99 台（累積台数） ・低公害車新規導入台数 ハイブリッド 1 台 ガソリン／LPG 8 台 軽油 1 台
自動車排出ガス削減のための市自らの率先行動 (環境保全課)	公用車の排出ガス削減を推進するため、リサイクル自転車を活用して、職員の業務での使用に係る貸し出しを集中管理する。 冬期対策期間中、職員による自家用車通勤の自粛、エコドライブ等の実施について、周知・啓発を行う。 また、自動車利用を抑制し、徒歩・自転車への転換を促進する。	自転車貸し出し年間件数 316 件 (前年比 6 件増) 公用車などの使用の抑制や、アイドリングストップ等の周知の実施。 エコドライブを周知するマスクの配付。
事業者への周知・啓発 (環境保全課)	事業者に対し、大気汚染防止のための冬期対策（アイドリングストップなどのエコドライブ、自家用車による通勤の自粛など）の実施協力の依頼、啓発用ポスターの送付などを行う。	協力依頼件数 110 事業者 4 団体
環境保全行動推進事業 (環境保全課)	環境に配慮した賢い移動手段の選択、自動車の効率的な利用方法（エコドライブ）などを市民や事業者へ呼びかけを行う。	広報紙や市 HP にて、徒歩・自転車利用の促進を PR した。
コミュニティバス事業 (都市政策課)	バス交通の不便地域の解消や高齢者等の移動制約者の利便性を確保するため、鉄道駅・病院・市役所や公民館等の公共施設を結ぶコミュニティバスを運行する。	【医療センター線（80 便／日）】 利用者数： 610,098 人 【舞浜線（80 便／日）】 利用者数： 813,536 人

③ ヒートアイランド対策の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
環境学習推進事業 (環境保全課)	ヒートアイランド現象を少しでも緩和する試みとして、省エネルギーの取り組みの推進や自動車交通への依存の抑制など、環境負荷の少ないライフスタイルの形成を進める。	東野児童センターで、打ち水体験を計3回実施した。
道路冠水対策事業 (道路整備課)	異常気象に伴う局地的な集中豪雨の際に、道路冠水が発生している地区の被害を軽減するため、東野地区において、一時的に雨水を貯められる地下貯留施設を設置するとともに、国道357号東京湾岸道路立体整備促進事業の進捗状況を踏まえながら、舞浜地区においても設置に向けて検討を進める。	(富岡地区) 平成26年度完了 (弁天地区) 平成26年度完了 (東野地区) 平成28年度完了 (舞浜地区) 千葉国道事務所等の関係機関と協議・調整中
道路補修等事業 (道路整備課)	騒音防止、走行安全性の観点から道路整備や補修に併せ、歩道部においては透水性舗装を行う。 また、ヒートアイランド対策については、将来導入に向けて、遮熱性舗装や保水性舗装の事例について資料収集する。	歩道部の舗装については、災害復旧工事において透水性舗装を実施。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> 移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング、自転車の利用、徒歩を選択して、マイカーの使用を抑制します。 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。 自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動における自動車の使用に際して、エコドライブを心がけます。 低公害車の導入に積極的に努めます。 従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。 「大気汚染防止法」、「環境保全条例」などを遵守し、ばい煙などの発生の抑制に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を運転するときは、エコドライブを心がけます。

課題と今後の方向性

① 大気監視体制の充実

- 環境基準を超過している光化学オキシダントの原因は、気象条件に加え、都市部特有の都市構造や市民の生活、事業活動など複合的なもので、全国的にも環境基準の達成状況は、極めて低い水準です。

このことから、大気環境の常時監視によりオキシダント濃度を注視し、県が示す発令基準以上の濃度となった際には、市民などへの健康被害未然防止を目的とした、光化学スモッグ注意報等の発令を行います。また、市民、事業者へ、発生抑制に向けたライフスタイルや事業活動など、大気汚染防止のための取り組みを推進します。

- 微小粒子状物質（PM2.5）については、発生のメカニズムや発生源など解明されていない点が多く、国を中心に研究を進めていることから、動向を注視し、市民へ情報提供を行います。

② 自動車排出ガス対策の推進

- 自動車排出ガスに含まれる二酸化窒素は、環境基準を達成しているものの、美浜自排局において、千葉県独自で定めている環境目標値を超過しています。このことから、低公害車の導入をはじめ、アイドリングストップなどのエコドライブや、歩行・自転車利用の促進などを、市が率先して取り組むとともに、市民、事業者への取り組みを促進していきます。

また、自動車の利用を抑制するため、公共交通機関の整備や利用の促進を図ります。

③ ヒートアイランド対策の推進

- ヒートアイランド現象は、都市部特有の複合的な要因により発生することから、道路整備や建築物の建設などにおいて地表面被覆の改善及び都市形態の改善など都市構造の変革を図るとともに、人工排熱の低減、ライフスタイルの改善など、市民、事業者の取り組みを推進していきます。

また、これに加え、人への健康被害等を軽減する適応策として、熱中症予防や集中豪雨への道路冠水対策などの対策を進めています。

2. 海と川の水質改善

施 策 の 方 向

本市は、東京湾に張り出すような地形から市域の三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市で、市内にも猫実川・堀江川・境川・見明川の4つの河川が流れています。

昭和39年から始まった公有海面埋め立て事業により市域は約4倍に拡大しましたが、埋め立ての経緯から地形は、中町・新町の地盤が高く、元町地域が最も低くなっています。このため、本市を流れる河川は、市民の生命、財産を守るため、防護・治水を優先した整備が進められており、水門などで川の流量が管理され、特に猫実川と堀江川は、定常的な水源がなく、流量が少ない閉鎖的な水域となっています。

本市の公共下水道は、汚水は「污水管」で、雨水は「雨水管（水路など）」で別々に流す「分流式下水道」で整備しています。都市化の進展とともに下水道普及率も高く、生活排水などの河川への流出は少ない状況ですが、下水道未接続世帯からの生活排水の流出や、降雨により道路面に付着した汚れや大気汚染物質などが、雨水と共に河川等に流され、汚濁物質が蓄積することも考えられます。

河川や沿岸海域の水質汚濁は、周辺への悪臭や、赤潮・青潮の発生の原因となり魚類や他の生物の生態系を崩すなど、地球環境へ悪影響を与える恐れがあることから、市では市内4河川の水質調査により状況を監視しています。

平成28年度の旧江戸川における水質の状況は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）をすべて達成しました。生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、大腸菌群数のみ基準を達成しませんでしたが、土壤由来の大腸菌群数も含まれることから、単年度の結果のみで一概に水質が悪化していると判断することはできません。

また、市内4河川は、千葉県より類型指定されておらず、環境基準の適用外ですが、本市の河川の状況を鑑み、水質状況を把握するため、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境目標値を市で独自に設定し、水質監視を実施しています。

境川は、元町地域の治水対策のため東西の水門により流量が管理されており、時期によって汚濁物質が堆積しやすいことから環境目標値超過の原因となることがあります、平成28年度の測定では、全地点でBODの環境目標値を達成しています。

さらに、東京湾（浦安沿岸）では、化学的酸素要求量（COD）について環境基準を達成できませんでした。東京湾の内湾部においては、都市化の進行による人口の集中や生活様式の変化に伴う生活排水の増加が、水質汚濁の主要な原因となっており、東京湾のいずれの地点でも濃度が高い傾向にあるものの、全窒素及び全りんは徐々に改善が進んでいます。

今後も、市では、千葉県、東京都、近隣都市区等と連携し公共用水域の水質監視を継続していくとともに、市内を流れる河川の水質調査を独自で行い、状況を監視し、河川管理者である千葉県と協力し水質改善に取り組んでいきます。

環 境 指 標

項目		指標	平成 28 年度	平成 24 年度	指標の評価
A	B	C	【参考】	D	
河川の環境基準	旧江戸川 (河川B類型)	水素イオン濃度指数(pH)	6.5 以上 8.5 以下	7.6	7.6 ○
		生物化学的酸素要求量(BOD)	3mg/L 以下	2.1mg/L	2.3mg/L ○
		浮遊物質量(SS)	25mg/L 以下	14mg/L	15mg/L ○
		溶存酸素量(DO)	5mg/L 以上	8.6mg/L	8.5mg/L ○
		大腸菌群数	5,000MPN/100ml 以下	16,000MPN/100ml	— —
		人の健康の保護に関する環境基準(27 項目)	各項目の環境基準	全項目達成	全項目達成 ○
市内河川の環境目標値	猫実川 (河川E類型相当) 堀江川 (河川E類型相当) 境川(A地点) (河川C類型相当) 境川(B地点) (河川C類型相当) 見明川 (河川C類型相当)	生物化学的酸素要求量(BOD)	10mg/L 以下	3.7mg/L	5.8mg/L ○
			10mg/L 以下	3.1mg/L	5.5mg/L ○
			5mg/L 以下	2.3mg/L	2.1mg/L ○
			5mg/L 以下	3.1mg/L	3.1mg/L ○
			5mg/L 以下	2.6mg/L	2.3mg/L ○
海域の環境基準	東京湾 (海域B類型・海域IV類型)	水素イオン濃度指数(pH)	7.8 以上 8.3 以下	8.3	8.3 ○
		化学的酸素要求量(COD)	3mg/L 以下	4.4mg/L	5.4mg/L ×
		溶存酸素量(DO)	5mg/L 以上	7.9mg/L	8.5mg/L ○
		全窒素(T-N)	1mg/L 以下	0.85mg/L	0.97mg/L ○
		全りん(T-P)	0.09mg/L 以下	0.067mg/L	0.083mg/L ○
		人の健康の保護に関する環境基準(27 項目)	各項目の環境基準	全項目達成	全項目達成 ○

※ pH、SS、DO、は、年平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※全窒素(T-N)、全りん(T-P)は、表層の年平均値の平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※BODとCODは75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況を評価した。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目A	指標B	平成 28 年度C	平成 24 年度【参考】	指標の評価D
水質に関する公害苦情件数	基準年(平成 24 年度)より減少	1件	0件	×
河川の水の透視度	<川のきれいさを継続的に把握するための参考指標>	境川A地点 30 cm	境川A地点 30.0 cm	
平均水温	<水質や河川の生態系に影響を与える水温の変化を継続的に把握するための参考指標>	境川A地点 19.4°C	境川A地点 19.8°C	

環 境 の 現 状

① 河川等の水質改善の充実

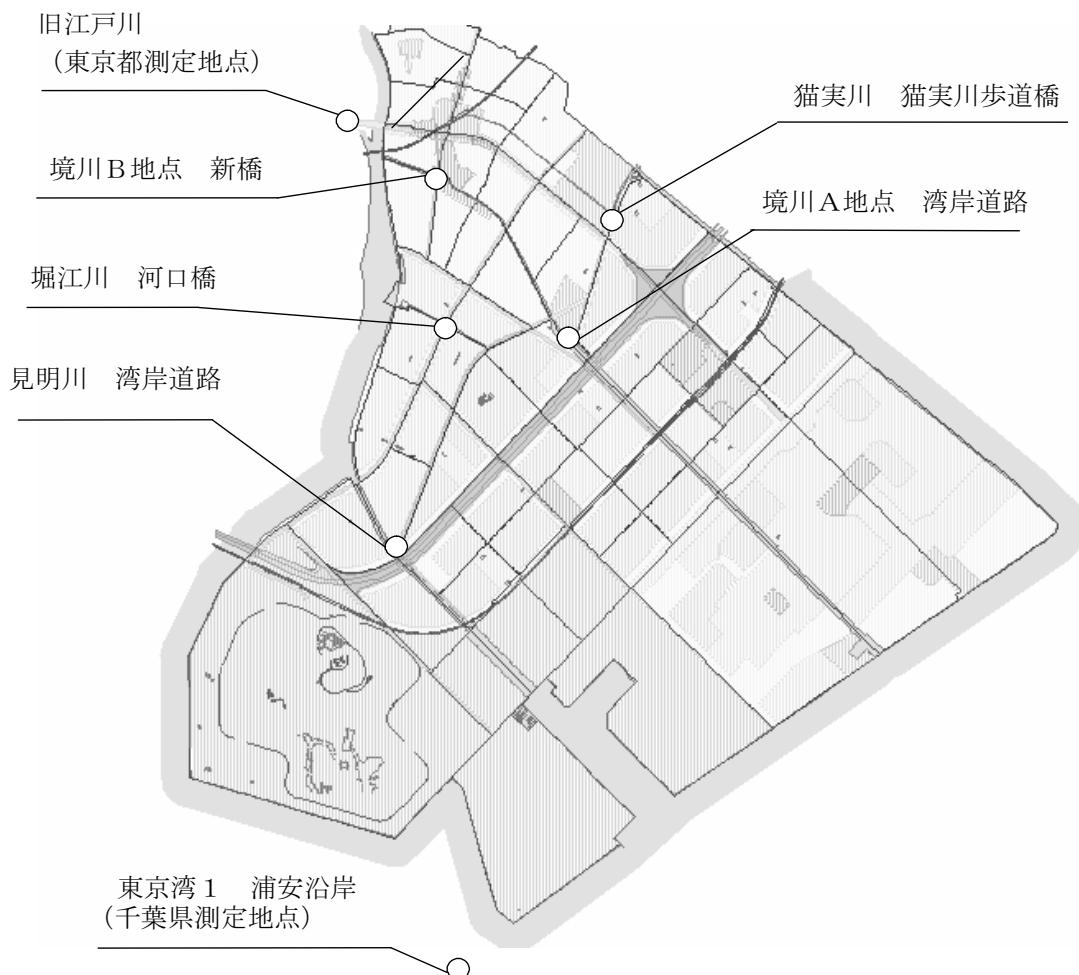
環境基本法（平成5年法律第91号）第16条では、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）」を定めることとされています。

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）27項目と、河川や海域などで、それぞれの利用目的に応じて設けられた類型ごとに生活環境に係る水質環境基準を定め、河川等の水質測定により環境監視を行うこととされています。

本市は、三方を東京湾と旧江戸川に囲まれ、市内には、境川・猫実川・堀江川・見明川の4河川が流れています。近年、都市部における生活排水による水質汚濁が問題となっており、東京湾の海域及びB類型に指定される旧江戸川の汚濁状況を把握するため、水質測定を実施している千葉県や東京都と測定結果を共有し、現状把握に努めています。

また、市内河川では、水質汚濁による悪臭等周辺環境への影響を未然に防ぐことを目的に、市独自で水質調査を年4回、5地点で実施しています。

■水質調査地点



【河川】

旧江戸川は、水質汚濁に係る環境基準の水域類型において、B類型に指定されており、平成28年度測定では、水素イオン濃度指数（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）及び、人の健康の保護に関する27項目について環境基準を達成しましたが、大腸菌群数については環境基準を達成できませんでした。ただし、大腸菌群数については、土壤由来のものも含まれることから、単年度の結果のみで一概に水質が悪化していると判断することはできません。

猫実川、堀江川、境川（A・Bの2地点）及び見明川は、千葉県より類型指定されていないことから、環境基準の適用外ですが、本市の河川は閉鎖的な水域である現状を鑑み、水質汚濁状況を把握するため、河川の有機汚濁を測る代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境目標値（猫実川・堀江川：10mg/L、境川・見明川：5mg/L）を独自に設定し、測定を実施しています。

平成28年度測定においては、すべての地点で目標値を達成しました。

本市の河川は、地盤の低い元町地区を水害から守るために設置している東西の水門により流量が管理されており、東京湾と旧江戸川の潮位が一定の水位以下にならないと開けることができないことから、水門が閉まっている期間は流量が少なく、汚濁物質（有機物）が堆積しやすいため、水質が悪化しやすい環境にあります。

本市の下水道普及率は高いものの、未接続世帯等からの排水の流出や、降雨時に道路面の汚れや大気汚染物質などが川に流れていることが考えられます。閉鎖的な水域に汚濁物質が堆積したため、測定時期によっては、水質汚濁の程度が大きい結果となっています。

このような要因を踏まえ、市内河川における水質調査を継続し、千葉県など河川管理者と協力して水質の改善に取り組んでいきます。

[河川等水質調査結果]

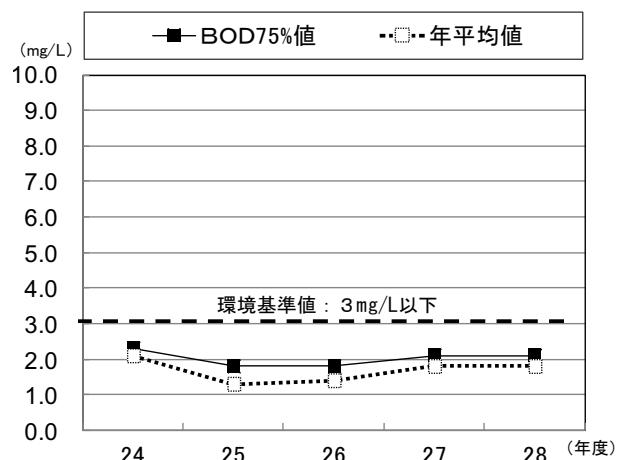
◆旧江戸川

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、都内の河川、東京湾、湖沼及び地下水の水質を把握するため、東京都、国土交通省と分担して水質調査を行っています。東京都の調査では、旧江戸川を含む、56水域すべてにおいて、人の健康の保護に関する環境基準（重金属、農薬など27項目）全項目、全調査地点で環境基準を達成しました。

また、生活環境の保全に関する環境基準については、平成18年度以降、90%以上の高い達成率を維持しており、BODについては平成27年度に続き全水域（56水域）で環境基準を達成しました。

■旧江戸川BOD経年変化 (単位: mg/L)					
項目	H24	H25	H26	H27	H28
75%値	2.3	1.8	1.8	2.1	2.1
年平均値	2.1	1.3	1.4	1.8	1.8

出典:「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(東京都)



◆市内河川（猫実川、堀江川、境川（A・B地点）、見明川）

市内4河川では、市独自に環境目標値（BOD 猫実川・堀江川：10 mg/L、境川・見明川：5 mg/L）を設定し、水質調査を定期的に実施しています。平成28年度においては、すべての項目・地点において環境目標値を達成しました。

■河川等水質調査結果（平成28年度調査）

単位：mg/L (pH以外)

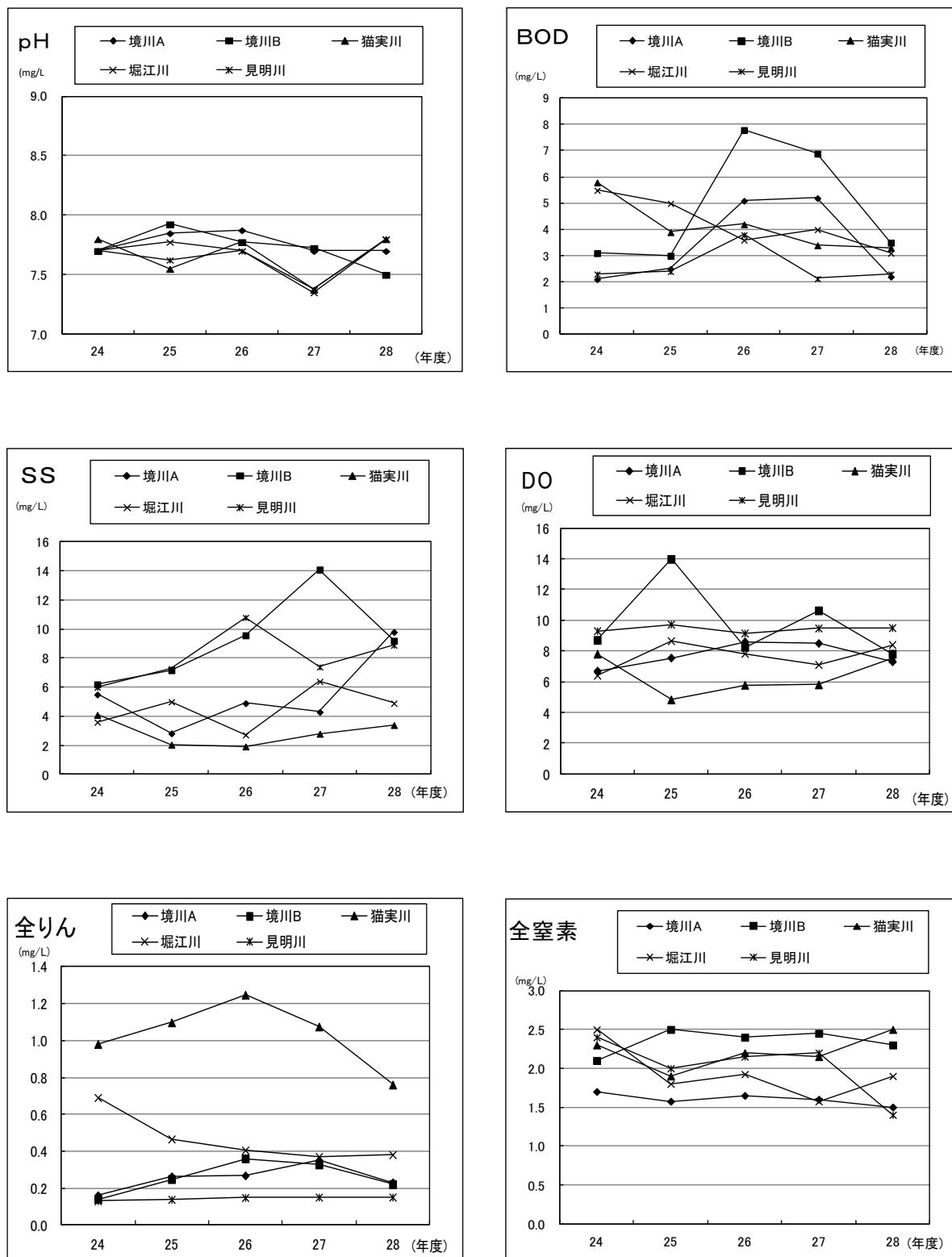
河川	項目	5月	8月	11月	2月	年平均値
境川 A 地点	pH	7.1	7.8	7.9	8.1	7.7
	SS	27.4	1.5	5.6	4.6	9.8
	BOD	2.3	1.8	3.2	1.6	2.3 (75%水質値)
	DO	6.9	6.7	6.3	9.2	7.3
	全窒素	1.5	0.9	2.2	1.3	1.5
	全りん	0.31	0.29	0.18	0.14	0.23
境川 B 地点	pH	7.2	7.5	7.5	7.7	7.5
	SS	16.2	11.9	4.6	4.0	9.2
	BOD	2.6	5.8	3.1	2.3	3.1 (75%水質値)
	DO	8.4	8.0	5.3	9.6	7.8
	全窒素	1.9	2.0	2.2	3.1	2.3
	全りん	0.11	0.28	0.26	0.21	0.22
猫実川	pH	7.6	7.9	7.8	7.8	7.8
	SS	4.8	3.2	1.8	3.6	3.4
	BOD	3.7	2.8	2.8	3.8	3.7 (75%水質値)
	DO	8.2	9.0	7.0	5.9	7.5
	全窒素	1.9	2.5	2.4	3.0	2.5
	全りん	0.63	0.67	0.75	0.97	0.76
堀江川	pH	7.6	7.9	7.8	8.0	7.8
	SS	4.8	5.4	4.8	4.4	4.9
	BOD	3.8	3.1	2.8	2.5	3.1 (75%水質値)
	DO	6.6	5.9	11.1	10.1	8.4
	全窒素	1.9	1.6	2.5	1.7	1.9
	全りん	0.56	0.46	0.25	0.25	0.38
見明川	pH	7.5	7.9	7.8	8.0	7.8
	SS	13.6	13.7	3.2	5.2	8.9
	BOD	2.8	1.9	2.6	2.0	2.6 (75%水質値)
	DO	5.8	9.4	13.0	9.7	9.5
	全窒素	0.6	0.9	2.1	2.0	1.4
	全りん	0.22	0.08	0.14	0.17	0.15

※BODの環境目標値は、猫実川、堀江川：10 mg/L以下。境川、見明川：5 mg/L以下。

※河川におけるBODの環境基準や環境目標値の達成状況は75%水質値で評価する。

※BODの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

■河川等水質調査結果（経年変化）



【海域】

東京湾の生活環境の保全に関する環境基準は、B類型及びIV類型に指定されており、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、千葉県において、公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成し、水質の状況について常時監視しています。

本市近郊地点の東京湾1(浦安沿岸)では、水質汚濁に係る人の健康の保護に関わる環境基準(健康項目27項目)及びpH、COD(化学的酸素要求量)、DO、全窒素、全りんなどを調査しています。

健康項目27項目並びにpH、DO、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しましたが、CODについては、環境基準を達成できていません。特に東京湾の内湾部においては、都市化の進行による人口の集中や生活様式の変化とともに、生活排水等汚濁物質(有機物)が水質汚濁の主要な原因となっており、濃度が高い傾向があります。

有機汚濁の原因の一つである生活雑排水等については、今後とも下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、千葉県と連携し、工場・事業場排水についても監視指導を行っていきます。

■ 海域水質調査結果

COD年平均値は、東京湾内湾(浦安沿岸)で4.4mg/Lで、ここ数年の経過を見てもほぼ横ばいとなっています。

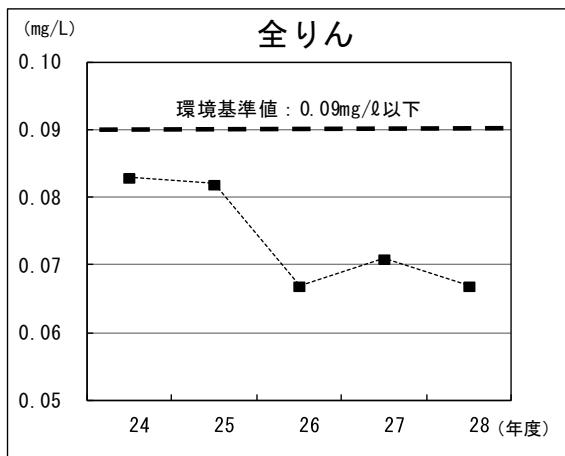
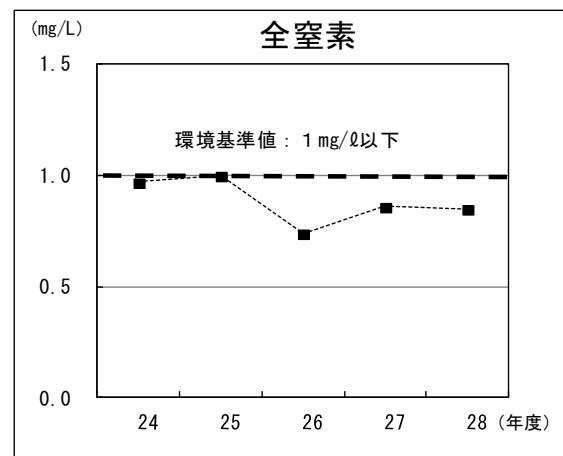
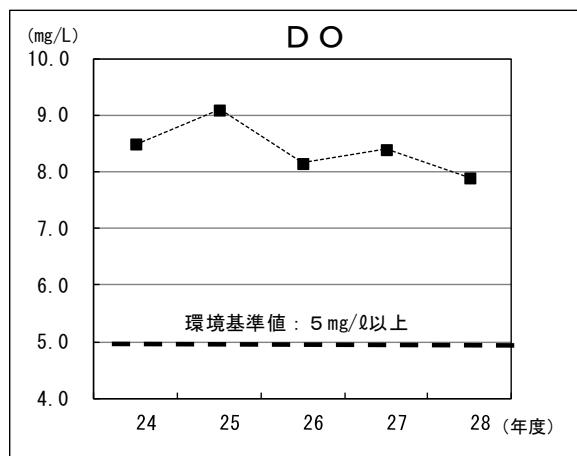
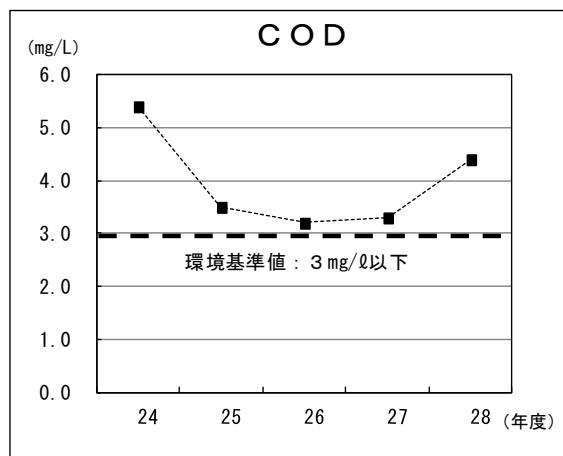
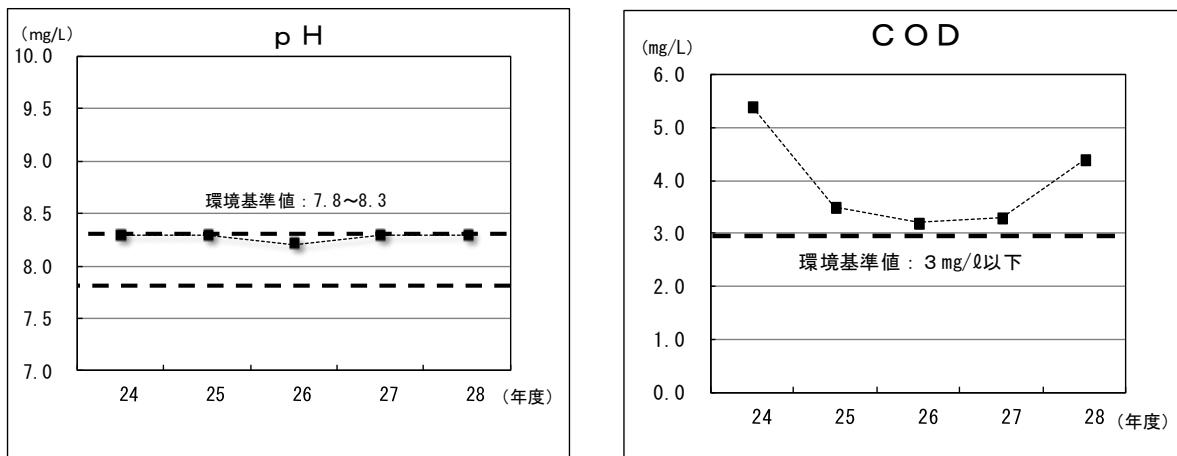
■ 東京湾水質測定結果(経年変化)

単位: mg/L (pH以外)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
pH	8.3	8.3	8.2	8.3	8.3
COD (75%水質値)	5.4	3.5	3.2	3.3	4.4
DO	8.5	9.1	8.2	8.4	7.9
全窒素	0.97	1.00	0.74	0.82	0.85
全りん	0.083	0.082	0.067	0.070	0.067

出典: 千葉県「平成28年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

■海域水質調査結果（経年変化）



参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
生活排水 処理率	平成 32 年度までに 98.5% (1.8 ポイント向上)	96.8%	96.7%	—
下水道 人口普及率	平成 32 年度までに 99.9%	99.7%	99.7%	—
下水道整備率	平成 32 年度までに 96.2%	93.3%	93.3%	—
水洗化率	基準年(平成 24 年度)より向上	97.3%	96.6%	—

※生活排水処理率＝（下水道水洗化人口＋合併浄化槽人口）÷行政人口

※下水道人口普及率＝処理区域内人口÷行政人口

※下水道整備率＝処理区域面積÷市街化区域面積

※水洗化率＝下水道水洗化人口÷処理区域内人口

環境の現状

② 下水道施設の整備と適正な管理

本市の公共下水道は、汚水は「污水管」で、雨水は「雨水管（水路など）」で別々に流す「分流式下水道」で整備しています。生活排水などの汚水は、污水管を通り県が管理する江戸川左岸流域下水道に接続し、市川市福栄にある江戸川第二終末処理場で汚水を浄化し、河川に放流されています（千葉県江戸川左岸流域下水道事業）。なお、現在、江戸川第二終末処理場では、窒素やリンを取り除く高度処理対応の東系列の供用を開始し、水質の改善を図っています。

市では、東日本大震災で被災した下水道施設に対する液状化・耐震化を踏まえた災害復旧工事を、平成 24 年度から 27 年度までの 4 か年に渡り実施し、平成 28 年 2 月に復旧事業を完了しました。

公共下水道整備事業については、平成 24 年度より災害復旧工事を優先しているため、一時休止していますが、平成 28 年度末で人口普及率 99.7%、面積普及率 93.3% 及び水洗化率 97.3% となっています。引き続き、下水道の処理区域における未接続世帯に対する広報活動などの啓発を行い、未接続世帯の解消に努めています。公用下水道未整備区域においては、浄化槽の適正な維持・管理のため、年 1 回通知を行うなど、適正な維持・管理の指導を行っています。

また、今後、想定される地震災害等の備えとして、計画的な地震対策を行うため、重要な幹線管きよの耐震診断を行うとともに、老朽化している下水道施設の計画的な更新を図るため、耐震化・長寿命化対策、適正な修繕やライフサイクルコストの最小化など維持管理に向けた検討を進めています。

平成 28 年度の主な取り組み

① 河川等の水質改善の充実

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
河川等水質測定事業 (環境保全課)	市内 4 河川（境川、猫実川、堀江川、見明川）における水質を測定するとともに、東京都が実施する旧江戸川、県が実施する東京湾の測定結果について把握し、情報提供を実施する。	年 4 回（5・8・11・2 月）に 4 河川において、水質測定を実施し、環境基準等の達成状況を把握し、水質改善に取り組んだ。
水質汚濁防止法周知事業 (環境保全課)	「水質汚濁防止法」に基づき、生活排水・事業所排水基準の遵守に関する周知・徹底を図る。	市 HPにおいて市民向けに、ポイ捨てをなくし川をきれいにしようという内容の掲載を行った。
河川環境対策事業 (道路整備課)	堀江川沈砂池及び河川部分の汚泥浚渫等を県に働きかけ、臭気の軽減に努めるとともに、堀江川、猫実川の水量確保を行う。	堀江川及び猫実川の浚渫について河川管理者である千葉県に、実施を要望した。
川をきれいにする市民活動への支援 (環境保全課)	江戸川の水質環境を保全するために、江戸川流域自治体と住民が連携しながら、江戸川の水質改善に努める。	「江戸川を守る会」に参加し、河川美化推進員会議等への出席及び会の機関誌に活動内容を掲載した。 年 2 回、浦安橋において旧江戸川の水質調査を実施した。また、舞浜護岸クリーンアップを行うことができた。また、新規会員 1 名を獲得することできた。

② 下水道施設の整備と適正な管理

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
公共下水道復旧事業 (下水道課)	大規模な災害時において、防災拠点や避難所などの重要な施設につながる下水道施設や緊急輸送路に埋設されている下水道管きょうの機能を確保するとともに、老朽化している下水道施設の計画的な更新を図るため、耐震化・長寿命化対策など、適正な維持管理を進める。	東日本大震災に伴う本復旧工事は完了し、資材置場ヤードの復旧・整備及び家屋補償業務を実施した。
公共下水道面整備事業 (下水道課)	公共用水域の水質の保全と生活環境の改善などを図るため、下水道の未整備区域の面整備を推進する。	猫実 4 丁目面整備工事に伴う実施設計業務を実施した。
下水道普及促進事業 (下水道課)	水洗化の普及活動の一環として、私道に下水道管を布設したり、未接続世帯などに対して水洗化普及員による戸別訪問を行い、未接続世帯の解消に努める。	私道整備については、2 路線 16 世帯分の工事を行い、水洗化普及員については、未接続世帯に対する広報活動などの啓発事務を行った。
浄化槽管理指導事業 (ごみゼロ課)	浄化槽の適正な維持・管理のため、年 1 回以上の清掃を依頼する。	浄化槽の適正な維持・管理のため、年 1 回（294 件）、清掃通知を送付した。
下水道総合地震対策事業 (下水道課)	下水道総合地震対策整備計画に基づき、主要な幹線の管渠・マンホールなどの耐震・液状化対策を行う。	重要な幹線管渠の耐震診断及び実施設計並びに工事を行った。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・ 廃食油の回収など家庭でできる生活排水対策を実行します。・ 下水道整備区域では下水道への接続に努めます。・ 節水に努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 「水質汚濁防止法」などに定める基準を遵守し、水質汚濁物質の排出の削減に努めます。・ 節水に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ 節水に努めます。

課題と今後の方向性

① 河川等の水質改善の充実

- 境川については河川本来の治水機能を確保しながら、潮位による水門の開閉の促進や旧江戸川からの導水によりきれいな水を流し、水質改善に取り組みます。また、猫実川、堀江川及び見明川についても、他の河川からの導水や、汚泥を河床より除去する浚渫など水質改善に向けた取り組みを、河川管理者である千葉県などと協力して取り組みます。

② 下水道施設の整備と適正な管理

- 今後は、下水道処理区域における未接続世帯や事業所に対し、早期接続を促すとともに、老朽化している下水道施設の計画的な更新を図るため、耐震化・長寿命化対策など、適正な維持管理を進めます。

3. 静けさや心地よさが保たれ、安心して暮らせる生活環境の確保

施策の方針

近年の生活環境における問題は、都市化の進展、人々のライフスタイルや社会情勢の急激な変化などを背景に、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、土壌環境などの公害から、建造物などによるテレビ電波障害・光害・ビル風害、カラスによるごみの散乱、ごみのポイ捨て、不法投棄、路上喫煙などの生活衛生問題、そして化学物質による生活環境問題など複雑・多様化しています。

これらの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に起因するものと考えられることから、法による規制や指導により、安心して暮らせる生活環境を確保する対策を講じるとともに、市民や事業者へ環境に配慮した行動を促していきます。

また、市民と協力して、ごみのポイ捨てや路上喫煙などの生活衛生問題などへの対応を進めるとともに、犬や猫などのペットと気持ちよく暮らせるまちをつくるため、マナー向上に向けた啓発を進めます。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A		指標 B		平成28年度 C				指標の評価 D	
自動車騒音	市川浦安線沿い	昼 (6時～22時)	環境基準 70dB	昼	69	夜	65	○	
	やなぎ通り		要請限度 75dB		69		67	×	
	湾岸道路西行き				73		72	×	
	湾岸道路東行き（東野三）				73		71	×	
	市道幹線5号	夜 (22時～6時)	環境基準 65dB	夜	70		66	×	
	若潮通り		要請限度 70dB		68		62	○	
	湾岸道路東行き（海楽二）				56		55	○	
	幹線6号沿い				63		60	○	
道路交通振動	市川浦安線沿い	昼 (8時～19時)	要請限度 65 dB	昼	35	夜	29	○	
	やなぎ通り				45		40	○	
	湾岸道路西行き				49		46	○	
	湾岸道路東行き（東野三）				50		48	○	
	市道幹線5号	夜 (19時～8時)	要請限度 60 dB	夜	52		46	○	
	若潮通り				45		39	○	
	湾岸道路東行（海楽二）				50		46	○	
	幹線6号沿い				45		40	○	
幹線交通を担う道路に近接する空間にかかる環境基準	東京浦安線	昼	70 dB	93.5%				×	
	市道幹線2号			99.4%				×	
	市道幹線4-52号	夜	65 dB	100%				○	
航空機騒音に係る環境基準	千鳥	地域類型 I : 57dB 以下(Lden) 本市は、地域類型指定されていないため、地域類型 I で評価。	夏季	50.6	冬季	52.9	○		
	日の出			49.1		46.6	○		
	明海			47.2		46.7	○		
	今川			37.5		40.4	○		
	高洲			50.0		49.2	○		
	当代島			40.9		36.1	○		

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
市へ寄せられる公害苦情の件数	騒音	基準年の数値より減	38 件	31 件
	振動	基準年の数値より減	3 件	6 件
	悪臭	基準年の数値より減	7 件	9 件
	電波障害	基準年の数値より減	0 件	0 件
	その他 (大気・水質等)	基準年の数値より減	14 件	40 件

※「－」は、指標の達成状況の評価に適さないことから、ここでは評価しない。

環 境 の 現 状

① 生活環境問題への対応

【事業者等の騒音・振動対策】

本市へ寄せられる公害苦情のうち騒音が 38 件、振動が 3 件あり、その発生源の多くは、建設・解体工事及び工場・事業所等からの騒音や振動です。特に、住宅と工場、商業・業務施設などが混在する「複合住宅ゾーン」や、国道 357 号線沿線地域に住む市民などからの苦情が多い状況です。

重機を使用する建設・解体工事及び特定施設を保有する工場・事業場等から発生する騒音や振動については、騒音規制法、振動規制法及び浦安市環境保全条例による規制対象となっており、騒音・振動を発生させる事業活動を行う際に、事前に市への届出を義務付けることで事業内容を把握し、必要に応じ、騒音低減策を講じるよう指導を行っています。

また、市民等から苦情が市に寄せられた際は、発生現場の状況を確認し、発生源を特定するとともに、原因者に対し、規制基準の順守や公害を防止するための必要な措置を講じるよう指導を行います。

【自動車騒音・道路交通振動】

■自動車騒音・道路交通振動要請限度調査

本市は、首都高速道路湾岸線や国道 357 号線が市の中央を東西に貫いているほか、やなぎ通り、市川浦安バイパスなど、通過自動車交通量が多い状況です。このため、騒音規制法及び振動規制法に基づき、自動車騒音・道路交通振動の状況調査を実施しています。

自動車騒音には、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準としての「騒音（道路に面する地域の騒音）に係る環境基準」及び自動車騒音または道路交通振動がそれを超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに、関係機関などに対し要請等を行うことができる限度としての「要請限度」があります。これらを指標として騒音・振動の状況を把握しています。

平成 28 年度調査では、自動車騒音において、要請限度は超えないが、環境基準を超えた地点が昼間の湾岸道路西行きと湾岸道路東行き（東野三丁目）の 2 地点と、夜間のやなぎ通りと市道幹線 5 号の 2 地点の計 4 地点ありました。また、要請限度を超えた地点が、夜間の湾岸道路西行きと湾岸道路東行き（東野三丁目）の 2 地点ありました。なお、道路交通振動における要請限度を超過した地点はありませんでした。

市は、自動車騒音・道路交通振動が環境省令で定める限度（要請限度）を超過することでお道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。また、必要があると認めるとときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者または国土交通大臣などに意見を述べることができます。

平成 28 年度においては、平成 27 年度の調査結果で環境基準・要請限度を超えた地点について、道路管理者（国土交通省、千葉県及び首都高速道路株式会社）へ自動車騒音・道路交通振動の測定結果を報告するとともに、騒音等低減対策について検討するよう要望しました。

■自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果

(平成28年度測定)

地点	自動車騒音(dB)				道路交通振動(dB)			
	昼(6~22時)		夜(22~6時)		昼(8~19時)		夜(19~8時)	
	平均値	環境基準 要請限度	平均値	環境基準 要請限度	平均値	要請 限度	平均値	要請 限度
市川浦安線沿い (当代島三丁目)	69	70	65	65	35	65	29	60
		75		70				
やなぎ通り (北栄三丁目)	69	70	67	65	45	65	40	60
		75		70				
湾岸道路西行き (富岡一丁目)	73	70	72	65	49	65	46	60
		75		70				
湾岸道路東行き (東野三丁目)	73	70	71	65	50	65	48	60
		75		70				
市道幹線 5 号 (弁天二丁目)	70	70	66	65	52	65	46	60
		75		70				
若潮通り (弁天二丁目)	68	70	62	65	45	65	39	60
		75		70				
湾岸道路東行き (海楽二丁目)	56	70	55	65	50	65	46	60
		75		70				
幹線 6 号沿い (舞浜三丁目)	63	70	60	65	45	65	40	60
		75		70				

※測定期間：平成 29 年 1 月 18 日(水)・19 日(木)・23 日(月)の 3 日間

※  : 要請限度を超えたもの

※  : 要請限度を達成するが、環境基準を超えたもの

※要請限度を超えていた国道 357 号線東京湾岸道路西行きの地点は、防音壁が設置されていない場所で測定。

■道路に面する地域の環境基準の達成状況（自動車騒音常時監視面的調査）

道路に面する地域（道路端から 50m 以内）は一般地域の環境基準が適用されず、道路に面する地域の環境基準が適用されます。騒音規制法第 18 条に基づく自動車騒音の常時監視面的調査を、平成 24 年度から実施しています。環境基準の達成状況は、道路に面する地域内の住居等について、騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされており、面的評価といいます。

平成 28 年度は、市内幹線道路 3 路線について調査を実施し、調査路線の沿道に立地する住居等 3,942 戸のうち、市道幹線 4-52 号の 1 路線において 100% 環境基準を達成しています。

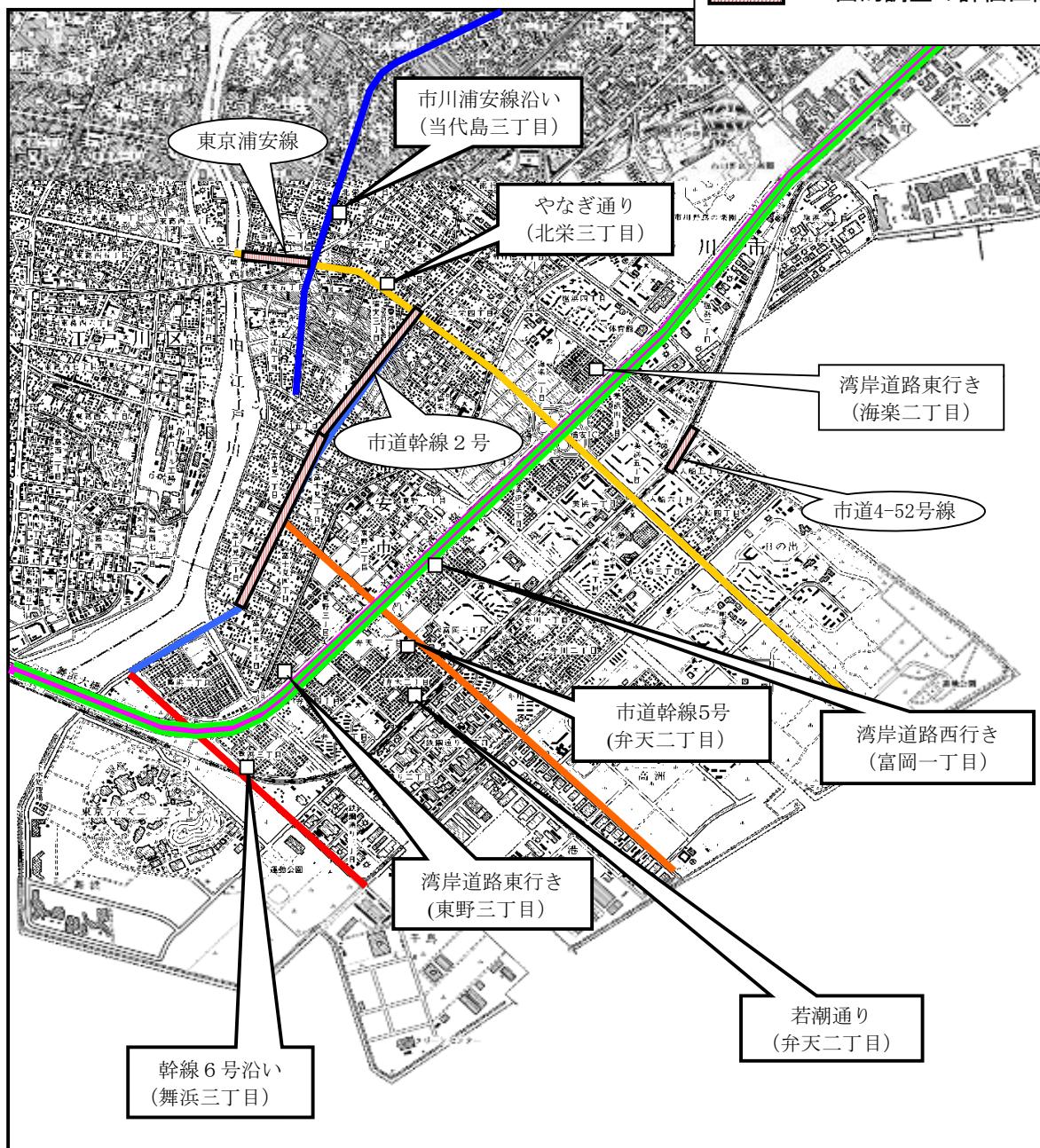
■自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果 (平成28年度測定)

路線名	区間延長(km)	総家屋数	基準値内戸数	達成率(%)
東京浦安線	0.5	711	665	93.5
市道幹線2号	2.4	3,124	3,104	99.4
市道幹線4-52号	0.5	107	107	100
3区間合計	3.4	3,942	3,876	98.3

※測定期間：平成 29 年 1 月 18 日(水)12 時～1 月 19 日(木)12 時

■調査地点

【凡例】
□ 要請限度調査の測定地点
■ 面的調査の評価区間



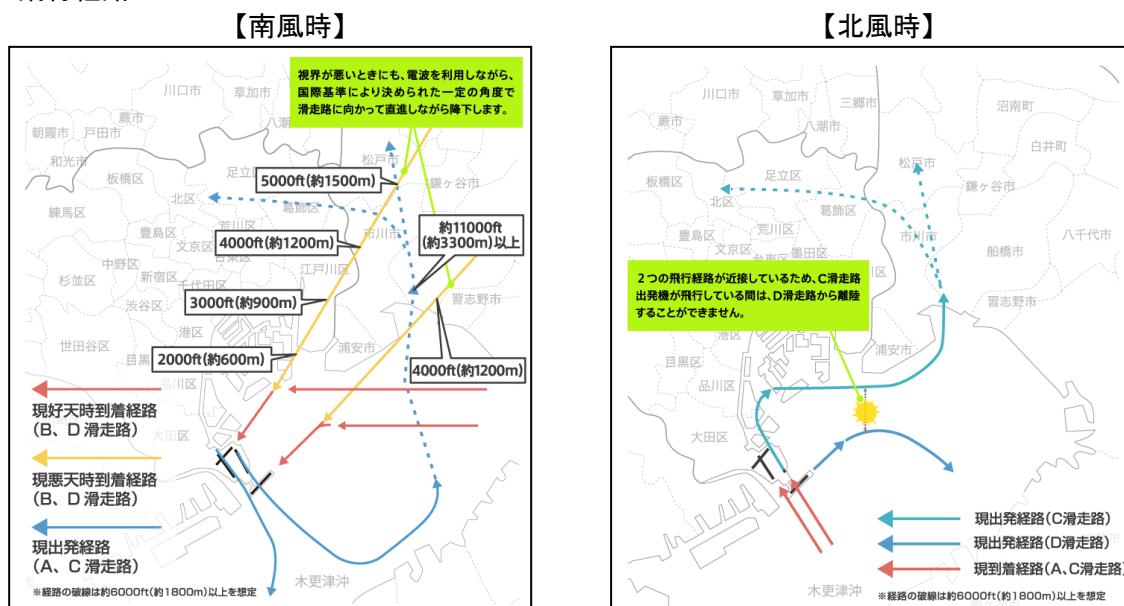
【航空機騒音】

航空機騒音は、航空機から発生する騒音が大きく、上空で発生するため、空港周辺の広い範囲に影響を及ぼします。本市は、半径 20km 以内に羽田空港があり、交通面で利便性が高い一方、航空機騒音の影響を受けています。

羽田空港では、平成 22 年 10 月 21 日に 4 本目の滑走路となる D 滑走路が供用開始され、国際線の就航、24 時間化など、羽田空港の発着枠が大幅に拡大されて、平成 26 年度末までに年間で 44.7 万回（うち国際線 9 万回）となり、平成 28 年度末現在、同様の運用がなされています。

羽田空港への着陸機は通常、東京湾の上空を通過し着陸しています。しかし、南風で悪天候等（浦安市上空ではなく、東京湾や羽田空港上空における雨や霧の発生など）により、パイロットの視界が悪く、通常のルートが使用できない時に限り、安全を確保するため、誘導の電波に沿って着陸することになります。このとき、羽田空港の D 滑走路に着陸する際、本市近傍を飛行する航路を使用することから、近隣住民から、航空機騒音被害を訴える苦情が寄せられています。

■飛行経路



出所：国土交通省ホームページ「羽田空港のこれから」

■航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音に係る環境基準は、地域の類型ごとに適用される基準値が設定され、航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の指定は、都道府県知事が行うこととされています。千葉県では、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港、木更津飛行場）及び下総飛行場の周辺の地域において、当該地域の土地利用等の状況を勘案して地域類型を指定しています。

本市は、環境基準の適用のある地域類型の指定を受けていませんが、上記の経緯から、本市への航空機騒音の状況等を把握するため、夏季及び冬季の市内 6 地点（千鳥、日の出、明海、今川、高洲、当代島）において、航空機騒音実態調査を実施しています。

平成 28 年度の調査では、地域類型 I の環境基準 57 デシベル (L den) により評価すると、すべての地点で環境基準を達成しています。

しかしながら、本市近傍を通過する航空機の数は増加していることから、今後も継続して航空機騒音の監視に努め、千葉県の設置する「羽田再拡張事業に係る県・市町村連絡協議会」と連携し、さらなる航空機騒音の軽減について、国土交通省と協議していきます。

■平成 28 年度東京国際空港（羽田空港）航空機騒音実態調査

<夏季> 平成 28 年 6 月 19 日～6 月 25 日 (24 時間連続 1 週間測定)

調査地点	騒音発生回数(週合計)					加重回数 ※3	週平均 ^{※4}		最大発生 騒音レベル dB(A)
	N1	N2	N3	N4	計		Lden (dB)	WECPNL	
千鳥	15	379	99	17	510	996	50.6	61.2	77.3
日の出 ^{※1}	30	730	219	40	1,019	2,087	49.1	59.7	73.3
明海	27	621	199	35	882	1,838	47.2	57.7	73.5
今川	7	148	62	13	230	534	37.5	48.7	63.7
高洲 ^{※2}	34	664	178	40	916	1,938	50.0	60.3	74.5
当代島	7	146	92	14	259	632	40.9	53.0	67.4

<冬季> 平成 28 年 12 月 29 日～平成 29 年 1 月 4 日 (24 時間連続 1 週間測定)

調査地点	騒音発生回数(週合計)					加重回数 ※3	週平均 ^{※4}		最大発生 騒音レベル dB(A)
	N1	N2	N3	N4	計		Lden (dB)	WECPNL	
千鳥	46	763	164	14	987	1,855	52.9	64.1	78.5
日の出 ^{※5}	44	668	157	16	885	1,739	46.6	56.0	69.3
明海	41	815	187	16	1,059	1,946	46.7	56.8	67.3
今川	18	286	62	5	371	702	40.4	50.9	64.7
高洲 ^{※2}	70	910	189	19	1,188	2,367	49.2	59.9	72.0
当代島	15	131	34	6	186	443	36.1	47.5	68.0

※ 1 国設置の測定期

※ 2 県設置の測定期 (当代島については、平成 28 年度より市で測定)

※ 3 時間に重み付けした回数

N1(0 時～7 時)10 倍、N2(7 時～19 時)、N3(19 時～22 時)3 倍、N4(22 時～24 時)10 倍

※ 4 週平均には、平成 25 年度からの航空機騒音に係る環境基準として採用されている。

Lden (時間帯補正等価騒音レベル) 及び、参考として平成 24 年度まで航空機騒音の環境基準として使用していた WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル) も記載している。

※ 5 国設置の測定期が移設工事期間中のため、市独自に測定。

■航空機騒音実態調査地点 (6 地点)



【近隣騒音対策】

近隣騒音とは、飲食店等の営業騒音、商業宣伝の拡声器騒音、家庭のピアノ・テレビの音、飼い犬の鳴き声など、騒音源が近隣にあって、付近の住民の生活環境を損なう騒音のことをいいます。本市では、規制基準が定められている飲食店等深夜営業に伴う騒音や、移動販売等の拡声器の使用に対する市民からの苦情が6件寄せられています。特に、住宅地における深夜営業や拡声器の使用は、近隣住民の良好な生活環境を損なう恐れの高いものであり、騒音問題における大きな課題となっています。

このような近隣騒音に対し、市では警察等の関係機関と連携を図り、「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準などを基に、飲食店や移動販売事業者に対し、発生の抑制等に関する指導を行っています。

また、苦情の申出人には問題解決に向けての適切なアドバイスを行うとともに、簡易騒音測定器の貸し出しなども行っています。

【地盤沈下防止対策】

地盤沈下は、地表面が広域的に沈んでいく現象をいい、地下水や天然ガスかん水の汲み上げ、自然圧密、地殻変動、重量物による圧密が原因とされ、そのうち公害として取り上げられるのは、地下水及び水溶性天然ガスかん水の過剰な汲み上げなど、人為的な要因によるものです。

地盤沈下の防止を図るために、地下水の採取については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」、「千葉県環境保全条例」で規制されるとともに、市環境保全条例でも届出を義務付けています。

■本市の地盤沈下変動

市内 22 地点に地盤沈下観測用の精密水準点が設置され、千葉県による監視が行われています。平成 29 年 1 月の測量結果では、仮点での測定 (U-12A 水準点) 及び工事の影響があるため未公表となっている (U-17 水準点) 2 地点を除く 20 地点で地盤沈下が見られました。

最大地盤沈下地点は、浦安南高等学校 (U-19 水準点) のマイナス 11.0mm で、平成 27 年の同地点マイナス 13.6mm に比べ、地盤沈下量は減少しました。

過去 5 年間の変動量をみると、東日本大震災の翌年にあたる平成 24 年 1 月には全地点で大きな地盤沈下が発生し、最大でマイナス 147.0mm の沈下が発生しましたが、平成 25 年以降、地盤沈下は沈静化しています。

県の調査によると、平成 24 年については、平成 23 年に発生した東日本大震災の余効変動（地震後の緩やかな地殻変動）の影響が原因と考えられていますが、その後の結果については地震の影響は明らかでないとされ、今後の水準測量結果の推移を注視していく必要があります。

■地盤沈下測定結果

標石番号	地 点	標高 (mm) (平成 28 年 1 月現在)	変動量 (mm)				
			H24 年 1 月	H25 年 1 月	H26 年 1 月	H27 年 1 月	H28 年 1 月
9838	旧浦安町役場前	460.2	-41.3	5.5	2.5	-1.6	-3.2
90	中央公民館	313.8	-37.8	5.8	3.1	-1.1	-3.1
U-1	海楽西児童公園	2,697.5	-55.0	2.5	3.2	0.2	-2.9
U-2	東小学校	-326.4	-43.7	1.1	3.0	0.2	-4.6
U-3A	富士見 5 丁目堤防突端	2,368.1	-44.8	2.1	0.6	-5.6	-2.9
U-4	南小学校	91.0	-40.6	5.1	2.7	-4.1	-1.9
U-5	江川児童公園	596.7	-41.3	5.5	3.0	-4.0	-3.0
U-6	堀江 4 丁目 8	324.2	-40.0	6.6	3.1	-1.8	-2.1
U-7	善福寺	192.3	-39.0	6.6	1.9	-0.4	-3.1
U-8	中央公園	1,863.7	-85.9	-0.6	-1.2	-5.7	-2.8
U-9	鉄鋼通り 3 丁目緑地内	1,407.2	-147.0	-4.7	-9.6	-12.0	-10.5
U-10	鉄鋼通り 1 丁目緑地内	2,026.7	-50.7	-5.0	-5.8	-10.9	-7.6
U-11	今川 3 丁目緑地内	1,795.1	-120.9	-3.2	-4.6	-9.8	-6.8
U-12A	入船 4 丁目緑地内 A	2,020.2	-144.2	-5.7	-0.8	-6.0	-----*
U-13	入船 3 丁目緑地内	2,175.7	-172.8	-6.8	-7.2	-11.0	-9.2
U-14	美浜東第一児童公園	2,156.9	-139.0	0.9	1.7	-2.6	-0.2
U-16	舞浜 1 丁目 2	3,274.9	-122.6	1.7	-5.0	-5.1	-5.2
U-17	千鳥 9	1,691.5	平成 23 年度より 観測を始 めた新観 測地点	-5.5	-11.6	-10.3	-----*
U-18	港 75	2,553.1		1.9	0.1	-4.9	-2.5
U-19	浦安南高等学校	3,657.7		-8.1	-12.6	-13.6	-11.0
U-20	高洲中央ポンプ場	3,079.7		1.8	-0.1	-4.2	-2.7
U-22	日の出小学校	3,461.0		1.7	0.7	-3.5	-2.1

*平成29年 1月時点の数値は平成30年2月現在、公表されていないため平成28年 1 月の測定結果の数値を記載している。

*各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。

(例：旧浦安町役場前平成28年 1 月現在変動量=平成27年度標高「460.2」－平成26年度標高「463.4」)

*平成28年 1 月のU-12Aは亡失仮点、U-17は工事影響があるため非公表。

■地盤沈下測定地点



【悪臭防止対策】

市内には、悪臭の発生源となる工場のような施設は少なく、寄せられる苦情はほとんどが日常生活や飲食店などの事業活動から発生しています。市では、悪臭苦情の対応の際には、法令などに基づき悪臭の発生を抑制するよう指導しています。また、平成21年8月に千葉県の指定により、臭気指数規制を導入しました。

平成28年度、市に寄せられた悪臭に関する苦情件数は、7件と基準年に比べ減少しています。市民から悪臭に関する苦情が寄せられた際には現場を確認していますが、臭いは消えやすく、広範囲に影響を及ぼすため、発生源を特定することが難しい状況です。

引き続き、悪臭発生時には、原因の特定に努めるとともに、事業者に対し悪臭防止法等関係法令の周知及び指導を行っていきます。

【土壤環境対策】

土壤汚染は、工場や事業所などの事業活動によって化学物質が地下に浸透することが主な原因で発生します。市では、県と連携しながら「水質汚濁防止法」の特定施設や「土壤汚染対策法」の指定区域等の情報について把握を行うとともに、関係法令の周知、指導により土壤環境の保全に努めています。

また、都市化の進展に伴い、建設工事などから発生する建設土、いわゆる「残土」の不法投棄が社会的に問題となっています。土砂などの埋め立てなどによる土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、県では、「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（残土条例）」を制定し、埋め立てなどの面積3,000m²以上の事業に対し規制を行っています。

【建造物等による生活環境問題への対策】

建造物などによる生活環境問題は、建造物などによるテレビ電波障害・光害・ビル風害など多岐にわたり、これらはさまざまな要因から起こっています。

中高層建築物等の建築主と近隣関係住民との間に生ずる紛争を未然に防ぐため、「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、建築主に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を義務付けています。なお、テレビ電波障害の発生が予想される地域については調査を実施し、影響が出る可能性がある際には防止対策を検討し、近隣関係住民へ説明・協議することを指導しています。平成28年度における、電波障害苦情は0件でした。

引き続き、建築主への報告書等の提出により、テレビ電波障害等による近隣住民との紛争を未然に防ぐとともに、ビル風害、光害についても、事業者、関係機関などと協議し、抑制に努めています。

環 境 の 現 状

② まちの美化・環境衛生対策の充実

【まちの美化・環境衛生対策】

市では、清潔できれいな街づくりの推進を図るため、「浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例」に基づき、空き缶や吸い殻などの散乱防止地区（東西線浦安駅及び京葉線新浦安駅周辺）にて、ボランティア団体や市内事業者等など、地域との共同により、ポイ捨て防止キャンペーンを実施しています。

【ごみゼロ運動・共同清掃への支援】

毎年5月30日をごみゼロの日と定め、ごみの散乱防止と、再資源化促進の普及啓発を目的とし、浦安駅前及び新浦安駅前にて、ごみゼロ運動推進キャンペーンを実施しました。また、各自治会が主体となり、住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸し出しや配付、ごみの回収といった支援を行っています。

【カラス等生活環境被害対策】

カラスや猫などによるごみの散乱を防止するために、「ごみ散乱防護用ネット」の貸し出しを行うとともに、被害防止対策の啓発により、生活環境被害の未然防止を呼び掛けています。

また、鳥獣保護の観点より、基本的に野生動物の捕獲等は行ないませんが、カラスが電柱や樹木に巣を作ったことで、近隣住民の生活環境に被害が生じている等の場合は、施設管理者等へ巣の撤去を要請します。

【放置自転車対策】

駅周辺の道路など公共の場所での自転車の放置を防止し、良好な生活環境を確保するため、「浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例」を定めています。

放置自転車は、景観を損なうだけでなく、歩行者の通行妨げや障がい者への通行障害となります。市では、自転車放置整理区域を指定し、放置された自転車などの撤去・移送を行なっています。また、自転車交通ルールや駐輪マナー等の啓発等を行っています。

【動物の愛護】

狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射の接種を推進しています。平成28年度は、新規で381頭の登録（市内登録数5,674頭）がありました。また、狂犬病予防集合注射を4月に10日間実施し、1,761頭に接種しました。市内の接種数は、4,370頭で、接種率は、77.02%となっています。

さらに、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員制度に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術を委託しており、平成28年度には、262匹（内訳：メス猫127匹、オス猫135匹）の手術を行いました。

また、飼い犬や猫のしつけ方教室を実施し、ペットの適正な飼育管理を推進しています。平成28年度は、愛犬のしつけ方教室を1回、猫のしつけ方教室を1回実施し、延べ64組の参加がありました。

【外来生物対策】

地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのある外来生物による被害を予防するため、特定外来生物について、住民への周知に努めるとともに、緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。平成 28 年度の防除実績はありません。

【高病原性鳥インフルエンザへの対応】

死亡した野鳥等が発見された場合において、高病原性鳥インフルエンザによる感染が疑われる場合は、人への感染予防及び感染拡大の防止のため、市民等へ周知を行うとともに、死亡野鳥を安全に回収し、千葉県と連携し、必要に応じて遺伝子検査及び確定検査を実施しています。

【化学物質による環境リスクの低減】

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR 法)」に基づき、市内事業者における有害性のある化学物質の環境への排出量と事業所の外への移動量に関する実態を、千葉県を通じて把握しています。また、シックハウス症候群の原因物質であるホルムアルデヒドの濃度簡易測定器の貸し出しを行い、健康被害の未然防止を呼び掛けています。

平成 28 年度の主な取り組み

① 生活環境問題への対応

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
騒音規制法、振動規制法に基づく規制 (環境保全課)	「騒音規制法」、「振動規制法」、「浦安市環境保全条例」に基づき、特定建設作業を行う事業者には特定建設作業実施届出書を、特定施設を保有する事業者には特定施設設置届出書などを、それぞれ提出してもらい、受理するとともに、事業者に対して指導を行う。	「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準等を基に、事業者等に対し、発生の抑制等に関する指導を行った。 特定建設作業届出受理数： 騒音法 125 件 振動法 97 件 市条例 322 件
主要幹線道路騒音・振動調査事業 (環境保全課)	市内の主要幹線道路において、騒音・振動の調査を行うとともに、良好な生活環境を保つため、要請限度を超過している道路の管理者に、騒音・振動の低減について要請を行う。	指定地域内における自動車騒音が、環境基準・要請限度を超えた地点について、道路管理者へ自動車騒音・道路交通振動の測定結果を報告するとともに、騒音等低減対策について検討するよう要望した。
羽田空港航空機騒音問題対策事業 (環境保全課)	航空機の騒音問題に対応するため、騒音実態調査を実施し、市民生活に影響を与える大騒音が発生している場合は、国に原因究明と改善を要請する。	本市における羽田空港を離着陸する航空機の騒音の実態調査を行った(夏 4 地点・冬 5 地点)。分析については、国・県設置の測定局を含めた 6 地点で行った。
環境保全条例に基づく規制 (拡声機・深夜営業等指導) (環境保全課)	拡声機・深夜営業の騒音について、法令と条例に基づき指導する。	「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準等を基に、事業者等に対し、発生の抑制等に関する指導を行った。 公害苦情件数(騒音) 6 件
環境保全条例に基づく規制 (地下水採取の規制) (環境保全課)	揚水施設設置届出書を提出してもらうとともに、「工業用水法」「建築物用地下水の採取の規制に関する法律(ビル用水法)」、「浦安市環境保全条例」など関係法令等の遵守徹底を図る。	揚水施設設置に関し、規制に該当する届け出はなかった。
悪臭防止法規制事業 (環境保全課)	事業者に対し、「悪臭防止法」等関係法令の周知及び指導を行う。 また、東京湾等広域異臭について、千葉県や京葉ガスと連携し、原因を調査する。	HP、メール、電話等で寄せられた悪臭に関する相談を受け付け、状況に応じた対応を行った。 悪臭を要因とする苦情件数 7 件
土壤汚染対策事業 (環境保全課)	市における土壤汚染対策法の指定区域の有無などについて情報を提供する。また、残土条例の対象事業であるかを確認し、対象の場合には届出先を案内する。	事業者との宅地開発事業等事前協議の中で土壤汚染対策法・残土条例の対象事業を把握し、必要に応じ県と協議するよう指導を行った。また、市民・事業者等からの問い合わせに対し、回答・担当部局の案内を行った。
テレビ電波障害対策事業 (環境保全課)	中高層建築物等を建築する際に、テレビ電波障害の事前予測調査や防止対策などを届出者に指導する。	「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、対象事業者に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を求めた。また、提出を受けるにあたり、適切な対策計画が成されているか確認を行った。

② まちの美化・環境衛生対策の充実

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
ポイ捨て防止対策事業 (環境衛生課)	「浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例」に基づき、空き缶や吸い殻などの散乱防止重点地区（東西線浦安駅周辺と京葉線新浦安駅周辺）でPR活動などを行う。	浦安駅、新浦安駅で実施し、ボランティア団体や市内事業者等にも参加していただき、地域とのつながりを持って事業展開を行った。 実施駅前階段等に路上啓発パネルや看板を設置した。また、たばこのポイ捨てと歩きたばこを防止するため、浦安駅及び新浦安駅周辺に試行的に灰皿を設置している。
ごみゼロ運動推進事業 (環境衛生課)	「美しいふるさとづくり運動」の一環として、ごみの散乱防止と再資源化の普及・啓発を図るため、浦安市自治会連合会と連携し、ごみゼロ運動を推進する。	毎年 5 月 1 日から 6 月の第 1 日曜日までを「ごみゼロ運動推進期間」と定め、環境美化の啓発キャンペーンを実施した。
不法投棄パトロール事業 (環境衛生課)	市全域でごみの不法投棄を防止するため、パトロール等を行う。	市民からの要望や不法投棄多発箇所に看板を設置し、市内巡回パトロールを行った。
環境保全条例に基づく規制 (カラス等の苦情) (環境保全課・環境衛生課)	カラスが、市内の電柱や樹木に巣を作ったことで、近隣住民の生活環境に被害が生じている場合は、施設管理者等へ巣の撤去を要請する。	周辺にカラスの巣があることで、近隣住民の生活環境に被害が生じていると判断をした場合には、施設管理者等へ巣の撤去を要請した。
ペット適正飼育推進事業 (環境衛生課)	愛犬・猫のしつけ方教室を実施するなどペットの適正な飼育管理を推進する。また、狂犬病予防法に基づく登録や狂犬病予防注射の接種を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防集合注射 4 月 4 日(月)から 4 月 15 日(金)までの 10 日間で実施 1,761 件接種 ・愛犬のしつけ方教室、猫のしつけ方教室 愛犬 11 月 26 日(土)実施 猫 2 月 4 日(土)実施
動物愛護推進事業 (環境衛生課)	市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員制度に基づき、動物病院において不妊・去勢手術をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊去勢手術実施状況 262 件(内訳: メス猫 127 件、オス猫 135 件)
特定外来生物防除事業 (環境保全課・環境衛生課)	特定外来生物の目撃情報があった場合、環境保全課において千葉県等関係機関との連絡調整を行い、環境衛生課において鳥獣の捕獲を行う。	ハクビシンの目撃情報が 3 件寄せられたが民有地であったことから駆除業者を紹介する対応を行った。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">近隣の生活環境に配慮した生活を心掛けます。自転車を放置しません。動物を飼うときは、マナーを守って、愛情と責任を持って飼います。ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「県環境保全条例」、「環境保全条例」などに定める基準を遵守し、騒音・振動、悪臭、土壤汚染などの防止に努めます。建設作業などの実施にあたっては、低騒音・低振動型の機械や工法の採用、防音対策、作業時間の制限などにより、騒音・振動の低減に努めます。法・条例などを遵守し、地盤沈下を起こさないように揚水を行います。化学物質、農薬などの適正な使用と管理に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">ごみやたばこのポイ捨て、歩行喫煙をしません。

課題と今後の方向性

① 生活環境問題への対応

- 自動車騒音については、主要幹線道路に面する地域の騒音に係る要請限度は超えないが環境基準を超過している地点が4地点あり、要請限度を超過した地点が2地点ありました。
本市は道路交通量が多く、近隣地域においては自動車騒音等の影響を受けていることから、道路管理者などへ環境基準及び要請限度の超過について報告していきます。
- 羽田空港再拡張事業以降、航空機の離着陸便が増加していることから、本市においても、独自に航空機騒音実態調査を行い、現状を把握するとともに、千葉県に設置された「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」等を通じて、国に騒音軽減に向けた措置を要請します。
- 「複合住宅ゾーン」における建設作業や工場・事業場からの騒音・振動、深夜営業や拡声機の使用に伴う騒音などの防止のための法令・条例に基づく指導により、騒音・振動の防止に努めます。

② まちの美化・環境衛生対策の充実

- ポイ捨て防止対策における啓発事業、ごみの散乱を防止するためのネットの普及促進、放置自転車対策としての撤去作業や駐輪場の整備などを進めます。
- 飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員と協力し、動物病院において不妊・去勢手術をするとともに、市民等へ周知、理解を求めていきます。

基本方針2

水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある、
ふるさとのまちをつくる

1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出
2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出
3. 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり

東京湾に面した漁業のまちであった本市は、埋立事業や都市化の進展に伴い、人工的な環境に囲まれたまちとなりました。しかし、海辺に残された貴重な三番瀬は多様な生き物を育み、街中には公園や街路樹などの緑も育ちつつあります。また、漁師町の面影を伝える街並みや社寺などの歴史資源が元町地域に残る一方で、デザインされた道路や建物が特徴的なアーバンリゾートゾーンが形成されています。

長い時間をかけて積み上げてきた水辺や緑・景観は、まちの資産であり、さらに豊かなものとして時代へと引き継いでいくことが大切です。そのために、自然を感じられる水辺空間や、市民の目に映る緑を増やしていくとともに、歴史・文化を感じられる景観を守り、育て、水や緑とふれあえ、潤いと安らぎのあるふるさとのまちをつくります。



小学生低学年の部
最優秀賞 小林 拓夢さん

1. 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

施策の方針

本市は、東京湾に張り出すような地形から市域の三方を海と河川に囲まれた「水際（すいさい）」の都市であり、海岸線は一般公共海岸区域となっています。

現在は、市民生活を守るために防護・治水を優先した水際線の整備が進められており、市民が海や河川を身近に感じることが難しくなっている状況です。この防護・治水機能を維持しつつ、浦安の貴重な自然を活かしたまちづくりを進めるため、千葉県や関係機関等と連携しながら水際線整備や活用に取り組んできました。

日常生活の中で市民が豊かな水際線を身近に感じができるよう、関係機関との協議を踏まえ、河川・海岸沿いの緑道や、管理用通路などの公共空間を活用した歩行空間ネットワークを形成するとともに、境川では、老朽護岸の改修など、護岸機能の向上を図るとともに、水際線のコミュニティ空間の形成を図ります。

また、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域である三番瀬については、国や県、関係市などと協力して自然環境を保全するとともに、東日本大震災からの干潟の状況を考慮しながら、市民が集い、環境を学ぶ場として活用を推進します。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
水辺・三番瀬に関する講座・イベントの参加者数 郷土博物館境川乗船体験など 野鳥観察会、街路樹観察会 三番瀬クリーンアップ大作戦	基準年 (平成 24 年度) の数値より増	515 人	171 人	○
		11 人		
		28 人		
		476 人		

環境の現状

① 豊かな水辺環境の創造

【魅力ある水際線の創出】

河川や海の魅力を身近に感じられるよう、関係機関との協議を行いながら、誰もが水際線の魅力に安全かつ気軽に接することができる歩行空間のネットワークを形成するため、舞浜地区では、高潮対策として実施している護岸改修事業に併せて、散策やジョギングなどが楽しめる緑道が、千葉県により整備されました。

また、旧江戸川（当代島地区から舞浜地区まで）においては、千葉県が耐震対策及び緩傾斜化による高潮対策を進め、平成36年度の完成を目指して整備中です。今後は、富士見地区の整備を進めます。

境川では、市と千葉県との共同事業として、境川水辺空間整備事業を進めており、境川Cゾーン（江川橋から東水門まで）の約1,200mの区間において親水性の高いテラス護岸が平成27年度に完成しました。また、境川Bゾーン（新橋から江川橋）の整備を平成18年度から進めており、早期完成に向け、県と協議を進めています。

■水際線歩行ネットワークの形成

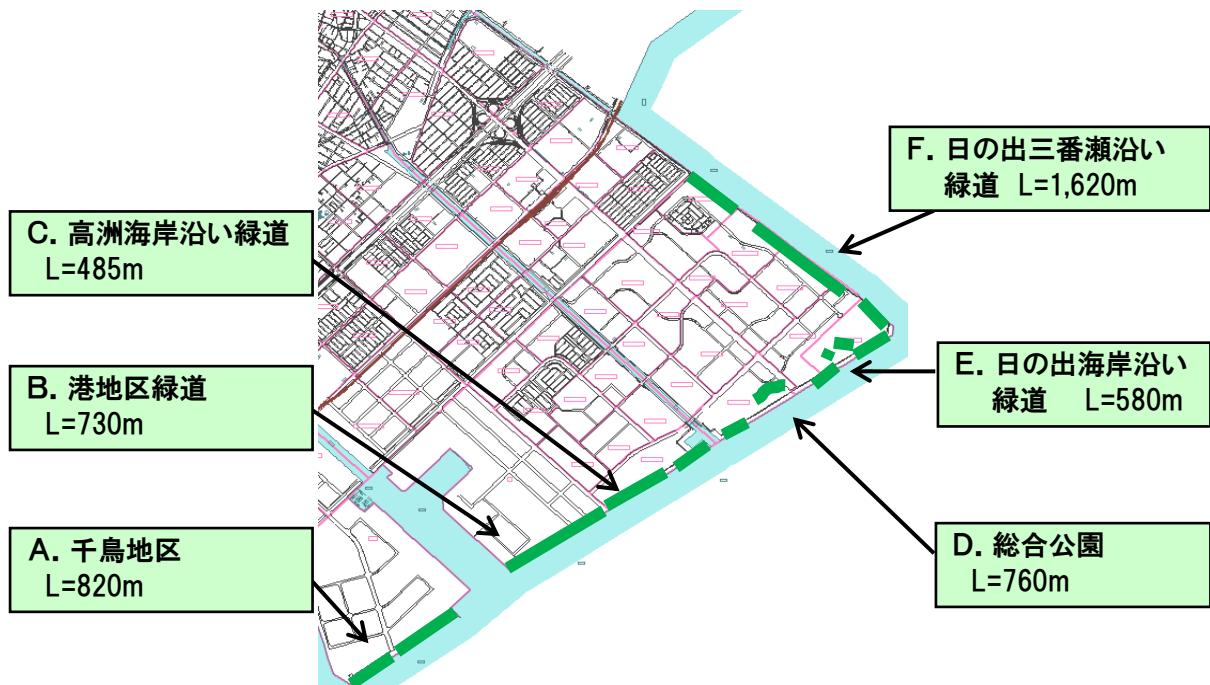


出典：「浦安市水際線の望ましい整備・活用に向けて（浦安市水際線整備構想）」

【浦安絆の森整備】

緑道については、水と緑のネットワーク化の推進を図るため、県により、海岸に沿って緑道整備が進められているほか、平成23年の東日本大震災後、沿岸部の海からの潮風を和らげ、高潮被害の軽減など減災効果が期待される「絆の森」を市民団体等との協働事業にて整備しています。平成28年度は、日の出三番瀬沿い緑道において、5,400本の植樹を行いました。

■浦安絆の森整備計画



② 三番瀬の保全と活用

三番瀬は、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の四市に三方を囲まれた約1,800haの干潟と浅海域です。アサリなどの底生生物が生息するほか、シギ、チドリなどの多くの渡り鳥の中継地として貴重な役割を果たしています。

三番瀬について、千葉県は、平成13年に埋め立て計画を白紙に戻し、三番瀬の保全と自然の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定するための「三番瀬再生計画検討会議（通称「円卓会議」）」を設置しました。市は、この円卓会議にオブザーバーとして参加するとともに、庁内での検討や市民の意見を踏まえ、平成15年10月に「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」を策定しました。

その後、県は三番瀬再生会議や県議会での議論を経て、三番瀬再生の理念や目標を定めた「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）」を策定し、現在第3次計画を進めています。また、住民参加と情報公開のもとで進めていくために、地元住民、漁業関係者等から広く意見を聞く場として「三番瀬ミーティング」等を開催しています。

市では、第二東京湾岸道路の整備の方向性や「千葉県三番瀬再生計画」との整合を図りながら、国や関係市、その他関係機関と役割分担を明確にし、相互に連携を図っていくことから、引き続き、県や近隣市の動向を注視しています。

また、ふるさとの海として三番瀬の保全に取り組み、自然環境と共に存しながら、市民が遊び、憩い、学習できる場として三番瀬を活用していくことから、市民との協働により、「三番瀬クリーンアップ大作戦」を開催しており、今後も、三番瀬を大切にし、後世へ引き継いでいく取り組みを進めます。

【三番瀬の活用】

市では、市民の水辺とふれあう機会創出のために、郷土博物館や市内の小・中学校において、三番瀬や河川の自然を生かした環境に係る学習活動や体験事業を定期的に行ってています。

また、市民自らの水辺の保全活動として、三番瀬や舞浜護岸を清掃する事業や水辺の自然の観察会を行うなどの取り組みが市民活動団体を中心に進んでいます。

さらに、今後は、三番瀬の自然や生息する生物を題材に、市民が親しみをもって環境学習や自然体験ができる拠点の整備について検討していきます。



三番瀬に親しむ皆さんへ

自の前に広がるこの海は、通常「三番瀬」と呼ばれています。
三番瀬は、東京湾奥部に残された貴重な干潟・浅海域（浅い海）です。
わたしたちは、ここを訪れるすべての人々が、海浜都市・浦安の水辺環境を大切に思い、
豊かな自然の恩みが次世代に引き継がれることを願います。

三番瀬の自然に学び、その豊かな恩恵に感謝しましょう。
海を汚さずに、環境に調和した暮らしを心がけましょう。
育まれた水辺環境を未来に残すために、一人ひとりが行動しましょう。

三番瀬を大切にする市民一同
浦安市

Dear Visitors,

This wide sea in front of you is commonly called "Sanbanze".
Sanbanze is a very important area of tidal flat and shallow sea that survives in the inner shore of the Tokyo Bay. We hope that all the visitors here will preserve the coastal environment of Urayasu, the seaside city, so that its abundantly blessed nature could be carried on to the next generation.
Let us value the rich blessings of Sanbanze.
Let us not contaminate the sea and let us live in harmony with the environment.
Let each of us make the effort to protect the valuable coastal nature and carry it on into the future.

Sincerely yours,
Sanbanze Fans, City of Urayasu

平成 28 年度の主な取り組み

① 豊かな水辺環境の創造

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課 道路整備課)	高潮対策として実施している護岸改修事業に併せて、散策やジョギングなどが楽しめる緑道として整備を促進する。	年間植栽管理として、除草年3回、低木刈込年2回、地被類剪定1回を実施。
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	周辺住民や市民の憩いの場となるよう、境川のBゾーン（新橋から江川橋までの区間）やCゾーン（江川橋から東水門までの区間）の修景整備を進める。また、Aゾーン（西水門から新橋までの区間）では、周辺の街並みやBゾーン、Cゾーンと調和の取れた修景整備を行うため、千葉県と協議を進める。	千葉県によるBゾーン、Cゾーンの修景整備を実施。Aゾーンの協議については未実施。Cゾーンについては千葉県の事業は完了した。Bゾーンについては引き続き事業調整会議において早期完成に向けた要望する。
浦安絆の森整備事業 (みどり公園課)	生活に憩いや潤いを与えてくれる緑を増やすとともに、海からの強風や潮風を和らげ、高潮時の被害軽減を図るために、市民や事業者と協働で沿岸部の緑地に絆の森を整備する。	日の出三番瀬沿い緑道（日の出3丁目地先）で約5,400本の植樹を実施。

② 三番瀬の保全と活用

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
郷土博物館体験教室事業 (郷土博物館)	郷土博物館体験教室にて、境川乗船体験を行う。	ふるさと浦安の身近な自然を知り、郷土愛を育む一助として、境川乗船体験を行った。
三番瀬保全・活用推進事業 (環境保全課)	「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」に基づき、市民が三番瀬を利用できるような施設や環境づくりに取り組むとともに、保全や活用のあり方について検討する。 また、三番瀬を保全する市民の活動（浦安三番瀬クリーンアップ大作戦や浦安三番瀬ミニクリーンアップ）への支援を行う。	「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」に基づき、三番瀬を保全する市民の活動（浦安三番瀬クリーンアップ等）への支援を行うことで、三番瀬の貴重な自然を保全し、後世につないでいく人材の育成及び三番瀬を通した環境学習の支援を行った。 浦安三番瀬クリーンアップ大作戦 参加者 476名 燃えるごみ 100kg 燃やせないごみ 350kg

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	・自然観察会や清掃活動に参加します。 ・一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。
○事業者	・水辺に面した住宅地などの開発にあたっては、景観計画などに即した開発に努めます。 ・水辺を保全、活用する市や市民の取り組みに協力します。
○滞在者等	・一人ひとりが安全に対する責任を持って水辺を利用します。

課題と今後の方向性

① 豊かな水辺環境の創造

- 高潮対策として実施している護岸改修事業に併せ、散策やジョギングなどができる緑地や旧江戸川修景整備を護岸管理者や関係機関との協議、調整を行いながら進めていきます。また、境川修景整備については早期完成に向けて千葉県と協議を進めていきます。

② 三番瀬の保全と活用

- 震災後の三番瀬干渉の環境変化を踏まえ、三番瀬の保全と活用に向けた取り組みを推進するため、三番瀬の保全と活用のあり方に関する検討を進めるとともに、市民の自然体験や環境学習を進めるための「三番瀬環境学習施設」の整備に向けて施設機能や役割等の再検討を行います。
- 引き続き、三番瀬を保全する市民活動への支援を行います。

2. 緑と暮らしが調和する豊かな生活空間の創出

施策の方向

埋立地が市域の約4分の3を占める本市は、樹林地等のまとまった緑が少なく、埋立地域を中心に計画的に公園緑地や緑道の整備を進め、緑地面積も順調に増加しています。

しかしながら、中町・新町地域と比べて元町地域では、緑地が少なく、緑地配置の偏りが課題となっています。また、施設の老朽化が進んだ公園緑地の改修、利用者のニーズの変化への対応が今後必要となります。

のことから、平成26年度に「緑の基本計画」を改定し、『みどりでつながる街 浦安』の基本理念を掲げ、環境保全、防災、景観形成等で重要な役割を担っている公園や今後整備される質の高い公園等をみどりの拠点とし、街路樹や緑道等の緑の軸と、河川や海岸沿いの水の道で有機的につながり、みどりのネットワークで覆われた、潤いある魅力的な住環境や緑環境を形成するまちを目指すこととしました。また、みどりの目標として、総緑地量のほか緑視率を掲げ、みどりの創出・保全・育成の基本方針に沿って、公園の配置計画や公共施設や民有地の緑化に関する施策事業の方針などを定めました。

今後は、この緑の基本計画に基づき、新たな公園の整備や水辺の緑道整備を進めるなど、水と緑が一体となった整備を行うとともに、市民参加による公園づくりを促進し、市・市民・事業者が協働して緑の整備のため取り組んでいきます。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成28年度 C	平成24年度 【参考】	指標の評価 D
都市公園面積 (m ² /人) ^{*1}	平成32年度までに、 8.2 m ² /人(面積 138.6ha)	6.9 m ² /人 (115.1ha)	6.6 m ² /人 (106.8ha)	—
都市公園など面積 (m ² /人) ^{*1}	平成32年度までに、 12.4 m ² /人(面積 210.4ha)	10.5 m ² /人 (175.5ha)	10.3 m ² /人 (167.3ha)	—
総緑地量 (ha)	平成32年度までに、348.0ha	—	294.9ha	—
市域面積に対する 緑地の割合	平成32年度までに、20.5%	—	17.4%	—
幹線道路の緑視率 ^{*2}	平成32年度までに、38%	—	33% (平成26年)	—
駅周辺の緑視率 ^{*2}	平成32年度までに、37%	—	32% (平成26年)	—

第2次環境基本計画策定時の指標より、浦安市緑の基本計画（平成26年9月改定）「みどりの目標」へ変更

※1 「都市公園など」には、都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、墓地公園など）と公共施設緑地を含む。

上記表中「都市公園」と「都市公園など」における一人あたりの面積は、人口が分母になっているので、人口が急増すると数値は低下する傾向があるが、同時期に整備中の公園などもあるため、単年度で数値を評価するには注意が必要である。

※2 「緑視率」は、市民の目に映える緑の充実度合いを継続的に把握するための項目であり、総緑地量や市域面積に対する緑地の割合とともに、達成状況を表記する。

環境の現状

① 新しいみどりの創出

本市における一人あたりの都市公園面積は、平成 28 年度末現在において、 6.9 m^2 となっており、まだ目標値（平成 32 年 $8.2 \text{ m}^2/\text{人}$ ）を下回っている状況です。また、全市的に公園緑地の分布をみると、元町地域と中町地域の一部では公園緑地が少ないなど、地域的な偏りもみられます。今後も、三方が海や河川に囲まれた本市の特性を活かしながら、公園緑地等の身近な緑が、街路樹や緑道等の緑の軸と、河川や海岸沿いの水の道で有機的につながる「みどりのネットワーク」で覆われた潤いあるみどり環境の形成に取り組んでいきます。

平成 26 年度に改定した「緑の基本計画」の基本理念『みどりでつながる街 浦安』のもと、新たにみどりの目標を掲げ、「みどりの創出」「みどりの保全」「みどりの育成」の基本方針に沿った施策を展開しています。

【緑のネットワーク形成】

平成 28 年度は、美浜地区のシンボルロード緑道部の整備を実施しました。また、浦安絆の森の整備において、日の出三番瀬沿い緑道に植樹面積 $1,520 \text{ m}^2$ 、約 5,400 本の植樹を行うとともに市道における高木の植替えや街路樹の補植など、みどりのネットワーク形成を進めています。



シンボルロードの豊かな街路樹

【民有地の緑化推進】

民有地においては、「生垣設置奨励事業」にて、平成 28 年度は、市内住宅 19 件へ補助金を交付し、緑視率の向上につながる接道部の緑化を推進したほか、宅地整備時や商業地開発時に開発指導などにより、緑地の確保や壁面緑化などを促進しています。

② 身近なみどりの保全

公共性のある場所や住宅地等の民有地において、樹木の保全を図るために、地区内に存在する巨木、名木等について、保存樹木として指定し、引き続き保全するとともに、維持管理の支援や指導を行っています。

また、都市公園や、社寺境内の樹林地、集合住宅地の緑地は、地域の核となる緑地です。そのため、適切な維持管理を行うとともに、今後も緑に囲まれた良好な住環境を保全を図ります。

③ 協働によるみどりの育成

【緑の創出・育成に関する市民の活動支援】

地域に適した質と量を保ったみどりを維持管理していくためには、市民や事業者との協力体制が不可欠です。そのため、公園、緑地等の公共花壇区域における市民の緑化活動へ花苗の支給や用具貸し出し等の支援を行うとともに、公園の清掃や花壇の花植えなど公園管理の一部を市民活動団体等が担い、より親しみのある公園を育む公園等里親制度を推進しています。平成 28 年度は新規の登録がありませんでした。

さらに、みどりに関する情報収取や情報提供、相談機能を拡充するとともに、緑化活動団体への支援体制を強化するため、緑化活動の中核機能の創出を検討していきます。

【浦安植木まつりの開催】

市民や事業者の緑化活動への参加は、近年高まっていますが、まだ十分とは言えません。

今後、緑化活動がさらに広がるよう、植木まつりを開催し、市民の緑への関心と緑化意識の高揚を図るとともに、苗木やリサイクル堆肥の配布、緑化講習会を実施しました。平成 28 年度の来場者は約 39,000 人、苗木 10,000 本を無償配布しました。

平成 28 年度の主な取り組み

① 新しいみどりの創出

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
浦安糸の森整備事業 (みどり公園課)	生活に憩いや潤いを与えてくれる緑を増やすとともに、海からの強風や潮風を和らげ、高潮時の被害軽減を図るために、市民や事業者と協同で沿岸部の緑地に糸の森を整備する。	日の出三番瀬沿い緑道で約 5,400 本の植樹を実施。
シンボルロード緑道部整備事業 (みどり公園課)	市民の憩いの場として再生を図るとともに、まちの魅力を高めるため、震災により被害を受けた緑道の舗装や水施設を再整備する。	シンボルロード緑道部（美浜地区）の整備工事を実施。
市内街路樹等改修補植事業 (みどり公園課)	街路樹等の枯れに伴う補理工事費や緑地緑道の維持補修工事等を行う。	昨年度に引き続き市道 4-1 号線高木植替工事、樹木補植、施設補修工事等を実施。
公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)	公共施設等における緑化の推進については、宅地開発事業等における条例を遵守し、緑地を確保することはもとより、積極的に屋上緑化等の特殊緑化を取り入れ、より質の高い緑化を行うことで生活環境の向上を図る。	平成 28 年度については公共施設特殊緑化はなかった。

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
公園施設等改修整備事業 (みどり公園課)	元町、中町の公園が老朽化してきている。施設の一部の補修等を行うのではなく、近隣自治会や住民の皆さんなどのご意見を踏まえながら施設全体を改修し、多くの皆さんに利用していただける身近な公園として整備する。	平成 28 年度については公園施設等改修整備事業はなかった。
生垣設置奨励事業 (みどり公園課)	緑豊かな住みよい環境づくりを促進するため、民有地の緑化推進の一環として、生垣設置（ブロック塀の撤去）に補助金を交付する。	新規生垣設置件数： 19 件 市内生垣設置延べ件数： 1,108 件
宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業 (みどり公園課)	良好な緑化空間を創出するため、開発指導などにより、緑地の確保や壁面緑化などを促進する。	事前協議受付件数： 106 件

② 身近なみどりの保全

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
保存樹木指定事業 (みどり公園課)	市域の 4 分の 3 が海面埋め立て地である本市にあっては、緑豊かな住環境を促進するために、民有地にある樹木を保存樹木に指定して、緑を保全し緑化推進を図る。	新規指定本数 : 0 本 市内指定本数 : 603 本 廃止本数 : 2 本

③ 協働によるみどりの育成

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課)	公園の清掃や花壇の花植えなど公園管理の一部を市民活動団体等に担ってもらうことにより、公園をより親しみのある場所とする。	里親支援制度登録： 新規 0 団体(計 21 団体)
緑化活動支援事業 (みどり公園課)	公園、緑地等の公共花壇区域における緑化活動及び広く市民を対象としたみどりに関する催し等を対象に花苗の支給や用具貸し出し等の支援を行う。	緑化活動支援制度登録： 新規 0 団体 (計 27 団体)
植木まつり事業 (みどり公園課)	市民が気軽に参加できるイベントを開催し、市民のみどりに対する関心と緑化意識の高揚を図る。また、苗木やリサイクル堆肥の配布、绿化講習会などを実施する。	第 41 回浦安植木まつりを実施。苗木の無償配布は 10,000 鉢、来場者は約 39,000 人。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	・自宅の庭やベランダなどで花や緑を育てます。 ・地域で行われる緑化活動、公園の管理などの活動に参加します。
○事業者	・事業所の敷地や建物の屋上・壁面の緑化を進めます。 ・地域で行われる緑化活動に参加・協力します。
○滞在者等	・公園などに植えられた花や緑を大切にします。

課題と今後の方向性

① 新しいみどりの創出

- 市域の4分の3が埋め立て地である本市には、樹林地等のまとまった緑が少ないことから、緑地面積の充足に向けて、計画的に公園緑地や水際線などの水辺と一体性のある緑道の整備を進めていきます。
また、公園緑地における地域的な偏りの解消に向け、シビックセンター地区において浦安公園の整備に取り組みます。
- 民有地の緑化推進に向け、開発指導などにより、緑地の確保や壁面緑化などを促進していきます。

② 身近なみどりの保全

- 保存樹木の指定、緑化に関する啓発事業を行うとともに、維持管理の支援や指導を実施します。

③ 協働によるみどりの育成

- 市民の緑化活動への支援や公園等里親制度により、市民との協働による公園管理を進めるとともに、緑化活動団体への支援体制を強化するため、緑化活動の中核機能の創出を検討していきます。

3. 暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観づくり

施策の方向

本市の景観は、かつて漁師町であったという歴史的背景と、市域の4分の3が埋立地であるという都市づくりの経緯から、元町地域のように歴史的な面影が残る一方で、中町地域・新町地域には、街路樹や庭木などの緑に彩られ、デザインされた道路や建物が多く見られます。また、東京ディズニーリゾートに代表されるアーバンリゾートゾーン、鉄鋼団地と流通関係で働く人が中心の工業ゾーンなど、地域ごとにさまざまな特性があります。

このような地域の特性を活かしながら、“暮らしに息づくふるさとのまち・浦安の景観をつくる～人が集い、住み続けたくなる美しい海浜都市の風景を育てていきます～”を基本目標とした、景観条例及び景観計画をもとに、市民、事業者、行政の協働による良好な景観まちづくりのための取り組みを進めています。

景観は、多くの人々の生活に根差したものであり、そのまちの歴史や文化、価値観、雰囲気、暮らしやすさなどを表したものです。このような景観は、市民共通の財産であり、より良く継承し、また改善しながら、次世代に引き継ぐことが重要です。

このため、市民、事業者、行政が協働して、地域の個性を活かしながら、人が集い、住み続けたくなる美しい海浜都市の風景を育て、暮らしが息づくふるさとのまち・浦安の景観を形成します。

環境の現状

① 協働による景観の維持・創出

市では、これまでさまざまな形で景観まちづくりに取り組んできました。平成21年度には、景観法に基づき景観計画を策定するとともに、景観条例を施行し、地域の特性を生かした良好な景観形成を図るため、建築物の建築や工作物の建設などの規制・誘導を行っています。

また、良好な景観を形成するためには、市民・事業者・行政が協働で景観のまちづくりに取り組むことが不可欠です。市民の景観への意識の高揚を促し、活動の活性化を図るため、情報発信、まち歩きや景観講座などの啓発事業を実施しています。

② 地域の魅力を高める公共施設の整備

やなぎ通り、シンボルロード、大三角線、若潮通りなどの主要な広域幹線道路、幹線道路は、地域と地域を結び、多くの人が行き交います。交通機能を確保しつつ、道路空間での統一感のある緑豊かな美しい景観形成を推進するとともに、沿道では周辺の建物や道路景観との調和を図るなど、魅力的な街並みを形成しています。

また、本市の貴重な自然環境である河川や海岸では、豊かな水際線を身近に感じられるよう、水際線と調和したみどりが連続する美しい景観を形成しています。

元町地域は浦安発祥の地であり、多くの神社仏閣や往時を偲ばせる建物や路地、文化財や埋立ての歴史を物語る堤防跡など歴史的な資源があります。これらを景観資源として広く市民に周知するととともに、県、市指定文化財である旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅、船大工道具一式などの保全と、その活用に努めています。

平成 28 年度の主な取り組み

① 協働による景観の維持・創出

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
景観計画運営事業 (都市計画課)	地域の特性を活かした良好な景観形成を図るために、景観計画及び景観条例に基づき建築行為などの規制誘導を図るとともに、景観形成に対する意識向上のため、市民活動団体に補助金を交付し、景観講座などの各種啓発事業を実施する。	一定規模以上の行為について、事前協議や届出制度による景観の規制・誘導を行いました。また、市民活動団体に補助金を交付し、当該団体が主体となりホームページ等を活用した情報提供や景観まちづくり講座、先進事例見学会、景観まちづくり賞の募集及び審査を実施しました。

② 地域の魅力を高める公共施設の整備

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
文化財住宅管理運営事業 (郷土博物館)	県、市指定文化財である旧大塚家住宅、旧宇田川家住宅を公財うらやす財団に管理運営を委託。事業の運営については、一般公開、宿泊体験、文化財めぐり、餅つき大会等を開催する。	文化財住宅入館者数(開館日数 294 日) 旧宇田川家住宅 : 8,646 人 旧大塚家住宅 : 8,074 人 主催事業参加者延べ人数 : 1,051 人
保存樹木指定事業 (みどり公園課)	市域の 4 分の 3 が海面埋め立て地である本市にあっては、緑豊かな住環境を促進するために、民有地にある樹木を保存樹木に指定して、緑を保全し緑化推進を図る。	新規指定本数 : 0 本 市内指定本数 : 603 本 廃止本数 : 2 本

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	・景観まちづくりの主役として、自らの意思で景観まちづくりに参加し、発言し、行動します。
○事業者	・事業活動を通じて、地域に根ざした景観まちづくり活動、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為などを展開します。
○滞在者等	—

課題と今後の方向性

① 協働による景観の維持・創出

- 景観計画及び景観条例に基づき、建築物の新築などへの規制・誘導を行い、地域の特性を生かした良好な景観形成を推進します。
- 市民・事業者の景観まちづくりへの理解と意識を深め、市民などが主体となった景観まちづくりを推進するため、啓発活動や支援の検討などに取り組むとともに、市民、事業者、行政の協働体制を構築します。

② 地域の魅力を高める公共施設の整備

- 県、市指定文化財や保存樹木などを保全するとともに、これらを景観資源として広く市民に周知していきます。

基本方針3 地球にやさしい低炭素社会を形成する

1. 省エネルギー行動の推進
2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進
3. 低炭素まちづくりの推進

地球温暖化をもたらす温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）は、毎日の暮らしや事業活動のあらゆる場面で使われる電力、ガス、ガソリンなどにより排出されています。

東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所が甚大な被害を受け、首都圏全体で大幅な電力供給不足に陥りました。電力供給不足に対応するために始まった節電は、私たちが便利で快適な日々の暮らしにおいて、電力に代表される多くのエネルギーに依存し大量に使用してきたことに気づくきっかけになりました。

このような東日本大震災後の経験は、私たちの生活におけるエネルギーのあり方を認識させ、再生可能エネルギー等の導入をはじめとする低炭素社会への対応や、災害時にも都市機能を維持できる持続可能な都市への更新・転換を加速させつつあります。

一人ひとりが地球温暖化問題の当事者であるとの意識のもと、地球温暖化に対応していくため、市民や事業者による省エネルギー行動や再生可能エネルギー等の導入などを進めるとともに、まちづくりの面からも低炭素化を進め、地球にやさしい低炭素社会を形成します。



小学生高学年の部
最優秀賞 程野 瑞さん



中学生の部
最優秀賞 前坂 あいりさん

1. 省エネルギー行動の推進

施 策 の 方 向

近年、世界中で地球温暖化による極端な気象現象が観測されています。勢力の強い台風や集中豪雨、干ばつ、熱波など異常気象による災害が各地で発生し、人々の生命や財産に甚大な被害をもたらしています。日本においても、ここ数年の猛暑や集中豪雨、首都圏における豪雪など極端な気象現象が顕在化しており、大きな被害をもらたしています。

地球温暖化は、私たちの生活や事業活動など人間活動から排出される温室効果ガスが支配的な要因と考えられており、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）排出量の約50%は、家庭部門や業務部門、運輸部門という都市における社会経済活動に起因しています。

そのため、温室効果ガス排出削減に向け、市民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した経営、事業活動の普及を進め、省エネルギーを促進していきます。

市は、市民や事業者の模範となるよう率先行動として、「第3次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画」を平成23年度に策定し、平成28年度までに公共施設から排出される温室効果ガスを平成21年度比で6%削減を目標に掲げ、太陽光発電等再生可能エネルギーや高効率照明（LED照明）の導入検討及び施設の運用に合わせた空調設備の選択や使用方法の改善などに取り組んできました。

平成28年度の市の公共施設における温室効果ガスの排出量は、14,653t-CO₂と、基準年度（平成21年度）の排出量と比較して、1.8%増となっていることから「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの削減に全庁的に取り組んでいきます。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成28年度 C	平成24年度 【参考】	指標の 評価 D
公共施設からの 温室効果ガス排出量 (一般事務)	平成28年度までに、 平成21年度比6%削減	14,653t-CO ₂ (基準年比1.8%)	13,089t-CO ₂ (基準年比△9.0%)	—

環境の現状

① 市民の省エネルギー行動の促進

日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進するための効果的な仕組みづくりをまとめた環境配慮指針「浦安エコファミリー」「浦安エコチャレンジ」の普及を図っており、平成28年度は、市内小学校の4年生以上を対象に「浦安エコチャレンジ」を用いた環境学習出前講座を12回開催しました。

また、家庭における夏の節電対策として、家庭の冷房を消し、街中の避暑地で涼むクールシェアイベント「うらやすクールシェア」を公共施設及び賛同商業施設11施設で実施し、市民、事業者との協働により節電に取り組みました。

また、冬季においても、家庭における暖房機器等の過度な使用の抑制やエコドライブ、自動車利用の転換などによる省エネルギー及び大気汚染対策を市広報やホームページなどにより周知し、市民への省エネルギー行動を呼びかけています。

② 事業者の省エネルギー行動の促進

事業者の積極的かつ連携した取り組みを促進するため「浦安エコカンパニー」制度を活用し、事業活動の中で環境に配慮すべき事項の周知や環境経営の普及を図っています。平成28年度は、浦安エコカンパニー認定事業者11社が継続され、新たに2社が認定されました。

今後も、「浦安エコカンパニー制度」を推進し、グリーン電力証書やJ-クレジット制度など事業活動における温室効果ガス削減に関する制度について周知、啓発を行うとともに、市内事業者の省エネルギー行動や環境経営の普及を図っていきます。

③ 市役所の率先対策の推進

【地球温暖化対策実行計画】

地球温暖化対策として、公共施設から排出される温室効果ガス排出量を、平成21年度比で平成28年度までに6%削減することを目標に掲げた「第3次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画」を平成23年度に策定しました。この計画では、LED照明などの省エネルギー設備や太陽光発電などの新エネルギー設備等の導入など具体的な取り組みを掲げ、目標達成に向けた取り組みを進めてきました。

平成28年度における公共施設からの温室効果ガス排出量は、14,653t-CO₂であり、基準年度（平成21年度）の排出量：14,390t-CO₂と比較して、プラス263t-CO₂、1.8%増となりました。

平成28年度については、改修工事が完了した公共施設において電気やガス等の使用開始に伴い温室効果ガス排出量の数値が増加しました。今後は、「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に沿った取組の推進により、目標年度までに実行計画の目標が達成できるよう、取り組んでいきます。

また、市の率先行動として、公共施設や学校施設において、太陽光発電など環境負荷の少ない電力（グリーン電力）の購入を推進しており、学校施設（25 施設 26 校）においては、一般電気事業者及び新電力を含めた価格競争による需給契約（単価契約）を実施し、環境負荷の少ない電力を需給しています。

さらに、庁舎用事務用品へエコマーク商品やグリーン購入法適合商品等、環境に配慮した製品の選択、再生品の利用拡大に向け、庁内周知、啓発を行い、関係部署と連携した推進を進めています。

■公共施設からの温室効果ガス排出量

(単位 : t-CO₂)

項 目	平成 21 年度 (基準年)	平成 28 年度			目標年度排出量 (平成 28 年度)
		排出量	排出量	前年比 (%)	
燃料	ガソリン(自動車燃料含む)	225	196	3.7	-12.9
	灯油	146	17	30.8	-88.4
	軽油(自動車燃料含む)	123	94	-10.5	-23.6
	CNG(自動車燃料)	27	10	-37.5	-63.0
	重油	32	1	0.0	-96.9
	LPG	2	1	0.0	-50.0
都市ガス		4,360	5,276	19.2	21.0
電気		9,467	9,053	0.4	-4.4
の走行量	ガソリン車排出ガス(CH ₄ ・N ₂ O)	5	3	-40.0	-40.0
	軽油車排出ガス(CH ₄ ・N ₂ O)	1	1	0.0	0.0
	自動車使用・漏洩(HFC)	2	1	-50.0	-50.0
	計	14,390	14,653	6.4	13,527 (- 6.0%)

■上記表のもととなる公共施設の燃料別使用量

項 目	平成 21 年度 (基準年)	平成 28 年度			目標年度活動量 (平成 28 年度)
		活動量	活動量	前年比 (%)	
燃料	ガソリン(自動車燃料含む)(L)	97	85	3.7	-12.4
	灯油(L)	59	7	40.0	-88.1
	軽油(自動車燃料含む)(L)	48	36	-12.2	-25.0
	CNG(自動車燃料)(m ³)	12	4	-42.9	-66.7
	重油(L)	12	0	-100.0	-100.0
	LPG(m ³)	1.0	0	-100.0	-100.0
都市ガス(m ³)		1,946	2,381	20.7	22.4
電気(kWh)		24,653	23,594	0.4	-4.3

平成 28 年度の主な取り組み

① 市民の省エネルギー行動の促進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
環境保全行動推進事業（エコファミリー・エコチャレンジ） (環境保全課)	日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進するための効果的な仕組みづくりをまとめた環境配慮指針を策定し普及を図る。	市内小学校の 4 年生以上を対象に「浦安エコチャレンジ」を用いた環境学習出前講座を 12 回開催した。
環境学習推進事業 (環境保全課)	各小・中学校や公民館において環境学習専門委員が新・省エネルギーに関する授業を行う。	市内保育園、幼稚園、小学校、公民館等に環境学習アドバイザー、環境コーディネーター等を派遣し、環境学習講座を開催した。 計 14 回（内、環境学習アドバイザー派遣 4 回）
環境保全 P R 事業 (うらやすの避暑地) (環境保全課)	家庭における夏の省エネ対策として、家庭の冷房を消し、街中の避暑地で涼むクールシェアイベントを公共施設及び商業施設で実施する。	平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日、公共施設及び商業施設において「うらやすクールシェア」を実施し、市民の日中の外出を促し、家庭の省エネルギー化を図った。

② 事業者の省エネルギー行動の促進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
環境保全行動推進事業（エコカンパニー） (環境保全課)	事業活動の中で環境に配慮すべき事項や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進するための「浦安エコカンパニー」を普及する。	活動報告が提出されなかった事業者に対し本事業の継続意思確認を行った。28 年度は認定事業者 13 社（グループ会社 4 社を含む）が登録されている。

③ 市役所の率先対策の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
地球温暖化対策実行計画推進事業 (環境保全課)	浦安市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の公共施設における省エネルギー対策を推進し、温室効果ガス排出量について、平成 21 年度比で平成 28 年度までに 6 % 削減を目指す。	温室効果ガスデータ収集管理システムにおいて、全庁的に入力を行ってもらい、温室効果ガス排出量の把握・分析を行った。
グリーン電力調達推進事業 (教育施設課)	太陽光発電などグリーンエネルギーを供給することで、CO ₂ 排出係数の少ない新電力（PPS）から電力購入を推進する。	市内の学校施設（25 施設 26 校）の電力の調達は、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（新電力）を含めた価格競争による需給契約（単価契約）を実施している。
環境配慮製品購入推進事業 (環境保全課)	エコマーク商品及びグリーン購入等、環境に配慮した商品の選択・再生品の利用拡大に向けた啓発を推進し、関係各課と連携する。	浦安市「グリーン購入法に基づく基本調達方針」に基づき、各課へ物品等の調達におけるグリーン購入について周知を実施し、商品の購入をした。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・家庭でできる省エネ対策に取り組み、省エネ型のライフスタイルを実践します。・打ち水、みどりのカーテン、よしずの活用など、涼を楽しむ工夫を取り入れ、空調に頼りすぎない暮らしに努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・日々の事業活動において、省エネルギーなどの環境配慮を徹底します。・従業員に対する省エネルギー教育に努めます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・市内の施設で取り組まれている節電、省エネルギーに協力します。

課題と今後の方向性

① 市民の省エネルギー行動の促進

- 「浦安エコファミリー」普及に向け周知啓発を進めるとともに、登録制度の導入やインセンティブの付与など取り組みを推進する仕組みを検討します。
- 「浦安エコチャレンジ」を活用した小学校での環境学習の推進に向け、教職員や児童などと意見交換しながら、効果的な環境学習のあり方を検討します。

② 事業者の省エネルギー行動の促進

- 省エネ法等の規制がなく、自主的な取り組みを任せられている中小規模の事業者や店舗などにおいて、「浦安エコカンパニー制度」を推進するとともに、「環境経営」「環境金融」など中小企業経営の視点から取り組みを促進する仕組みを検討していきます。

③ 市役所の率先対策の推進

- 「浦安市第4次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に掲げた11%削減に向け、より一層公共施設及び職員の率先行動を推進するとともに、低炭素化の取組を市民や事業者へ展開していくことで、本市における温室効果ガス排出量の削減を総合的、計画的に推進していくことを目指します。

2. 建物・設備等への再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化の推進

施 策 の 方 向

温室効果ガスの大幅な削減を実現していくには、各部門各分野の個別対策に加えて、都市構造そのものを低炭素型に転換していくことが重要です。

建物に起因するエネルギー負荷の削減に向けて、住宅・建築物における環境性能の向上を促進するとともに、浦安エコホーム事業により、住宅への再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー設備の導入を支援していきます。

本市におけるエネルギー消費の構成は、民生業務（第3次産業）の消費比率が高く、産業部門を含め工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンに多く業務、産業機能が集積していることから、事業所における温室効果ガス削減に向けた取り組みを促進するとともに、大規模建造物などに対する省エネ性能確保の誘導などを進めます。

また、公共施設においては、市自らが率先して低炭素まちづくりに向けた対策に取り組むため、公共施設の運用における省エネ化を推進するとともに、「公共公益施設の新築時及び大規模改修時等における太陽光発電設備及びLED照明設備の導入方針」に基づき、新築や改修の計画段階から再生可能エネルギー活用及び省エネルギー化を推進していきます。

今後は、公共建築物の計画的な保全（ファシリティマネジメント）により施設改修時に省エネルギー化を図るとともに、災害時に電力供給が途絶えた際のエネルギー供給にも役立つ太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー等の導入を推進していきます。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
太陽光発電の累計補助件数 (浦安エコホーム事業)	基準年(平成 24 年度)より増	822 件	452 件	○
公共施設の環境負荷の低いエネルギー導入状況 ^{*1}	基準年(平成 24 年度)より増	8,145 件	380 件	○
公共施設の太陽光発電による二酸化炭素削減量 ^{*2}	基準年(平成 24 年度)より増	188.8t-CO ₂	70t-CO ₂	○
公用車の低公害車導入件数	基準年(平成 24 年度)より増	99 台	64 台	○
市域全体からの温室効果ガス排出量	基準年の数値より減 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定後に参考指標に追加	—	—	—

* 1 公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入については、施設への太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、太陽熱利用及び廃熱利用設備の導入や太陽光発電式街灯、LED 照明、風力・太陽光発電一体型街灯が該当する。

* 2 公共施設の太陽光発電による二酸化炭素削減量 = (公共施設の太陽光発電定格出力合計) × 365 日 × 24 時間 × 12% (稼働率) × 東京電力実排出係数 (直近年度)

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「太陽光発電フィールドテスト事業に関するガイドライン」による)

環 境 の 現 状

①市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

【浦安エコホーム事業】

住宅における太陽光発電システムの普及促進のため、市では平成15年度より、住宅用太陽光発電システム設置費の助成制度を創設し、設置費用の一部補助を開始しています。

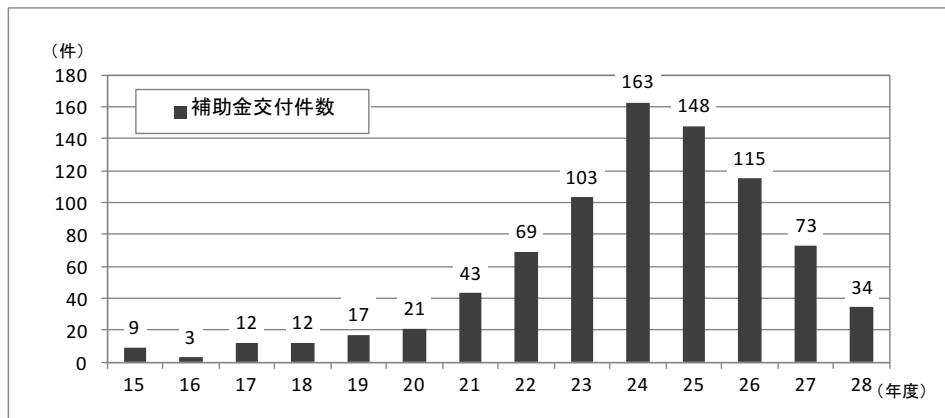
制度開始から平成28年度まで、延べ822件の太陽光発電システムに補助を行い、総発電量(定格出力合計)は、3,150.14kWに相当します。

また、平成25年度より「住宅用省エネルギー設備等設置補助事業」を活用し、新たに家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム(HEMS)を対象設備に加え、さらに平成27年度より太陽熱利用システムを加え、更なる省エネルギー機器の導入促進を図っています。

新町地域の住宅開発地区では、強固な液状化対策を行い、まちづくりを実践するだけではなく、太陽光発電システムやエネルギー管理システム(HEMS)等が搭載されたスマートハウスが提供されています。このことから、新町地域の住宅開発を中心に、今後も、住宅用太陽光発電システムや省エネルギー機器設置への補助事業を継続し、市内住宅への普及、促進を図っていきます。

■太陽光発電システム交付実績

年度別	補助金交付件数	補助額	総出力	平均出力
15年度	9	719,500円	28.78kw	3.20kw
16年度	3	200,500円	8.02kw	2.67kw
17年度	12	793,250円	32.53kw	2.71kw
18年度	12	985,750円	43.04kw	3.59kw
19年度	17	1,416,500円	59.35kw	3.49kw
20年度	21	1,850,500円	82.52kw	3.93kw
21年度	43	3,670,000円	163.01kw	3.79kw
22年度	69	5,765,000円	244.4kw	3.54kw
23年度	103	8,984,500円	426.17kw	4.14kw
24年度	163	14,228,000円	668.97kw	4.10kw
25年度	148	12,160,000円	568.79kw	3.84kw
26年度	115	9,175,750円	417.71kw	3.63kw
27年度	73	5,723,000円	265.18kw	3.63kw
28年度	34	2,861,000円	141.67kw	4.17kw
合計	822	68,533,250円	3,150.14kw	3.60kw



【長期優良住宅及び低炭素住宅等の認定】

良好な住宅ストックの形成及び維持保全を図ることにより、住生活の向上、環境負荷の低減を目的に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく長期優良住宅建設等計画を作成し、認定等の申請を行う建築物について、164件の認定を行いました。また、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、低炭素建築物新築等計画を審査し、建築物2件について認定を実施しています。

さらに、長期優良住宅や低炭素住宅認定における税制優遇等を含め、適切な維持保全について啓発を行っています。

②事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

【改正省エネルギー法に基づく届出及び定期報告】

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（改正省エネルギー法）」に基づき、一定規模以上の新築・増改築時の建築物について、省エネルギー措置計画の届出及び維持保全状況の定期報告を義務付けています。平成28年度は、対象となる建築物86件の届出及び22件の定期報告を受け付けました。

今後も継続して、対象建築物の届出漏れの防止、基準適合に向けた計画を促進するため、建築主等へ制度の周知、啓発を強化していきます。また、改正省エネルギー法に基づく届出等措置を講じるとともに、改正省エネルギー法の適用外の小規模事業所や既存の事業所、商業施設、ホテルなどへの再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化を促進するための支援制度を検討していきます。

③公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

【公共施設の省エネルギー化推進】

新たに公共施設の建築を計画し、施工する際の環境配慮事項をまとめた「浦安市環境配慮指針」について、改正省エネルギー法など法規制等を踏まえ、公共施設における新たな環境配慮指針の改定を進めます。

また、公共施設を良好な状態に保ち、安定したサービスを提供するため、ファシリティマネジメントを導入し、施設の保全計画を策定するための調査を実施しました。今後は、ファシリティマネジメントによる調査を踏まえ、施設改修時に再生可能エネルギー導入や各施設の省エネルギー化を図っていきます。

【環境負荷の少ないエネルギー導入】

市の公共施設における環境負荷の少ないエネルギーの導入状況は、太陽光発電システム29施設（合計359.26kW）、風力発電1件（2.5kW）、廃棄物発電1件（1,450kW）、太陽熱利用1件、廃熱利用が1件です。また、風力・太陽光発電を活用した電灯は合計364件となっています。

今後は、新たな「浦安市環境配慮指針（公共施設の計画・施工編及び事務事業編）」を策定し、それに基づき、公共施設における再生可能エネルギー等の積極的な導入及び省エネルギー化を推進していきます。

■公共施設の環境負荷の少ないエネルギー導入状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

再生可能エネルギー等の利用	施設名	件数	定格出力(kW)	内容
太陽光発電	市役所本庁舎	1	22.44	施設内の電力を補うことを目的として設置。
	文化会館	1	20	施設内の電力を補うことを目的として設置。
	富岡中央公園	2	0.75	防災倉庫内の最低限必要な電力をまかなうことを目的として設置。
	高洲中央公園			
	斎場	1	4.272	施設内の電力を補うことを目的として火葬棟、式場棟の棟前駐輪場屋根に設置。
	ビーナスプラザ	1	3.5	施設内の電力を補うことを目的として設置。
	東小学校屋内運動場	1	30	児童・生徒の環境教育に役立てるとともに、施設内の電気をまかなうことを目的として設置。
	日の出南小学校	1	20	
	明海南小学校・明海中学校	1	20	
	高洲北小学校	1	10	
	東野小学校	1	20	
	堀江中学校	1	20	
	高洲中学校	1	20	
	入船小学校	1	20	
	入船中学校	1	20	
	老人福祉センター	1	10	
	浦安市ワークステーション	1	10	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	地域交流プラザ	1	10	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	堀江公民館	1	20	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	富岡公民館	1	20	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	日の出保育園	1	6.18	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。 ※リベットルーフソーラーシートを採用
	猫実保育園	1	10	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	青葉幼稚園	1	7	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	日の出出張所	1	6.5	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	こどもの広場管理棟	1	9	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	パークシティ弁天自治会	1	3.12	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	さつき苑自治会集会所	1	4	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	シーガーデン新浦安自治会・老人クラブ会館	1	9.5	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	望海の街自治会集会所	1	3	照明の一部の電力を補うことを目的として設置。
	合計	29	359.26	
風力発電	ビーナスプラザ	1	2.5	施設内の電力を補うため、屋上に設置。
廃棄物発電	クリーンセンター	1	1,450	ごみを焼却した後の廃熱を利用し発電を行い、施設内へ電力供給を行う。
太陽熱利用	高洲小学校	1		太陽熱を屋根裏部に貯め、ダクト（管）で 1 階に送る暖房システムを設置。
廃熱利用	クリーンセンター	1		ごみを焼却した後の廃熱を施設内の冷暖房および給湯に利用している。また、隣接する斎場、ワークステーションへ熱の面的利用を行っている。

省エネルギー機器	施設名	件数	内容
太陽光発電式街灯 (LED 照明)	中央図書館	1	図書館入口に太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	消防本部	4	消防庁舎敷地内に外灯 (LED タイプ)
	新浦安駅前プラザマーレ	2	屋外非常階段・屋上部の街灯
		1	立体駐車場前の車回し部の街灯
	幹線 1 号	15	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
		4	太陽光発電式の避難場所案内表示 (LED タイプ)
	幹線 2 号	9	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	幹線 3 号	19	太陽光発電式の歩道灯
	幹線 4 号	13	太陽光発電式の歩道灯
	幹線 9 号他	26	太陽光発電式の歩道灯
一般県道	一般県道	13	太陽光発電式の歩道灯
	合計	107	
風力・太陽光発電 一体型街灯	文化会館前	2	風力・太陽光ハイブリット・タイプの蛍光灯 使用街灯
	新浦安駅前プラザマーレ	3	地下駐輪場及び屋上遊戯場の照明用として 屋上に設置
街路灯 LED	市内街路灯	8,000	二酸化炭素の排出量を半減する灯具 (LED 照明) を採用

【公用車の低公害車導入推進】

公用車へ低公害車（窒素酸化物や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃焼性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車）の導入を推進しています。

平成 28 年度末で、市の保有する公用車 155 台のうち、低公害車は、99 台を占めています。引き続き、公用車への低公害車の導入を推進していきます。

低公害車		保有台数
天然ガス		18
ハイブリッド		13
プラグインハイブリッド		2
ガソリン・LPG (ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)	新★★★	18
	新★★★★	33
	他	38
軽油 (ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)	新長期	3
	新☆(新長期)	7
	ポスト新長期	5
	他	18
電気		—
メタノール		—
燃料電池		—
低公害車の合計		99
公用車の合計		155

【街路灯ＬＥＤ事業】

街灯を省エネルギー化することで、消費電力の削減を図るため、平成 26 年度末までに市内に設置されている約 1 万 2,000 本のうち、約 8,000 本の街灯を LED 化しました。

LED 街灯は市内の大半を占める水銀灯と比較すると、消費電力が 4 分の 1 程度となり、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を削減でき、地球温暖化対策につながります。また、水銀を使用しないことから環境への負荷も少なくなります。

今後は、デザイン化されている灯具についても、LED 灯具の普及に合わせ、LED 化を推進していきます。

【総合体育館 E S C O 事業】

E S C O 事業とは、エネルギー管理を専門とする E S C O 事業者が、市が保有する公共施設に対し、熱源や空調などエネルギー設備を省エネルギー型へ改修することで、それまでの施設機能を損なうことなく、「省エネルギー化」を実現する事業です。

E S C O 事業者は、熱源や空調等エネルギーに関する包括的なサービスを、省エネルギー効果を保証しながら提供するため、設備の改修費用は、削減した省エネルギーコスト（光熱水費）からまかなえるなど、省エネルギー、温室効果ガス排出量の削減とともに経済的なメリットを享受できます。

市では、平成 21 年度よりエネルギー消費量が多い総合体育館・屋内水泳プールにおいて、県内市町村で初めて E S C O 事業を導入しました。

E S C O 事業では、天然ガスコーチェネレーション及び搬送動力を削減させるインバーター設備の導入等を行い、契約期間（6 年間）における累計光熱費削減額は 29,200 万円（年平均 4,800 万円）、累計エネルギー削減量は 1,759 kL（年平均 293 kL、年平均削減率 16.5%）、累計 CO₂ 削減量は 2,124 t -CO₂（年平均 354 t -CO₂、年平均削減率 12.2%）となりました。

平成 26 年度末で E S C O 契約が満了となり、E S C O 事業は終了しましたが、天然ガスコーチェネレーションシステム及びインバータ制御機能を継続し、引き続き省エネルギー、CO₂ 削減を図っていきます。

■ 総合体育館 E S C O 事業における削減効果

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
光熱水費削減額	48,372,000 円	48,096,000 円	48,741,000 円	50,706,000 円	48,300,000 円	48,467,000 円
省エネ率	16.4%	15.9%	17.2%	17.2%	15.0%	15.5%
省 CO ₂ 率	11.6%	10.9%	11.6%	13.1%	10.6%	11.6%

平成 28 年度の主な取り組み

① 市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
浦安エコホーム事業 (環境保全課)	自ら居住し、または居住しようとする住宅に対象設備を設置する方（新たに対象設備が設置された住宅を購入する場合を含む）に、その設置費用の一部の補助を行う。	太陽光発電システム : 34 件 家庭用燃料電池システム : 27 件 リチウムイオン蓄電システム : 2 件 エネルギー管理システム : 65 件 雨水貯留タンク : 36 件 延べ 166 件 6,871,000 円
長期優良住宅建築物等計画認定事業 (建築指導課)	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建設等計画を作成し、認定等の申請をされた建築物について、計画を審査し、認定等を行っている。また、維持保全について、啓発を行っている。 良好な住宅ストック（構造の安定、劣化対策、温熱環境他）の形成及び維持保全が図られることにより、住生活の向上及び環境負荷の低減を図る。	申請をされた建築物の計画を審査し、建築物 164 件の認定を実施した。また、維持保全について、啓発を行った。
低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務 (建築指導課)	「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定等業務を行うとともに、維持に係る指導をしている。	申請をされた建築物の計画を審査し、建築物 2 件の認定を実施した。また、維持保全について、啓発を行った。

② 事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
省エネルギー法届出・定期報告 (建築指導課)	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）」では、一定規模以上の建築物について、省エネルギー措置に係る計画をし、届け出ることを義務づけている。 建築計画概要書の確認において、該当建築物の有無を確認し、指導をしている。	対象となる建築物 86 件の届出及び 22 件の定期報告を受け付けた。

③ 公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
公共建築物の計画的な保全事業 (営繕課)	公共施設を良好な状態に保ち、安定したサービスを提供するため、ファシリティマネジメントを導入した。今後は定期的に実施する施設調査の結果を踏まえ、再生可能エネルギー導入や省エネルギー化を図っていく。	建築基準法に基づく施設の定期点検（設備）及び職員による FM 調査（施設の現況調査）を実施した。
公共施設の省エネルギー化推進事業 (環境保全課)	環境配慮指針（公共施設の計画・施工編）を改定し、公共施設における再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギー化の指針を策定するとともに、新設、改修などを契機に省エネルギー化を促進する。	浦安市第 4 次地球温暖化対策実行計画を作成し、庁内周知を図った。
街灯 LED 化事業 (道路整備課)	市内の街灯を整備及び維持管理していく中で、二酸化炭素の排出量を軽減する LED 灯具に換えている。	街灯 LED 化事業としてリース料を支出している。
総合体育館 ESCO 事業 (環境保全課・市民スポーツ課)	公共施設の中で、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量が多いことから、省エネ効果が高いと考えられる総合体育館にて ESCO 事業を導入する。	ESCO 事業が平成 27 年 3 月 31 日をもって終了したが、その内容の一部を継続する目的で、省エネ設備維持管理業務委託を締結した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家電の買い替え、古くなった給湯設備の更新などの際は、省エネルギー型の機器を選ぶことを心がけます。 ・住宅の新築や増改築の際には、建物の省エネルギー性能の向上や太陽光発電などの再生可能エネルギー等の導入に努めます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・古くなった設備を新しく更新するタイミングなどをうまく利用して、より高効率の設備の導入に努めます。 ・建物全体の新築・改修時、あるいは部分的な改装などの機会を捉えて、高効率機器、新エネルギー導入などに努めます。
○滞在者等	—

課題と今後の方向性

① 市民の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 浦安エコホーム事業により、住宅への太陽光発電や省エネルギー設備の導入を促進するとともに、本市の住宅形態の7割以上を占める集合住宅（共同住宅）における大規模改修時等を見据え、躯体や開口部等の高気密・高断熱化及び省エネ設備導入など建物の省エネルギー化を促進する仕組みを検討していきます。

② 事業者の再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の促進

- 省エネ法に基づき、一定規模以上の新築・増改築時の建築物について、省エネルギー措置計画の届出及び維持保全状況の定期報告を義務付け報告を受けるとともに、建築主等へ制度の周知、啓発を強化していきます。
- 省エネ法の適用外の中小規模事業所や既存の事業所、商業施設、ホテルなどへの再生可能エネルギー等導入、省エネルギー化を促進するための支援制度を検討していきます。

③ 公共施設への再生可能エネルギー等導入・省エネルギー化の推進

- 「公共施設の新築、大規模改修時の太陽光発電設備及びLED照明導入方針」と「浦安市環境配慮指針」を統合し、新たな指針の策定を検討していきます。
- 公共施設を良好な保全計画であるファシリティマネジメントに基づき、施設改修時に併せて、再生可能エネルギー導入や各施設の省エネルギー化を推進していきます。

3. 低炭素まちづくりの推進

施策の方向

低炭素まちづくりの推進に向けては、都市構造そのものの低炭素化への転換から、緑豊かなまちづくりに至るまで多岐にわたるものであり、都市政策や交通政策に限らず、地球環境問題の観点からは環境政策と、都市活動の省エネルギー化の観点からは省エネルギー政策とも係わるものであります。

また、人口減少社会が到来する中においては、少子高齢化の進行により、年少人口や生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は一貫して増え続けることからも、まちづくりには、防災、環境のみならず、健康や福祉等への配慮を盛り込むことが求められています。

そのような中、あらゆる社会インフラに情報通信技術（ＩＣＴ技術）などの先端技術を活用してスマート化し、消費電力をＩＣＴで制御し省エネルギーを図るとともに、高齢者や子ども等の見守りなど安心安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現を目指すスマートコミュニティが注目され、全国各地で先進的な取り組みが始まっています。

このことから、低炭素まちづくりに向けた施策としては、省エネルギー行動や個々の建物における対策に加え、ＩＣＴを活用したエネルギー・マネジメントの普及により、スマート化を図るとともに、健康・医療・福祉施策とまちづくり施策や交通施策等を融合し、交通の円滑化や徒歩、自転車、公共交通の利用促進を進めます。

こうした幅広い政策分野との緊密な連携を図りながら、総合的かつ一体的に、低炭素まちづくりを推進していきます。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
おさんぽバスの利用者数	<公共交通の利用状況を継続的に把握するための項目>	1,423,634 人	1,330,616 人	—

※ 指標欄の<>は、目標を設定せずデータの推移を把握する項目

環 境 の 現 状

① エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進

市では、一般廃棄物の焼却処理を行うクリーンセンターにおいて、焼却に伴って発生する熱エネルギーをボイラーで回収して蒸気を作り、蒸気タービン発電機により発電（廃棄物発電）を行っています。発電した電力は、施設運営に必要な電力として補われるほか、余った電力（余剰電力）は新電力（P P S）に売却（売電）しています。

また、そのほかにも余熱を施設内の温水や空調等の他の用途に利用するとともに、近隣の浦安市斎場及び浦安市ワークステーションへ供給するなど、熱の面的利用、建物間融通を実施しています。

現在、建設が進められている市役所新庁舎に設置するガスコーチェネレーションシステムによる常用発電設備を効率的に運用し、電力と熱（空調）を供給するエネルギーサービス事業について、事業スキームの検討を進めています。さらに、ビル・エネルギー・マネジメント・システム（B EMS）の導入により、電力等の効率利用を推進していきます。

今後は、電力システム改革により、電力市場が開放される契機を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって低炭素まちづくりを進めるため、協働で取り組む仕組みを検討していきます。

② 環境に配慮した交通利用の促進

本市は、市域がコンパクトで公共交通網が発達していることから、通勤や近距離の買い物時など状況に応じて、自家用車等の利用を控えた「エコ」で賢い移動方法を選択することを市民や市内事業者、通勤者へ呼びかけを行っています。

また、歩行者・自転車利用者それぞれの安全・安心や快適さを確保するため、関係機関と調整を図りながら自転車走行指導帯など徒歩・自転車通行環境の整備を進めています。

さらに、公共交通については、バス交通の不便地域の解消や高齢者等の移動が困難な方の利便性を確保するため、駅や病院、市役所等を結ぶコミュニティバス「おさんぽバス」の運行を継続しています。また、バス事業者が実施する乗継割引運賃制度を導入し、利用者の利便性向上、利用の促進を図っています。

平成 28 年度の主な取り組み

(1) エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
ごみ焼却施設余熱利用促進事業 (クリーンセンタ・斎場)	ごみを焼却した後の廃熱を利用し発電を行い、施設内へ電力供給を行うとともに、冷暖房及び給湯に利用している。また、隣接する斎場及び浦安市ワークステーションにおいても、空調の熱源に利用している。	焼却の廃熱で発生した蒸気でタービンをまわして発電された電力は、主にプラント機器の電源として使用され、タービンの排気は、施設内の冷暖房や給湯の熱源として利用した。また、隣接する斎場及び浦安市ワークステーションへ蒸気の安定供給を行った。
新庁舎エネルギーサービス事業 (庁舎建設課)	新庁舎に設置するガスコーポレーションシステムによる常用発電機について、設置工事とその後の運転管理業務を委託することにより、初期投資と長期間の運転維持管理費を平準化するもので、併せて、分散型電源導入促進事業費補助制度の活用により全体事業費の低減を図る。	設置が完了し、運転管理業務の委託を開始した。

(2) 環境に配慮した交通利用の促進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
環境保全行動推進事業 (環境保全課)	環境に配慮した賢い移動手段の選択、自動車の効率的な利用方法（エコドライブ）などを市民や事業者へ呼びかけを行う。	冬期大気汚染防止対策事業の一環として市内事業者に向けアイドリングストップ、エコドライブを呼びかけるチラシ及び啓発品の配布、また、庁舎の電光掲示板でエコドライブの周知を実施した。市民向けには広報・HP で周知するほか、啓発マスクを配布した。
コミュニティバス事業 (都市政策課)	バス交通の不便地域の解消や高齢者等の移動制約者の利便性を確保するため、鉄道駅・病院・市役所や公民館等の公共施設を結ぶコミュニティバスを運行する。	【医療センター線（80 便／日）】 利用者数： 610,098 人 【舞浜線（80 便／日）】 利用者数： 813,536 人

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> HEMSの導入などに努め、低炭素のまちづくりに協力します。 移動の際は、できるだけ公共交通機関やカーシェアリング、徒歩、自転車の利用を選択して、マイカーの使用を抑制します。 自動車を使用するときは、より低公害な車を選びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建物間熱融通、地域冷暖房システムなど、地域のエネルギー・マネジメントシステム構築に向けた取り組みや、低炭素のまちづくりに協力します。 低公害車の導入に積極的に努めます。 従業員の通勤時・外出時に、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を推奨します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけます。

課題と今後の方向性

① エネルギーの効率的な利用と地産地消の促進

- 地域でエネルギーを賢く創り域内で消費する「地産地消」に向け、ICTを活用したエネルギー・マネジメントを普及拡大するとともに、電力等の効率的な利用と制御を行うスマートコミュニティの構築に向けた検討を進めていきます。
- 市民・事業者・行政が一体となって低炭素まちづくりを進めるため、協働で取り組む仕組みなど「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定に向け、検討を進めます。

② 環境に配慮した交通利用の促進

- 健康・医療・福祉施策とまちづくり施策や環境施策等を融合し、公共交通の利用促進や徒歩・自転車利用により、健康と環境に配慮した社会の構築を進めていきます。

基本方針4

環境への負荷の少ない循環型社会を実現する

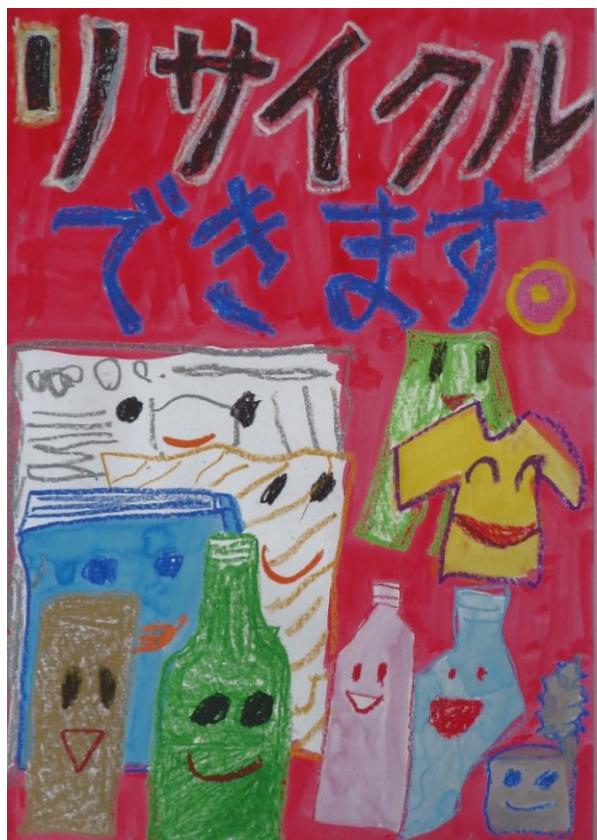
1. ごみの減量と再資源化の推進

2. 廃棄物の適正な収集・処理

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、私たちに便利で快適な暮らしをもたらした一方で、廃棄物の増加をはじめ、環境に大きな負荷を与えてきました。

本市では、ごみの減量・再資源化を目的とした「ビーナス計画」に基づき、市民や事業者などの意識の向上と行動の促進に努めるとともに、ごみの減量や再資源化に向けたさまざまな取り組みを推進してきました。しかし、最終処分を県外の民間施設に依存している現状では、最終処分量を削減することが今なお課題となっています。

そのため、ごみの減量・再資源化に向けた取り組みを市・市民・事業者が強い意志を持って、さらに推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を実現します。



小学生低学年の部
最優秀賞 松田 凜さん



小学生中学年の部
最優秀賞 木下 芽依さん

1. ごみの減量と再資源化の推進

施 策 の 方 向

現代の豊かな暮らしは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のもとに成り立っており、地球環境に大きな負荷を与えています。環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を築くためには、環境への負荷の少ない循環型社会に移行させていく必要があります。

本市のごみ処理の課題を踏まえて、平成 25 年 3 月に「浦安市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民、事業者及び市が協働し、より一層ごみの減量・再資源化を推進する施策を展開しています。

本市では、ごみの減量・再資源化に向け 4 R を推進しており、その中でもリフューズ(断る)、リデュース(抑制する)に係るごみの発生抑制が重要と考えます。より一層のごみの発生・排出抑制に係る取り組みを継続、拡充し、さらにリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)といった再資源化の 4 R を市民、事業者などと協力して推進していきます。

本市の再資源化率は、類似の自治体の平均や県平均を下回っています。排出段階における資源物の分別を徹底することが課題となっています。市民や事業者へ再資源化活動を促進し、資源物の資源回収事業や拠点回収を充実させるとともに、排出されたごみもできるだけ焼却・埋立しないように、行政による再資源化事業を推進していきます。また、本市には、最終処分場がなく、ごみの最終処分を市外の処分場に依存しています。最終処分量を削減するために焼却残渣を溶融固化により、スラグ等に資源化を行う施設への搬出を行っています。

参考指標(一般廃棄物処理基本計画における目標)

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 23 年度 【基準年度】	指標の評価 D
家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量原単位(g/人・日) ^{※1}	【中間目標】 平成 28 年度までに、594.4g/人・日	562g/人・日	○
		平成 32 年度までに、563.2g/人・日 (基準年度(平成 23 年)から約 63g 削減)		—
事業系ごみ排出量	事業系ごみ総排出量(t)	【中間目標】 平成 28 年度までに、22,312t	23,990t	×
		平成 32 年度までに、21,476t (基準年度(平成 23 年)から約 6% 削減)		—
再資源化率(%) ^{※2}	【中間目標】 平成 28 年度までに、21%	18.6%	20%	×
				—
【ビーナスプラザ】リサイクル家具、自転車の販売数	＜市民によるごみの減量・再資源化の取り組み状況を継続的に把握するための項目＞	家具 760 点 自転車 101 台	家具 705 点 自転車 87 台	○
資源回収補助事業の団体数		121 団体	125 団体	×

※ 1 家庭系ごみ排出量原単位 (g/人・日) = 家庭系ごみ搬出量 ÷ 365 日 ÷ 年度平均人口 × 1,000kg × 1,000g

※ 2 再資源化率 = 再資源化量 ÷ ごみ排出量 (資源回収事業の回収量を含む) × 100

環境の現状

①ごみの発生・排出抑制

【ビーナス計画】

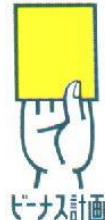
「浦安市の資源物と、ごみの分け方・出し方」や「ビーナスニュース」(年1回、75,000部発行)などを活用したごみの発生・排出抑制、再資源化の啓発を行うとともに、浦安植木まつりや浦安市環境フェアなど、各種イベントにおけるクルンちゃん、グレンさまのキャラクターによるPRやおでかけビーナス(出前講座:平成28年度19回)の開催、ビーナスプラザにおける衣類のリフォーム、廃ビン利用のフラワーボトル作りなどの「リサイクル講座」を開催するなど、ごみ減量に向けた啓発活動を実施しています。

また、自治会から選出された廃棄物減量推進員(ビーナス推進員)との協働により、連絡会議や廃棄物減量に関する研修会を開催するなど、推進員の活動を通じ、ごみの排出ルールの遵守、分別の徹底について啓発を行っています。

ビーナス計画

使い捨て文化の脱却をめざし、全市的にごみの減量・再資源化を推進する取り組みとして、1991年(平成3年)にスタートし、循環(Venus)を意識したさまざまな取り組みを行っています。

- ① 気持ちの参加
- ② できることへの参加
- ③ システムづくりへの参加
- ④ システム運用への参加

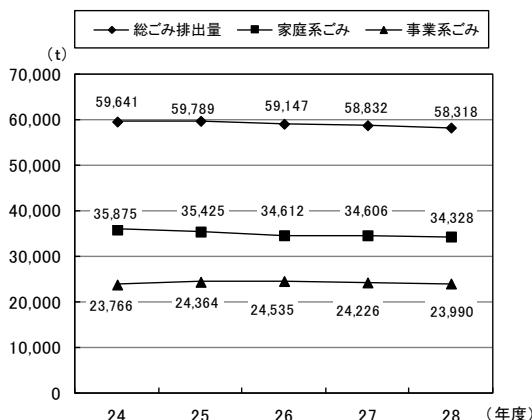


【ごみの減量化】

本市における総ごみ排出量は、減少傾向となっています。家庭系ごみ及び一人あたりの1日平均ごみ排出量についても減少傾向を示しています。家庭系ごみの減少については、「ビーナス計画」における啓発により、市民の参加が進んでいることや、レジ袋の削減や資源物の店頭回収などごみ減量リサイクルに取り組む「エコショップ認定店舗」制度の周知により、ごみの減量が進んでいることが考えられます。

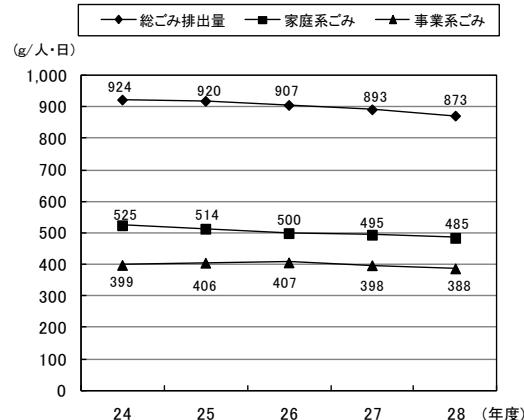
また、市のイベントや自治会まつりなどにおいて「イベントごみ減量ガイドライン」に基づきリユース食器の利用や食器の持ち込みを呼びかけるなど、ビーナス推進員と連携し、イベントごみの減量に努めています。

■ごみ排出量の推移



■資源物を除いた一人あたりの

1日平均ごみ排出量の推移



② 再資源化の推進

【分別収集・資源回収の推進】

一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん、缶、ペットボトルの分別収集を徹底するとともに、飲料用紙パック、白色発泡トレイ及び不用はがき等の紙類を公共施設において拠点回収を実施しています。

また、自治会等の団体（121 団体）が行う資源回収事業へ支援を行うとともに、広報、市ホームページ、ビーナスニュースなどを活用した PR を推進し、資源回収事業に対する理解と協力を促し、事業の充実、拡大を図っています。

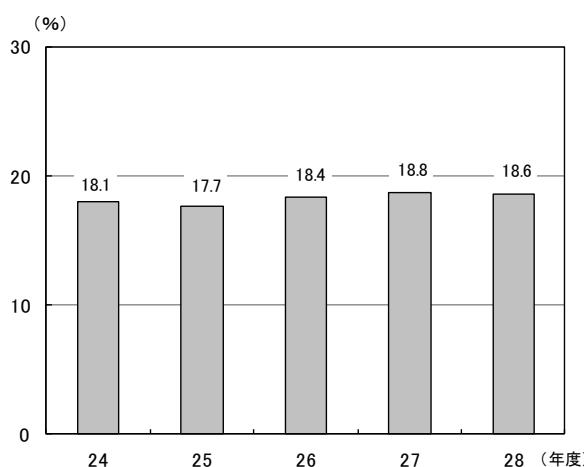
さらに、平成 25 年度より「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電製品に含まれている希少金属の有効利用を図るため、小型家電製品を回収しリサイクルする「小型家電リサイクル事業」を始め、平成 27 年度から障がい者への就労支援を目的として回収・選別・分解作業を障がい者就労支援施設に委託し、平成 28 年度は 14,520kg 回収しました。

【再資源化の推進】

再資源化率については、平成 23 年度と比較すると平成 28 年度においては 1.3 ポイント減少し、18.6% となっています。再資源化率減少の大きな理由は、東日本大震災の影響により、焼却灰をエコセメント化している事業者が操業できない状況となり、焼却灰の多くを民間の最終処分場で処分しているためです。その代替として、焼却残渣を溶融スラグ化する技術に注目し、平成 25 年度より試験的に再資源化を行っており、再資源化率を向上させるよう努めています。

本市では、千鳥学校給食センター（第一・第二・第三調理場）で市内全ての小中学校の給食を作っています。給食から出た残渣については、PFI 事業契約により、186,753kg をリサイクルしています。また、クリーンセンターにおいては、燃やせないごみと粗大ごみの破碎、選別処理を行い鉄 844,430kg、アルミ 30,010kg を回収しています。

■再資源化率の推移

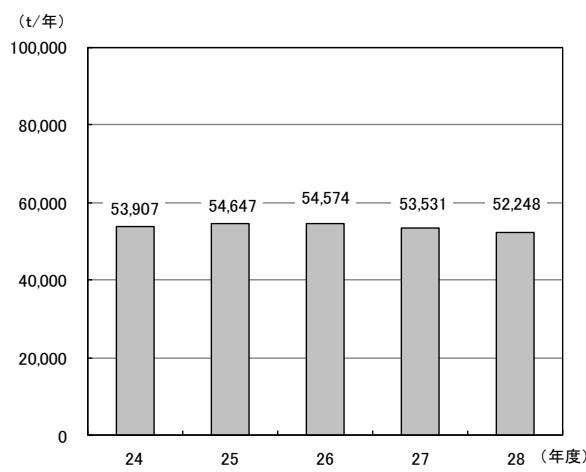


【最終処分量の削減】

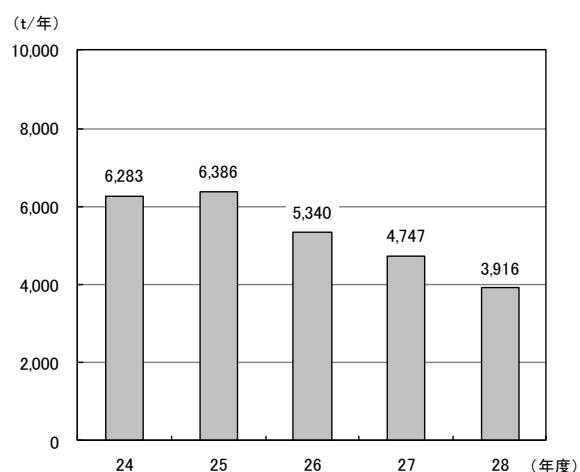
ごみ焼却施設（クリーンセンター）においては、長期包括責任委託により、民間のノウハウを活かした効率的、効果的な施設の管理・運営を実施しており、事業内容のモニタリングを的確に行い、適正処理の履行と施設の安定・安全な操業を継続しています。

本市は、ごみの最終処分を市外の処分場に依存しており、ごみの焼却によって発生した焼却残渣を最終処分場へ搬出しています。また、平成24年度より全面休止しているエコセメントへの搬出の代替えとして、残渣を溶融固化により資源化を行う施設への搬出を平成26年度より本格的に開始しました。

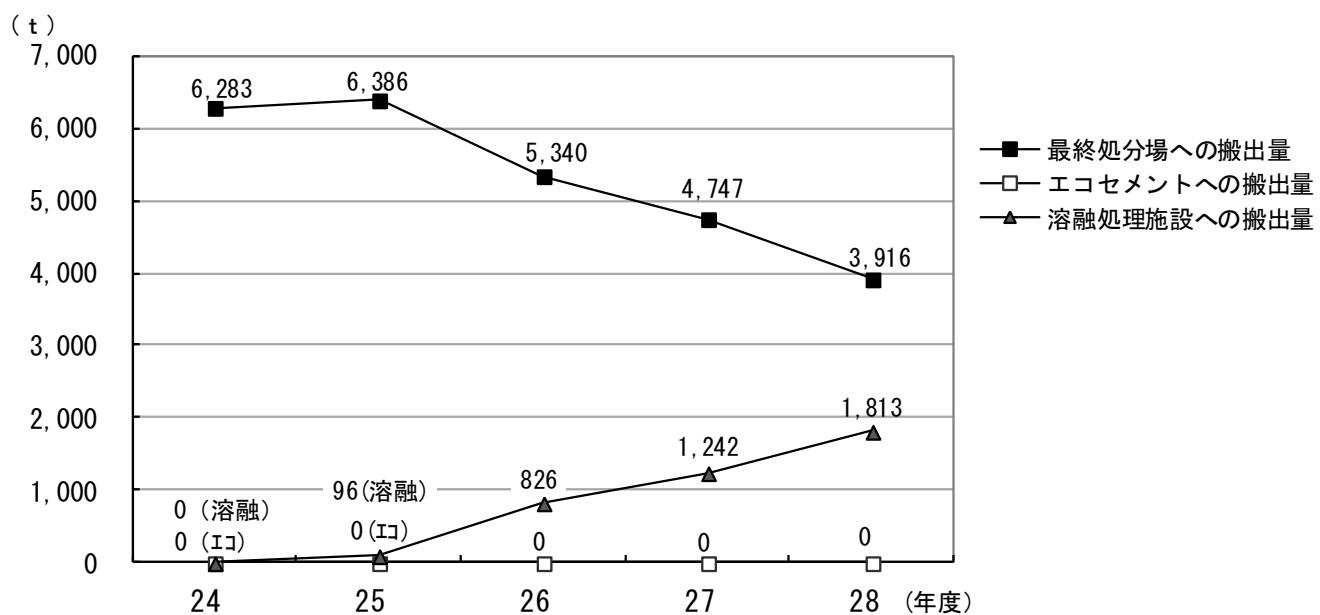
■焼却処分量の推移



■最終処分場への搬出量の推移



■焼却残渣運搬処分量



■年度別家庭ごみ及び事業ごみ搬入量

項目	年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人 口 等	人口(年度末現在)(人)	162,155	162,952	163,719	165,411	167,463
	増加率(%)	△ 0.3	0.5	0.5	1.0	1.2
	年間平均人口(人)	162,216	162,502	162,939	164,041	166,295
家庭 ごみ	可燃 ごみ	委託収集(t/年)	28,103	27,703	27,098	27,064
		持込(t/年)	0	0	0	0
		年間量(t/年)	28,103	27,703	27,098	27,064
		増加率(%)	△ 2.8	△ 1.4	△ 2.2	△ 0.1
		1日平均量(t/日)	77.0	75.9	74.2	74.1
		一人1日平均量(g/人・日)	474.6	467.1	455.6	452.0
	不燃 ごみ	委託収集(t/年)	1,410	1,203	1,076	1,044
		持込(t/年)	0	0	0	0
		年間量(t/年)	1,410	1,203	1,076	1,044
		増加率(%)	△10.3	△ 14.7	△ 10.5	△ 3.0
	粗大 ごみ	1日平均量(t/日)	3.9	3.3	2.9	2.8
		一人1日平均量(g/人・日)	23.8	20.3	18.1	17.4
		委託収集(t/年)	496	478	440	433
		持込(t/年)	1,075	1,206	1,251	1,318
		年間量(t/年)	1,571	1,684	1,691	1,751
	資源 ごみ	増加率(%)	0.5	7.2	0.4	3.6
		1日平均量(t/日)	4.3	4.6	4.6	4.8
		一人1日平均量(g/人・日)	26.5	28.4	28.4	29.2
		委託収集(t/年)	1,613	1,612	1,615	1,653
		持込(t/年)	0	0	0	0
		年間量(t/年)	1,613	1,612	1,615	1,653
	(缶) 資源 ごみ	増加率(%)	△ 0.2	△0.0	0.2	2.4
		1日平均量(t/日)	4.4	4.4	4.4	4.5
		一人1日平均量(g/人・日)	27.2	27.2	27.2	27.6
		委託収集(t/年)	519	514	508	502
		持込(t/年)	0	0	0	0
	(ペットボトル) 資源 ごみ	年間量(t/年)	519	514	508	502
		増加率(%)	△ 2.6	△1.1	△ 1.1	△ 1.1
		1日平均量(t/日)	1.4	1.4	1.4	1.4
		一人1日平均量(g/人・日)	8.8	8.7	8.5	8.4
		委託収集(t/年)	617	602	576	581
	(紙類) 資源 ごみ	持込(t/年)	0	0	0	0
		年間量(t/年)	617	602	576	581
		増加率(%)	△ 6.4	△2.5	△ 4.2	0.7
		1日平均量(t/日)	1.7	1.6	1.6	1.6
		一人1日平均量(g/人・日)	10.4	10.1	9.7	9.7
	有害 ごみ	委託収集(t/年)	2,042	2,107	2,048	2,011
		持込(t/年)	0	0	0	0
		年間量(t/年)	2,042	2,107	2,048	2,011
		増加率(%)	△ 8.5	3.2	△ 2.8	△ 1.8
		1日平均量(t/日)	5.6	5.8	5.6	5.5
	計	一人1日平均量(g/人・日)	34.5	35.5	34.4	33.6
		委託収集(t/年)	0	0	0	0
		持込(t/年)	0	0	0	0
		年間量(t/年)	0	0	0	0
		増加率(%)	-	-	-	-
		1日平均量(t/日)	0	0	0	0
		一人1日平均量(g/人・日)	0	0	0	0
		委託収集(t/年)	34,800	34,219	33,361	33,288
		持込(t/年)	1,075	1,206	1,251	1,318
		年間量(t/年)	35,875	35,425	34,612	34,606
		増加率(%)	△ 3.3	△ 1.3	△ 2.3	△ 0.0
		1日平均量(t/日)	98.3	97.1	94.8	94.8
		一人1日平均量(g/人・日)	606.1	595.6	579.2	573.2
						561.6

1. 「ごみの減量と再資源化の推進

項目	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
可燃ごみ	許可業者 (t/年)	18,868	19,489	19,634	19,336	19,345
	持込 (t/年)	3,241	3,273	3,352	3,286	3,143
	産廃 (t/年)	64	3	6	11	15
	年間量 (t/年)	22,173	22,765	22,992	22,633	22,503
	増加率 (%)	5.5	2.7	1.0	△ 1.6	△ 0.6
	1日平均量 (t/日)	60.7	62.4	63.0	62.0	61.7
不燃ごみ	許可業者	715	726	697	741	705
	持込 (t/年)	167	160	150	119	106
	産廃	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	883	886	846	860	811
	増加率 (%)	△ 62.9	0.4	△ 4.5	1.6	△ 5.8
	1日平均量 (t/日)	2.4	2.4	2.3	2.4	2.2
粗大ごみ	許可業者	54	51	56	54	29
	持込 (t/年)	463	448	431	465	362
	産廃	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	517	500	486	519	391
	増加率 (%)	△ 71.8	△ 3.4	△ 2.6	6.7	△ 24.6
	1日平均量 (t/日)	1.4	1.4	1.3	1.4	1.1
資源ごみ(びん)	許可業者	170	187	181	184	179
	持込 (t/年)	0	0	1	0	75
	産廃	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	170	187	182	184	254
	増加率 (%)	4.2	9.7	△ 2.5	1.4	37.8
	1日平均量 (t/日)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7
資源ごみ(缶)	許可業者	2	3	5	5	5
	持込 (t/年)	1	1	0	0	1
	産廃	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	4	4	5	5	5
	増加率 (%)	△ 10.6	5.9	36.0	△ 2.7	9.3
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(ペーパー資源ボットミル)	許可業者	3	5	9	10	12
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0
	産廃	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	3	5	9	10	12
	増加率 (%)	67.9	93.3	73.8	14.9	16.1
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(資源類ごみ)	許可業者	0	0	0	0	0
	持込 (t/年)	4	3	2	3	5
	産廃	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	4	3	2	3	5
	増加率 (%)	△ 29.6	△ 20.7	△ 38.6	30.2	71.9
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
有害ごみ	許可業者	14	14	13	12	9
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0
	産廃	0	0	0	0	0
	年間量 (t/年)	14	14	13	12	9
	増加率 (%)	△ 22.0	4.0	△ 7.4	△ 11.1	△ 22.1
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	許可業者	19,826	20,476	20,594	20,341	20,284
	持込 (t/年)	3,876	3,885	3,935	3,873	3,691
	産廃	64	3	6	11	15
	年間量 (t/年)	23,766	24,364	24,535	24,226	23,990
	増加率 (%)	△ 6.5	2.5	0.7	△ 1.3	△ 1.0
	1日平均量 (t/日)	65.1	66.8	67.2	66.4	65.7
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	401.6	409.6	410.6	401.3	392.5

項目	年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
可燃ごみ	家庭ごみ (t)	28,103	27,703	27,098	27,064	26,806
	事業ごみ (t)	22,173	22,765	22,992	22,633	22,503
	年間量 (t/年)	50,276	50,468	50,090	49,697	49,309
	増加率 (%)	0.6	0.4	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.8
	1日平均量 (t/日)	137.7	138.3	137.2	136.2	135.1
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	849.1	850.9	842.2	830.0	812.4
不燃ごみ	家庭ごみ (t)	1,410	1,203	1,076	1,044	1,011
	事業ごみ (t)	883	886	846	860	811
	年間量 (t/年)	2,293	2,089	1,923	1,904	1,822
	増加率 (%)	△ 42.0	△ 8.9	△ 8.0	△ 1.0	△ 4.3
	1日平均量 (t/日)	6.3	5.7	5.3	5.2	5.0
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	38.7	35.2	32.3	31.8	30.0
粗大ごみ	家庭ごみ (t)	1,571	1,684	1,691	1,751	1,827
	事業ごみ (t)	517	500	486	519	391
	年間量 (t/年)	2,088	2,184	2,177	2,270	2,218
	増加率 (%)	△ 38.5	4.6	△ 0.3	4.3	△ 2.3
	1日平均量 (t/日)	5.7	6.0	6.0	6.2	6.1
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	35.3	36.8	36.6	37.9	36.5
資源ごみ (びんごみ)	家庭ごみ (t)	1,613	1,612	1,615	1,653	1,622
	事業ごみ (t)	170	187	182	184	254
	年間量 (t/年)	1,783	1,799	1,797	1,837	1,876
	増加率 (%)	0.2	0.9	△ 0.1	2.3	2.1
	1日平均量 (t/日)	4.9	4.9	4.9	5.0	5.1
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	30.1	30.3	30.2	30.7	30.9
資源ごみ (缶)	家庭ごみ (t)	519	514	508	502	501
	事業ごみ (t)	4	4	5	5	5
	年間量 (t/年)	523	518	513	507	507
	増加率 (%)	△ 2.7	△ 1.0	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.1
	1日平均量 (t/日)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	8.8	8.7	8.6	8.5	8.4
資源ごみ (ペットボトル)	家庭ごみ (t)	617	602	576	581	590
	事業ごみ (t)	3	5	9	10	12
	年間量 (t/年)	620	607	585	591	601
	増加率 (%)	△ 6.2	△ 2.1	△ 3.5	1.0	1.8
	1日平均量 (t/日)	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	10.5	10.2	9.8	9.9	9.9
資源類 (紙)	家庭ごみ (t)	2,042	2,107	2,048	2,011	1,970
	事業ごみ (t)	4	3	2	3	5
	年間量 (t/年)	2,046	2,111	2,050	2,014	1,975
	増加率 (%)	△ 8.6	3.2	△ 2.9	△ 1.7	△ 1.9
	1日平均量 (t/日)	5.6	5.8	5.6	5.5	5.4
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	34.6	35.6	34.5	33.6	32.5
有害ごみ	家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0
	事業ごみ (t)	14	14	13	12	9
	年間量 (t/年)	14	14	13	12	9
	増加率 (%)	△ 22.0	4.0	△ 7.4	△ 11.1	△ 22.1
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
合計	年間量 (t/年)	59,641	59,789	59,148	58,832	58,318
	増加率 (%)	△ 4.6	0.2		△ 0.5	△ 0.9
	1日平均量 (t/日)	163.4	163.8	162.0	161.2	159.8
	一人 1 日平均量 (g/人・日)	1,007.7	1,005.2	989.8	974.4	954.1

※ 1 t 未満の端数を四捨五入及び調整しているため合計数と合わない個所がある。

※家庭ごみ排出量については、拠点回収量（牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等）及び資源回収事業の回収量を含まない。

※事業ごみ排出量については、公共施設の紙類及び災害廃棄物を含まない。

平成 28 年度の主な取り組み

① ごみの発生・排出抑制

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
ビーナス計画 (ごみゼロ課)	使い捨て文化の脱却をめざし、全市的にごみの減量・再資源化を推進するための取り組みとして、「ビーナス計画」を 1991 年（平成 3 年）にスタートし、計画に基づき、さまざまな取り組みを実施している。	ビーナスニュースの配布 年 1 回 vol. 50 75,000 部発行全戸配布を行った。
		おでかけビーナス（啓発イベント）の開催 19 回開催
4R の推進 (ごみゼロ課)	一般廃棄物処理基本計画の基本方針の一つとして、循環型社会を構築するために、第一にごみになるものを断り（リユース）、第二にごみの発生を抑制（リデュース）し、第三に再使用（リユース）し、第四に再生利用（リサイクル）を進め、残ったものを適正処理により熱回収し、最後に適正処分することを市民・事業者・行政の協働により推進する。	
指定ごみ袋制の普及・啓発 (ごみゼロ課)	家庭系指定ごみ袋 燃やせるごみの減量と、分別の徹底及び再資源化の推進、作業員の安全確保を目的とする。	不適正な排出に対しては警告シールを貼付するなど啓発に努めた。
	有料事業系指定ごみ袋 従来の事業所ごみの処理方法（許可業者と契約、クリーンセンター持込）に加え、平成 18 年より、有料事業系指定ごみ袋制を導入した。	許可業者と契約事業者：1,479 事業者 少量一般廃棄物排出届出事業者： 1,302 事業者 クリーンセンター持込： 215 事業者
イベントごみ減量事業 (ごみゼロ課)	イベントから出るごみの減量を進めるための「イベントごみ減量ガイドライン」に基づき、市のイベントや自治会まつりなどで、「リユース食器の利用」や「食器の持ち込みの実施」などによる使い捨て食器の削減や、「ごみと資源の分別徹底」の啓発に取り組む。	市のイベントや自治会まつりなどで、「リユース食器の利用」や「食器の持ち込みの実施」などによる使い捨て食器の削減や、「ごみと資源の分別徹底」について啓発を行った。 27 自治会を調査した結果、昨年度よりも可燃・不燃の適正分別をする自治会が増えていた。
多量排出事業者の廃棄物削減の促進 (ごみゼロ課)	指定した事業者に対し、廃棄物管理責任者を定め、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求める。	既指定：68 事業者 新規指定：1 事業者 指定解除：0 事業者

② 再資源化の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
小型家電リサイクル事業 (ごみゼロ課)	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電に含まれている希少金属の有効利用を図るとともに、ごみの減量化・再資源化を目的とする。	回収重量：14,520 kg 金額：316,378 円

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">・過剰な包装など、ごみになるものを家庭に持ち込まないよう、日常生活において心がけ、行動します。・生ごみの水切りなどにより生ごみを減量します。・買い物袋を持参します。・分別回収、集団資源回収、拠点回収に参加します。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">・社員の意識啓発、環境リーダーの設置などにより、事業所におけるごみの減量・再資源化に取り組みます。・商品の量り売り、詰め替え容器の普及など、ごみとなるものを作らない、売らないことを心がけ、実践します。・「イベントごみ減量ガイドライン」に則り、イベントから発生するごみの減量に努めます。・さまざまなリサイクル法を踏まえ、自己処理責任に基づく再資源化に取り組みます。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別を守ります。

課題と今後の方向性

① ごみの発生・排出抑制

- 家庭系ごみの減量については、中間目標値を達成していることから、引き続き、「ビーナス計画」により市民・事業者に対して啓発を図るとともに、イベントごみ減量ガイドラインを活用し、主催者や参加者への啓発を進めます。
- 事業系ごみについては、事業者間の不公平を是正したうえで、排出者責任の原則のもと、ごみの減量と再資源化の促進を図ります。

② 再資源化の推進

- 一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん、缶、ペットボトルの分別収集を徹底するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を図ります。
- エコセメント化事業が停止していることから、焼却残渣を溶融固化により、スラグ等に資源化を行う施設への搬出を推進します。

2. 廃棄物の適正な収集・処理

施策の方針

本市のごみの特徴としては、事業系のごみの占める割合が約4割と高く、1事業所あたりの排出量も県平均、国平均と比較して高い値となっています（平成22年度実績）。

多量排出事業者に対しては、減量計画の提出、履行の指導を継続、拡充し、環境リーダーの設置、環境管理システムの構築及び従業員への環境教育など、自主的なごみ減量を促進し、少量排出事業者へは、自己処理責任の徹底を図ってきました。

今後は、これらを継続するとともに、いずれにも属さない事業者へ、ごみの発生・排出抑制の取り組みを強化していきます。

環境の現状

① 廃棄物の適正処理の推進

【事業系ごみの減量・再資源化の促進】

本市における事業系のごみの占める割合は、平成28年度で23,990t（41.1%）となっており、基準年度（平成23年度）の22,886tより、1,104t（4.8%）増加しています。

このことから、多量にごみを排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、必要に応じて現場実態調査を行うなど、ごみの減量に向けた取り組みを推進していきます。現在、69事業者を指定しており、平成28年度は、27事業者へ立ち入り調査を行うなど指導を行っています。

事業活動によって排出されるごみ（事業系一般廃棄物）は自己処理が原則です。そのため、事業者は、手数料を払い直接クリーンセンターへ搬入する、または市が許可した一般廃棄物処理業許可業者と契約し、有料で搬入を委託する必要があります。また、ごみの排出量が1日平均で45リットル1袋程度の少量の場合は、市に届け出をすることで有料事業系指定ごみ袋を購入して排出することができます。

市内事業者にて、クリーンセンターへの直接搬入が215事業者、許可業者と委託契約によりごみ処理をしている事業者が1,479事業者、及び少量一般廃棄物排出届出事業者が1,302事業者であり、適正な処理を徹底しています。

今後も、近隣市の動向を踏まえ、事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の自己処理責任に基づくごみ減量・再資源化を促進します。

事業者のごみの処理方法	
処理方法として、下記の3つの方法があります。	
クリーンセンターに自ら搬入	→ 「一般廃棄物処理手数料」がかかります
「クリーンセンター」へ事業系一般廃棄物を搬入するときは、「一般廃棄物処理手数料」を支払っていただきます。	
●1日の搬入量にかかわらず 10kgにつき200円+税 ※10円未満切り捨て	
市が許可した一般廃棄物処理業 許可業者と契約	→ 許可業者に委託してください
事業者自らが「クリーンセンター」に搬入できない場合には、市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に委託してください。(有料)	
一般廃棄物処理業許可業者につきましては、裏表紙を参照してください。	
3 ごみ量が1日平均で45リットル程度の少量の場合は、事業系少額一般廃棄物指定収集袋(有料事業系指定ごみ袋)で排出できます。(浦安市役所ごみゼロ課に届出が必要です。)	
ごみ量が1日平均で45リットル程度の場合は、有料事業系指定ごみ袋を購入して排出することができます。袋については3ページ、4ページを参照してください。	
家庭用の指定袋等で排出された場合は、警告シールを貼付して収集しませんのでご注意ください。	
常に大量にごみが出る場合は、1及び2の方法で処理してください。	

【産業廃棄物対策】

<建築リサイクル対策>

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、一定の規模以上の建設工事等に伴い発生する特定建設資材の分別解体及び再資源化が義務付けられており、工事発注者に対して普及啓発を図っています。平成 28 年度においては、370 件の届出を受理するとともに、随時、建設リサイクルパトロールを実施しています。

また、市では、公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築工事等におけるリサイクル資材の導入を推進しており、設計図書に特記事項として積極的な建設廃材の再利用、再生資源の利用を明記するなど実施しています。

【廃棄物の適正処理】

クリーンセンター焼却施設から排出される環境汚染物質の測定調査を行い、法律による排出基準を遵守するため薬剤の噴霧などの措置を実施しています。平成 28 年度は、公害測定分析及びダイオキシン類測定分析とともに、排出基準を超過しておらず、適正な処理がされています。

また、「廃棄物処理施設中長期整備計画」に基づくクリーンセンターの老朽化対策は、「浦安市廃棄物処理施設長期包括責任委託事業」において計画的な整備を行っています。

平成 28 年度の主な取り組み

① 廃棄物の適正処理の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
指定ごみ袋制の普及・啓発 (ごみゼロ課)	家庭系指定ごみ袋 燃やせるごみの減量と、分別の徹底及び再資源化の推進、作業員の安全確保を目的とする。	不適正な排出に対しては警告シールを貼付するなど啓発に努めた。
	有料事業系指定ごみ袋 従来の事業所ごみの処理方法（許可業者と契約、クリーンセンター持込）に加え、平成 18 年より、有料事業系指定ごみ袋制を導入した。	許可業者と契約事業者：1,479 事業者 少量一般廃棄物排出届出事業者： 1,302 事業者 クリーンセンター持込： 215 事業者
公共事業から発生する建設廃棄物の再利用 (関係課)	工事に要求される品質を考慮したうえで、積極的に再生資材の利用を行う。既存施設の解体時においては、建設リサイクル法等の解体に伴う産業廃棄物の再資源化の方針に基づき、廃棄物の分別・再資源化を推進する。	各所管の協力を得て、公共工事における設計、施工時における再生資材の利用、分別・再資源化に取り組んだ。
建設リサイクル法届出事業 (建築指導課)	建設リサイクル法により、一定の規模以上の建設工事等に伴い発生する特定建設資材の分別解体及び再資源化が義務付けられており、工事着工の 7 日前までに所定の届出が必要。	建設リサイクル法届出（通知を含む）は 370 件受理した。 随時建設リサイクルパトロールを実施した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	—
○事業者	・関係する法令などを遵守し、事業活動に伴い発生するごみを適正に処理します。
○滞在者等	—

課題と今後の方向性

① 廃棄物の適正処理の推進

- 少量排出事業者に対し、有料指定ごみ袋などによる適正排出に向けた取り組みをさらに進め、事業者間の不公平を是正するとともに、マニュアル・ガイドラインの整備を検討し、適正処理の指導を行います。
- 「廃棄物処理施設中長期整備計画」に基づき、クリーンセンターの長寿命化について検討を進めます。

基本方針 5 協働して環境保全に取り組む

1. 環境を大切にする人づくり 2. 協働による環境保全行動の推進

私たちの暮らしを取り巻く大気や水の汚染、騒音などの身近な環境問題から、地球環境問題に至るまで、今日の環境問題はさまざまな現象が関連し合っており、その多くは私たちの日常生活における行動に起因していると言われています。これらの問題を解決するためには、当事者であるという認識のもとに、環境問題の現状を理解し、できることから行動していくとともに、市や市民・事業者・滞在者等が協働して取り組んでいくことが大切です。

一人ひとりの行動によって望ましい環境像を実現していくため、地域環境への関心を高め、自ら考え、環境保全行動に率先して取り組む人づくりを進めるとともに、市民や事業者などの環境行動の輪を広げ、市民・事業者・滞在者等と市が協働して環境保全に取り組みます。



小学生中学年の部
最優秀賞 若林 侑愛さん

1. 環境を大切にする人づくり

施策の方針

今日の環境問題は、複雑・多様化しており、これらの多くは私たちの日常生活や事業活動が起因しているものと言われています。このため、市民や事業者の一人ひとりが、身近な地域環境から地球環境まで広く環境問題について関心と理解を深め、自発的に環境に配慮した行動を起こしていくかなければなりません。

市では、平成 21 年度に「浦安市環境学習基本方針」を策定し、『持続可能な社会づくりに向けて、人と自然とが共生し、環境に配慮した行動を実践する人づくりを進めます。』とした基本方針に基づき、各主体への環境学習を推進しています。市内保育園や幼稚園、小学校などにおける環境に関する出前講座の開催や、公民館・郷土博物館などにおける環境学習講座などの実施により環境学習を推進し、環境への意識を持ち行動できる人材の育成を行っています。

また、群馬県高崎市倉渕町に設置した「浦安市民の森」の活用により、広域的な学習の機会の創出を図っています。浦安市民の森を林間学校の場として活用する小学校もあり、森林管理体制験をプログラムに取り入れるなど、自然体験事業を通して浦安市民の森の整備が進められています。

今後は、幼稚園や学校などの教育機関や、公民館・郷土博物館などとのさらなる連携を図り、横断的な環境学習の場の創出を図ります。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
環境学習	基準年 (平成 24 年度) の数値より増	78 回	—	—
環境学習アドバイザー派遣回数 (環境アドバイザー登録数 10 人)		49 回	45 回	○
出前講座などへの職員の派遣回数 ^{※1}		29 回	65 回	×
おでかけビーナスの開催数		19 回	41 回	×
公民館・郷土博物館における 環境学習講座の参加者数 ^{※2}		公民館 1,322 人 郷土博物館 10,301 人	520 人	○
市民大学(環境講座)受講者数		6 人 (累計 101 人)	10 人 (累計 178 人)	○
環境フェアの参加者数	<環境保全行動への参加の状況を継続的に把握するための項目>	6,934 人	5,727 人	—
環境フェア出展数		33 団体	18 団体	—
ク伦ちゃん・グルンさまの 出動回数		19 回	27 回	—

※ 1 出前講座などへの職員の派遣回数とは、幼稚園や学校などから要請されて講義を行った環境学習の回数。

※ 2 公民館・郷土博物館における環境学習講座の参加者数には、郷土博物館「もやいの会」体験事業及び博学連携事業を含む。

環 境 の 現 状

① 環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

【環境情報・環境教育・環境学習に関する情報の提供】

市民・事業者・滞在者等へ本市の環境の現状を知ってもらい、協働で環境配慮行動を推進するため、環境基本計画に掲げた施策の進捗状況をまとめた「環境基本計画年次報告書」を毎年、図書館、市ホームページ等で公表しています。

【環境フェアの開催】

市民一人ひとりが、様々な角度から環境問題について考え、身近なものから地球規模のものまで幅広く理解を深めていただくとともに、環境保全行動への「気づき」を促すことを目的に、楽しみながら学び、考えることができる参加・体験型イベントとして、第19回浦安市環境フェア『未来を見つめて、今 行動しよう my ECOCORO, my Action』を開催しました。

市における環境保全への取り組みだけではなく、日頃から環境保全活動を行っている市民活動団体や事業者等における取り組みも紹介することにより、市民への周知啓発を行い、延べ6,934人が参加しました。

■第19回浦安市環境フェアの様子



【環境教育・環境学習の推進】

地球環境問題は私たち一人ひとりの生活や事業活動に起因しているという現状を、理解し行動につなげてもらうこと、及び家庭や地域、学校、事業者など社会全体で環境学習に取り組めるようになることを目的に、環境学習の推進を図るための考え方と方向性を示した「環境学習基本方針」を平成21年度に策定し、これに基づき環境学習を推進しています。

自然環境調査(平成17年冬季から平成18年秋季までの1年間を通じた実態調査)の結果から、本市の自然環境・生態系情報をまとめ、市ホームページで「浦安の自然」として公開するとともに、「うらやすのしぜん」を作成し、市内小学校3年生へ配布し、環境学習等に活用しています。

【環境学習アドバイザー制度 出前講座】

環境学習を推進するための取り組みとして、地域の人材が市民の目線で環境学習を補助する「環境学習アドバイザー派遣制度」の運用を平成23年1月より始めました。

環境学習アドバイザーは、地域団体や学校等が実施する研修会・学習会等に、講師として講義・講演等を行い、必要な企画や運営の補助などを行うことで、環境に関する研修会等の機会を創出しています。平成28年度は、49回の派遣を行いました。

■環境学習アドバイザー派遣 講座

講座タイトル	学習のねらい
リサイクル工作（牛乳パック紙漉き、廃食油石けん作り、エコキャンドル）	廃材を利用し物作りを行うことで、資源を大切にし、ごみを減らす気持ちや行動を促します
自然観察・ネイチャーゲーム	観察やゲームを通じ、自然から学びや気づきを得ることにより、自然を大切にする気持ちを養います
ネイチャークラフト	街路樹等の木の実や枝葉を使い、クラフトを作ることで、自然物に親しみ自然を大切にする気持ちを養います
地球温暖化・エネルギー	地球温暖化の影響やエネルギーを大切に使うことを、話し合いや実験・体験を通じて学びます
植物の栽培から学ぶ	ケナフを栽培し、収穫したケナフから紙を作ります

② 環境学習の場と機会の創出

ビーナスプラザや郷土博物館・公民館など環境学習を推進する施設における環境学習講座の充実を図るとともに、環境学習拠点同士の連携を図りながら、河川や海辺・歴史や文化など地域の特色を踏まえた環境学習の機会を創出しています。また、市内小学校4～6年生を対象に、「環境学習バスツアー」を2回実施し、合計47人が参加しました。

【森林と親しむ講座】

群馬県倉渕村（現：高崎市倉渕町）は、江戸川の上流域に位置し、総面積の約90%が山林という自然豊かな江戸川の水源を担っています。一方、本市は、江戸川の下流域に位置し、その水を水道水として利用しています。下流域に住む浦安市民が、日ごろから恩恵を受けている水源林を上・下流域の共有財産とみなし、市民の森林整備や森林体験などを通じて、自然に対する理解や豊かな人間形成を図るために、平成18年に「浦安市民の森」を設置しました。



市では、「森林と親しむ講座」を開催し、市民の森の散策や星空観察会など、都市部では経験できない自然体験の機会を提供しています。また、高崎市倉渕町との水源を通じた交流事業として、本市の小学生が水源を訪れる林間学校の開催や、倉渕町の小学生を本市に招き、海辺の自然環境体験や浦安の歴史・文化などの環境学習を実施するなど、環境学習の広域ネットワークを構築しています。

③ 歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

【歴史的・文化的資源を生かす体験・観察の場の創出】

郷土博物館においては、かつて浦安の地場産業であった海苔養殖や地域環境への興味や関心を深めるため、境川や三番瀬などを活用した体験事業や、自然観察会及び歴史・文化の体験事業を、博物館ボランティアの協力のもと実施しています。

また、博学連携事業として、市内小中学校から多くの児童・生徒を、環境学習の授業の場として受け入れてきました。

平成 28 年度の主な取り組み

① 環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
環境保全 P R 事業 (環境保全課)	市民・事業者・滞在者等に広く環境情報を提供するとともに、環境保全行動への「気づき」を促すため、環境フェアなどイベントの開催により啓発を推進する。	環境フェアや環境ポスター展等のイベントをはじめ、夏期の省エネキャンペーン、冬期の大気汚染防止・省エネ事業を実施した。また事業者向けにエコカンパニー制度の周知・推進等を行った。
環境学習アドバイザー育成事業 (環境保全課)	豊富な知識と経験をもつ人材を発掘・育成し、環境学習アドバイザーとして環境学習の場で活用を進めます。	環境学習アドバイザーミーティングを開き、環境学習アドバイザー制度の趣旨を改めて確認するとともに、アドバイザーが抱えている課題点等についての情報共有を行った。人材の発掘については、生き物や地球温暖化防止の知識に長けたアドバイザー 3 名を登録した。
うらやす市民大学 (市民大学)	うらやす市民大学の授業科目の一つとして、「地球にやさしいうらやすの環境を守り創る」を実施する。授業を通して地球温暖化などの現状を理解し、環境に配慮した行動が実践していくよう、諸問題を幅広く学ぶ。	「地球に優しいうらやすの環境を守り創る」の講座(全 13 回)を実施し、6 人が受講。(延べ 101 名受講)

② 環境学習の場と機会の創出

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
浦安市民の森活用事業 (環境保全課)	群馬県高崎市倉渕町(旧倉渕村)の「浦安市民の森」を環境学習の場として活用する。	市内在住の小学生以上を対象に、「森林と親しむ講座」を開催し、「浦安市民の森」を散策するなど広域的な自然体験の機会を提供了。また「浦安市民の森友の会」でも訪問し市民の森の整備活動を行ったり、市内イベントに参加して市民の森の周知活動を実施した。

③ 歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
郷土博物館体験教室事業（自然観察） 【再掲】 (郷土博物館)	浦安地先に広がっていた干潟を理解するため、現在もわずかに残っている日の出地先に出向き、観察会を開催する。身近な野鳥を観察し、その生態から野鳥がどのように生活するのかを講師に解説してもらい、鳥たちの生活から、浦安が現在どのような環境なのかを学ぶ。	博物館主催事業としてではなく、ふるさと浦安の身近な自然を知り、郷土愛を育む一助として、野鳥観察会を市内公民館と共に催で行った。
郷土博物館活動の推進 (郷土博物館)	展示や体験学習をはじめ、浦安市郷土博物館ボランティア「もやいの会」との交流などを通じて、ふるさと浦安の歴史・文化への理解の向上を図り、郷土愛を深める。また、園や小中学校における博物館の効果的な活用について、学校現場と共に検討し進める。	浦安市郷土博物館ボランティア「もやいの会」をはじめとしたボランティアの協力のもと、事業運営を行った。 また、1年を通じ、博学連携事業として、小中学校等の授業の受け入れも積極的に行つた。 休日体験：38回実施 (参加者延べ人数 964人) 博学連携学校授業利用：209回実施 (延べ児童・生徒数 9,326人)
市民活動促進事業 (協働推進課)	ボランティア活動、特定非営利活動等、市民が行う営利を目的としない自由な社会貢献活動を支援するため平成14年1月に設置した浦安市市民活動センターを拠点に、ボランティア活動への支援を行う。	市民活動センターへの新規登録団体のうち、主たる活動分野が「環境保全」の団体数が2団体増加した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none"> 身近な自然とのふれあいや日常の暮らし、市の広報やインターネット、環境フェアへの参加などを通じて、身近な環境を知り、大切にする心を育みます。 郷土博物館や公民館などで行われる各種講座などに参加し、環境について学びます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に環境問題の認識を深めるための環境教育を実施します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察や歴史・文化の体験などの環境学習に参加します。

課題と今後の方向性

① 環境教育・環境学習の総合的な取り組みの推進

- 「浦安市環境学習基本方針」に基づき、環境学習を推進していくとともに、関係機関と連携し、環境学習アドバイザー制度の活用などにより、環境教育・環境学習の機会を充実していきます。また、うらやす市民大学における環境講座等を通じ、豊富な経験や高度な知見を持った人材の発掘・育成・活用について検討を行います。

② 環境学習の場と機会の創出

- ビーナスプラザや郷土博物館、公民館など環境学習を推進する施設における環境学習講座の充実を図るとともに、群馬県高崎市に設置した「浦安市民の森」を活用した自然体験等環境学習の機会を提供していきます。

③ 歴史的・文化的資源を守り生かす環境学習の場の創出

- 郷土博物館において、自然・歴史・文化について子どもたちが学習する機会の創出に努めます。

2. 協働による環境保全行動の推進

施策の方向

今日の環境問題を解決するためには、市の率先的な取り組みはもとより、市民・事業者・滞在者等が主体的に環境保全行動を行うとともに、協働して進めていかなければなりません。

共同清掃、三番瀬のクリーンアップなどの保全行動、地域の緑化活動など、自主的な市民活動への支援などにより、市民や事業者、市民活動団体などと協働した環境保全行動を推進します。

市では、今後も引き続き、率先行動を進めながら、各主体との協働による環境保全行動を推進できるように、市の各部局においても、啓発活動や市民参加の促進を視野に入れて環境保全に係る取り組みを進めていきます。

参考指標（市民に親しみやすい指標）

項目 A	指標 B	平成 28 年度 C	平成 24 年度 【参考】	指標の評価 D
「浦安エコファミリー・浦安エコチャレンジ」活用の出前講座開催数	基準年(平成 24 年度) の数値より増	12 回	1回	○
「浦安エコカンパニー」の宣言数・認定数		宣言:0事業者 認定:13事業者	宣言:29事業者 認定:7事業者	—
「エコショップ」の認定数		9店舗	9店舗	—
環境保全に係る市民活動団体数*		27団体	37 団体	—

*環境保全に係る市民活動団体数は、市民活動センターの登録団体のうち環境保全に係る活動を行う団体。

環境の現状

① 各主体の環境保全行動の推進

【市民の自主的行動の促進と活動支援】

「市民活動」とは、よりよい社会をつくるための、市民の自発的・主体的な活動を言います。

市民活動センターでは、市民の自主的な活動を支援しており、環境保全に関する活動を行う団体が 27 団体登録されています。

また、各自治会が主体となる住民の自主的参加により行われる地域清掃に対し、器材の貸し出しや配付、ごみの回収を行ったり、市民団体が主体的に取り組む三番瀬護岸のごみ拾い「三番瀬クリーンアップ大作戦」への支援などにより、自主的な環境保全行動を促進しています。

【浦安エコファミリー・浦安エコチャレンジ】

市民の日常生活や事業者の事業活動の中で、環境に配慮すべき事項や環境に配慮する行動を促進するための効果的な仕組みをまとめた冊子「浦安エコファミリー」、「浦安エコチャレンジ」を発行しています。

市民を対象とした「浦安エコファミリー」は、依頼があった自治会などの団体に出前講座を開催し、地球温暖化の仕組みや行動などを掲載しているテキストとして活用して推進しています。

子どもを対象とした「浦安エコチャレンジ」は、市内小学校4年生に配付し、授業や出前講座で身近な環境について学ぶことができるテキストとして活用しています。平成28年度は、出前講座として12回講座を実施しています。

【事業者の行動促進】

事業者向けの「浦安エコカンパニー」は、環境に配慮した事業活動を自ら宣言し、テキストに示した行動（配慮事項等）を選択して実践してもらうものです。1年間の実績を市に報告することで環境に配慮した事業活動を評価し、次年度も認定事業者として継続してもらいます。

平成28年度末現在、認定事業者は13事業者です。

今後は、宣言事業者や認定事業者の実施状況を把握するとともに、事業者のニーズに合うよう制度の検討を行い、より多くの事業者へ普及していきます。

② 市の行動推進

市は、環境活動への取り組みを推進するための率先行動として、平成13年11月に国際規格であるISO14001を認証取得しました。認証取得後は、この規格での取り組みを継続してきましたが、従前に実施していた外部審査機関による審査を取り止め、浦安市版環境マネジメントシステムを平成20年4月から運用開始しました。

環境に配慮した自主的な取り組みを促進するため、「環境配慮指針（市の事務事業編・公共施設の運用編）」、「公共施設における地球温暖化対策実行計画」及び「浦安市省エネルギー対策基本方針」などに基づき、省エネルギー・省CO₂対策、ごみ減量・再資源化、グリーン購入促進など、環境に配慮した事業、計画の立案、実施、点検、見直しを行うPDCAサイクルを推進しています。

今後は、地球温暖化対策に向けた職員研修などを充実させ、職員の環境配慮意識を向上していきます。

平成 28 年度の主な取り組み

① 各主体の環境保全行動の推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
市民活動促進事業 (協働推進課)	ボランティア活動、特定非営利活動等、市民が行う営利を目的としない自由な社会貢献活動を支援するため、平成 14 年 1 月に設置した浦安市市民活動センターを拠点に、ボランティア活動への支援を行う。	新規登録団体のうち主たる活動分野が「環境保全」の団体数 2 団体。主たる活動分野が「環境保全」の団体数 27 団体。
ごみゼロ運動推進事業 (環境衛生課)	「美しいふるさとづくり運動」の一環として、ごみの散乱防止と再資源化の普及・啓発を図るため、浦安市自治会連合会と連携し、ごみゼロ運動を推進する。毎年 5 月 1 日から 6 月の第 1 日曜日までを「ごみゼロ運動推進期間」と定め、環境美化の啓発キャンペーンを実施した。	「美しいふるさとづくり運動」の一環として、ごみの散乱防止と再資源化の普及・啓発を図るため、浦安市自治会連合会と連携し、ごみゼロ運動を推進する。毎年 5 月 1 日から 6 月の第 1 日曜日までを「ごみゼロ運動推進期間」と定め、環境美化の啓発キャンペーンを実施した。
三番瀬保全・活用推進事業 (環境保全課)	「三番瀬の保全・再生及び水辺の活用に関する浦安市の基本方針」に基づき、市民が三番瀬を利用できるような施設や環境づくりに取り組むとともに、保全や活用のあり方について検討する。また、三番瀬を保全する市民の活動（浦安三番瀬クリーンアップ大作戦や浦安三番瀬ミニクリーンアップ）への支援を行う。	三番瀬を保全する市民活動（浦安三番瀬クリーンアップ等）及び三番瀬を通した環境学習の支援を行った。
環境保全行動推進事業（エコファミリー・エコチャレンジ） (環境保全課)	日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進するための効果的な仕組みづくりをまとめた環境配慮指針を策定し普及を図る。	市内小学校の 4 年生以上を対象に「浦安エコチャレンジ」を用いた環境学習出前講座を 12 回開催した。 ・市民向け環境配慮指針 「エコファミリー」活用 （環境学習講座 0 回） ・子ども向け環境配慮指針 「エコチャレンジ」活用 （環境学習講座 12 回）
環境保全行動推進事業（エコカンパニー） (環境保全課)	事業活動の中で環境に配慮すべき事項や、これらを活用して各主体の積極的かつ連携した取り組みを促進するための「浦安エコカンパニー」を普及する。	宣言事業者・認定事業者を HP 上に公開、周知を図った。 平成 28 年度末 宣言事業者 0 社 認定事業者 13 社 (グループ会社 4 社を含む)

② 市の行動推進

事業・取り組み名 (担当課)	事業・取り組みの概要	平成 28 年度実施状況
環境基本計画年次報告書の作成・公表 (環境保全課)	環境基本計画の進行管理を行うため、市民・事業者・市等が共有できる環境に関する情報集として、環境基本計画年次報告書を作成・公表する。	環境審議会において、市民、事業者、学識経験者、による環境基本計画の点検・評価等を踏まえ、平成 28 年版年次報告書を作成し、公表した。

市民・事業者・滞在者等の行動

○市民	<ul style="list-style-type: none">市や地域で実施している美化活動、緑化活動、集団回収などに積極的に参加します。環境の保全に取り組む団体の活動に参加・協力するなど、自ら主体的に取り組みます。
○事業者	<ul style="list-style-type: none">市や地域で実施している美化活動・緑化活動などに積極的に参加・協力します。事業に関連した最新の法規制などの変化に対応する手順・体制を整えます。環境マネジメントシステムを導入する、環境活動を担当する者や部署を明確化するなど、組織として環境活動に取り組む体制を整備し、活動を実践します。市が進める事業をPRするなど、市が実施する環境施策に協力します。
○滞在者等	<ul style="list-style-type: none">市や地域で実施している環境保全活動に協力します。

課題と今後の方向性

① 各主体の環境保全行動の推進

- 市民活動センターにて、市民の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、自治会や管理組合等が主体となって行う地域清掃や水辺清掃活動・緑化活動等への物的、人的支援により、住民の自主的な環境保全行動を推進していきます。

② 市の行動推進

- 市独自の環境マネジメントシステムに基づき、省エネルギー・省CO₂対策、ごみ減量・再資源化、グリーン購入促進など、環境に配慮した事業、計画の立案、実施、点検、見直しを行うPDCAサイクルを推進していくとともに、職員研修などを充実させ、職員の環境配慮意識を向上していきます。